昭和三十五年通商産業省令第十号 許法施行規則

る 第百八十九条の規定に基づき、 7百八十九条の規定に基づき、ならびに同法を実施するため、特許法施行規則を次のように制定す特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第二十八条第二項、第百二十条、第百八十七条および

目

第一章 削除 総則 (第一条—第十九条

特許出願 (第二十三条—第三十一条

第四章 特許出願の審査(第三十一条の二―第三十七条)

第四章の二 出願公開 (第三十八条)

第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例 (第三十八条の二―第三十八条の十四の

第四章の四 判定 (第三十九条・第四十条) 特許権の存続期間の延長登録(第三十八条の十四の三―第三十八条の十八)

第七章 第六章 裁定(第四十一条—第四十五条) 特許権の移転の特例(第四十条の二)

特許異議の申立て 審判及び再審 (第四十五条の二―第四十五条の六)

第三節 第二節 証拠調べ及び証拠保全 口頭審理(第五十一条—第五十六条) 第一節

総則(第四十六条―第五十条の十六)

第一款 総則 (第五十七条―第五十七条の七)

第三款 第二款 当事者尋問(第五十九条―第五十九条の三) 証人尋問 (第五十八条―第五十八条の十八)

第四款 書証 鑑定 (第六十条―第六十条の八)

第六款 第五款 検証 (第六十二条・第六十二条の二) (第六十一条―第六十一条の十一)

第十章 特許証、特許表示及び特許料(第六十六条—第六十九条の二) 第七款 証拠保全(第六十三条—第六十五条)

第十一章 特許料等の減免又は猶予等 (第七十条—第七十八条)

第一章

第一条 特許出願、請求その他の特許に関する手続(以下単に「手続」という。) は、 の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。 (書面による手続等) 法令に別段

ければならない。 書面には、提出者の氏名又は名称、住所又は居所及び法人にあつては代表者の氏名を記載しな書面は、法令に別段の定めがある場合を除き、一件ごとに作成しなければならない。

外国人にあつては、当該国においてこれに相当するものをいう。)を括弧書で併せて記載するこ基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいい、「書面に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏(住民 とができる。

これを証明する書面の提出を命ずることができる。 (書面の用語等) 特許庁長官又は審判長は、前項の規定による旧氏の記載について必要があると認めるときは、

第二条 書面(次項に規定するものを除く。) 書かなければならない は、 法令に別段の定めがある場合を除き、 日本語で

ればならない。 委任状、国籍証明書その他の書面であつて、 外国語で書いたものには、その翻訳文を添附しな

記載する場合は、同法第八条並びに同法附則第三条、第四条、第五条、第六条並びに第八条第一第三条 書面に計量法(平成四年法律第五十一号)第二条第一項に規定する物象の状態の量に関し 記載する場合は、同法第八条並びに同法附則第三条、第四条、 項及び第三項の規定に従つて記載しなければならない。

第四条 書面を提出する場合において、相手方があるときは、相手方に送付するために必要な数の 副本を提出しなければならない。ただし、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第十四条た だし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数と同じ数とする。 (期間の延長の請求等の様式等)

項若しくは第三項の規定による期間の延長、同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同法第四条の二 特許出願及び拒絶査定不服審判の請求に関してする特許法第四条若しくは第五条第一 第百八条第三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなければならない。

る期日の変更の請求(前項に規定する請求を除く。)は、様式第三によりしなければならない。 特許法第五条第二項の規定による期日の変更の請求は、期日の変更を必要とする事由を明らか 特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長又は同法第五条第二項の規定によ

にしてしなければならない。 前項の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては許してはならない。ただし、やむを得ない

3

2

一由があるときは、この限りでない。 当事者の一方につき代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由

二 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと

が生じたこと。

5 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間に係るものは、次の各号に掲げるものとす

特許庁長官が指定した期間(特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審 再審若しくは判定の請求に関する手続に関し特許庁長官が指定した期間を除く。)に係る

準用する場合を含む。)及び同法第百六十三条第二項において準用する同法第五十条の規定に より審査官が指定した期間を除く。)に係る延長 の規定により審査官が指定した期間並びに同法第六十七条の四(同法第六十七条の八において 審査官が指定した期間(特許法第百六十二条の規定による審査において同法第四十八条の七

あつては、同項の規定の適用がないものとした場合における当該期間の末日)の翌日から二月と のとして指定した期間の末日(当該期間の末日が同法第三条第二項の規定の適用を受けるときに 特許法第五条第三項の経済産業省令で定める期間は、特許庁長官又は審査官が手続をすべきも

(代理権の証明)

第四条の三 法定代理権、 特許を受ける権利の承継の届出を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、その代理 理人の代理権は、書面(委任状については、その写しを含む。以下この条において同じ。)をも つて証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法第三十四条第四項の規定による 代理権は書面をもつて証明することを要しない。 特許法第九条の規定による特別の授権又は次に掲げる手続をする者の代

手続の受継の申立て

特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による特許を受ける権利の承継の届出

特許法第四十四条第一項の規定による特許出願 (もとの特許出願の代理人による場合を除

五四 出願審査の請求(他人による請求に限る。 特許権の存続期間の延長登録の出願

む。)の規定による答弁書の提出 特許法第八十四条(同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含

る場合を含む。) 特許法第百十九条第一項の規定による参加の申 請 (同法第百七十四条第一項において準用す

十一 特許法第百二十条の五第一項の規定による最初の意見書の提出 において準用する場合を含む。 (同法第百七十四条第

審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)

十四条第三項において準用する場合を含む。) 特許法第百三十四条第一項の規定による答弁書の提出 (同法第七十一条第三項及び第百七

十四 特許法第百四十八条第一項又は第三項の規定による参加の申請 おいて準用する場合を含む。 (同法第百七十四条第三項

十五 証拠保全の申立て(判定請求前、 申立てに限る。) 特許異議の申立て前、 審判の請求前又は再審の請求前の

再審の請求

権者による届出に限る。) 第二十七条の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出 (特

理権若しくは変更後の代理権又は選任された代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければな 理人が同条第二項の規定により代理人に選任されたことを届け出る場合は、選任した代理人の代 しくはその代理人の代理権の内容の変更を届け出る場合又は手続をした者若しくは特許権者の代手続をした者若しくは特許権者が第九条の二第一項の規定により代理人の選任若しくは変更若

届出をすることなく、新たな代理人により当該事件に関する手続をするときは、その代理人の代・手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合において、第九条の二第一項又は第二項の ではない。 理権は、書面をもつて証明しなければならない。ただし、次に掲げる手続については、 この限り

特許法第百十二条第二項の規定による割増特許料の納付特許法第百十一条第一項の規定による既納の特許料の返還請求特許法第百七条第一項の規定による特許料の納付

書類の交付の請求 謄写並びに特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した 特許法第百八十六条第一項の規定による証明、書類の謄本及び抄本の交付、書類の閲覧及び

五. 特許法第百九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求

第十五条第二項の規定による物件の受取の手続

第三十一条の三第一項の規定による優先審査に関する事情説明書の提出

要があると認めるときは、代理権を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官又は審判長は、第一項及び前項の規定にかかわらず、代理人がした手続について必

(在外者の手続の特例)

に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出とする。続は、第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本等又は第二十七条の十一第七項 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第一条第二号の経済産業省令で定める手

第五条 特許を受ける権利の承継を届け出るときは、その権利の承継を証明する書面を提出しなけ ればならない。

特許庁長官は、特許を受ける権利を承継した者の特許出願について必要があると認めるとき

その権利の承継を証明する書面の提出を命ずることができる。

第六条 手続をする者は、手続をすることについて第三者の許可、 ときは、これを証明する書面を提出しなければならない。 認可、 同意または承諾を要する

第七条 特許庁長官又は審判長は、外国人の手続について必要があると認めるときは、 「面の提出を命ずることができる。 次に掲げる

その国籍を証明する書面

三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は日 千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百 か 国と特許に関して相互に保護すべきことを約した国でないときは、次に掲げる書面のいず 六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年 ラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、 その外国人の属する国(告示で定める国を除く。)がパリ条約(千九百年十二月十四 日にブ れ本

の営業所を有するときは、これを証明する書面 同盟国又は加盟国のうちの一国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上

特許に関する権利の享有を認めているときは、これを証明する書面 その外国人の属する国において日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他

三 外国法人であるときは、法人であることを証明する書面 る権利の享有を認めることとしているときは、これを証明する書面 享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件により特許権その他特許に関す その外国人の属する国において日本国がその国民に対し特許権その他特許に関する権利

(代表者選定届の様式等)

第八条 特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは、願書、判定請求書、特許異議申 出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証明する書面を提出しなければ 立書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申 ならな

2 前項の届出書は、特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人に係る届出の場合は様式第四によ それ以外の場合は様式第五により作成しなければならない。

(氏名変更届等の様式等)

第九条 手続をした者(特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易 又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第六又は様式第七により、遅滞なく、 る特許出願の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審判の請求人を除く。)がその氏名若しくは名称 け出なければならない。 にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受け その旨を届

2 次項において同じ。)は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、前項の届出(特許権の存続期間の延長登録の出願人についてするものに限る。以下この 面ですることができる。 項及び の 書

3 の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる 録の申請は、特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であり、 第一項の届出と登録名義人(特許権者に限る。以下この項において同じ。)の表示の変更の かつ、 当該変更

4 を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官又は審判長は、第一項の規定による届出について必要があると認めるときは、

第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更 のときは様式第九により、 若しくは消滅を届け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人 それ以外の者のときは様式第十によりしなければならない。

2

2

一により、それ以外の者のときは様式第十二によりしなければならない。け出る場合は、当該手続をした者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは様式第十2.手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことを届

一の書面ですることができる。 代理人に係るものに限る。) は、二以上の届出について、当該届出の内容が同一の場合に限り、3 第一項又は第二項の届出(特許出願人、特許権の存続期間の延長登録の出願人又は特許権者の

(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)

しない代理権を証明する書面(以下「包括委任状」という。)を援用してすることができる。いては、特例法施行規則第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定則」という。)第六条第一項に掲げるものを除く。)をする際の第四条の三の規定による証明につ手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規第九条の三 手続(特許法第百八十六条第一項の規定による証明等の請求及び工業所有権に関する

2

日書面の名断)

第十条 同時に二以上の手続 (実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号)、意匠法 (昭和三十 四年法律第百二十五号)、商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)、工業所有権に関する手続等 証明書の提出を省略することができる。 が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該 磁的方法(以下「電磁的方法」という。)により提供された証明書及びその写しを含む。)の内容 出すべき証明書(特許法第四十三条第二項の規定により提出された場合には、同項に規定する電 む。)、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文の規定により提 七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項において準用する場合を含 第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第 本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若 条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項 省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一 許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、特 三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含 づく命令に規定する手続を含む。)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十 の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。)又はこれらの法律に基 しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六項若しくは 5 3

きは、当該証明書の提出を命ずることができる。の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるとの提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めると

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第百八十四条の七第二項及び同法第百八十四第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第百八十四条の大力によりしなければならない。

できる。補正をする者が同一であり、かつ、当該補正の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることが補正をする者が同一であり、かつ、当該補正の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることが面又は特許を受ける権利の承継の届出書についてするものに限る。)は、二以上の補正について、蓄しくは名称又は住所若しくは居所についての補正(願書、特許法第百八十四条の五第一項の書、発明者、特許出願人若しくは特許権の存続期間の延長登録の出願人又はこれらの代理人の氏名

る。

の大学のでは、一の書面ですることができり、かつ、当該補正の内容が当該更正の内容と同一の場合に限り、一の書面ですることができり、かつ、当該補正の内容が当該更正の内容と同一の場合に限り、一の書面ですることができ登録の申請は、特許出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人が登録名義人と同一であ以下この項において同じ。)の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についての表示の更正の以下この項において同じ。)の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所についてある。

る際に納付しなければならない。
4 請求項の数を増加する補正により納付しなければならない手数料は、当該手続補正書を提出す

(誤訳訂正書の様式)

(誤訳訂正書の様式)

(誤訳訂正書の様式第十五によりしなければならない。

(誤訳訂正書の様式第六十一の六により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る五十五及び様式第六十一の六により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る五十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第二十八の一まで、様式第二十八の一まで、

第十一条の二 特許法第十七条の二第二項の誤訳訂正書は、様式第十五の二により作成しなければ

る。る。一名。<l

(要約書の補正の期間)

第十一条の二の二 特許法第十七条の三の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日(同法第四第十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の三の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日(同法第四日(同法第四十三条の三郎一項の外国語を除さ、)の願書に添付した要約書を補正する場合にあつては出願公開の請求があつた後の期間を除さ、。)の願書に添付した要約書を補正する場合にあつては出願の日のうち最先の日。以下「優先件う特許出願にあつては、当該優先権主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。以下「優先中」という。)から一年四月(特許出願(同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願を除く。)の願書に添付した要約書を補正する場合にあつては出願の用のうち最先の日。以下「優先中」という。)から一年四月(特許出願の日(同法第四十三条の三第二項の規定による優先権の主張を準用する場合を含む。)とする。

第十一条の二の三 特許法第十七条の四の経済産業省令で定める期間は、 当該各号に定める期間とする。 次に掲げる場合に応じ、

- が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同補正をする場合 優先日(優先権主張書面について補正をすることにより優先日について変更る場合を含む。)に規定する書面(以下これらの書面を「優先権主張書面」という。)について 請求があつた後の期間を除く。) の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間(出願審査の請求又は出願公開の じ。)から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願 第一項の規定による特許出願を除く。)について、同法第十七条の四の規定により同法第四十特許出願(特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二 十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用す 条第四項に規定する書面又は同法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第二項(同法第四 3 2
- (手続の却下の処分の記載事項) に係る実用新案登録出願の日から四月又は同法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは出願の日若しくは同法第四十六条の二第一項の規定による特許出願の基礎とした実用新案登録 定による特許出願について、同法第十七条の四の規定により優先権主張書面について補正をす一 特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規 第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願をした日から一月の期間が満了する日 の特許出願の日、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係るもとの る場合 優先日から一年四月、同法第四十四条第一項の規定による新たな特許出願に係るもと いずれか遅い日までの間(出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。) 3 2
- 五第三項の規定による却下の処分は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければなら第十一条の三 特許法第十八条、第十八条の二第一項、第三十八条の二第八項又は第百八十四条の
- 手続をした者及びその代理人の氏名又は名称特許出願の番号(審判に係る手続にあつては審判の番号)
- 却下される手続
- 処分の年月日
- (弁明書の様式)

第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様 の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式ら様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第五十二十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二か十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四 十五の五により作成しなければならない。 ることによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二により作成した書面を特許庁に提出す第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六 2

(特許法第十九条の経済産業省令で定める信書便の役務)

第十一条の四の二 特許法第十九条の経済産業省令で定める信書便の役務は、 た後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するものとする。 信書便物を引き受け

第十一条の五 手続の受継(特許を受ける権利の相続その他の一般承継による承継人が手続を受継 する場合を除く。)の申立ては、特許出願の審査又は拒絶査定不服審判の手続に関してする場合 様式第十六により、 それ以外の場合は様式第十七によりしなければならない

4

2 前項の申立書を提出する場合には、 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面を添付し

(名義人変更届の様式等)

第十二条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出は、 ならない。 様式第十八によりしなけ

ことができる。 前項の届出は、 二以上の届出について、 当該届出の内容が同一の場合に限り、 一の書面でする

の登録義務者及び登録権利者と同一の場合に限り、一の書面ですることができる。的が同一の場合に限る。)は、特許を受ける権利の被承継人及び承継人が当該申請に係る特許権 第一項の届出と特許権の移転の登録の申請(二以上の特許権に係るときは、これらの登録

第十三条 特許庁に対し特許権又は特許出願の後その特許出願に関し書類その他の物件を提出する 者は、これにその特許番号又は特許出願の番号を表示しなければならない

(特許番号の表示等)

特許庁に対し特許権の存続期間の延長登録の出願の後その延長登録の出願に関し書類その 他

物件を提出する者は、これにその延長登録出願の番号を表示しなければならない。 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。)、再審若しくは判定の

4 判、再審又は判定請求の番号を表示しなければならない。請求の後その申立て又は請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異議、請求の後その申立て又は請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異議、 これにその審判の番号及びその請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願の番号を表示しなけ 特許庁に対し拒絶査定不服審判の請求の後その請求に関し書類その他の物件を提出する者は、 審

ればならない。 (情報の提供)

第十三条の二 きる。ただし、当該特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。 を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することがで た明細書、 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添

図面についてした補正が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていないこと。 際出願であつて外国語でされたものを除く。)の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は 項の外国語特許出願及び同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国 その特許出願(特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、同法第百八十四条の四第一

一 その特許出願に係る発明が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第 四項までの規定により特許をすることができないものであること。

三 その特許出願が特許法第三十六条第四項又は第六項(第四号を除く。) に規定する要件を満 たしていないこと。

語書面に記載した事項の範囲内にないこと。 許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が同条第一項の外国 その特許出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合において、当該特

3 は居所又は法人にあつては代表者の氏名を記載することを省略することができる。 前項の書面には、第一条第三項の規定にかかわらず、提出者の氏名若しくは名称、 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。 住所若しく

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付 を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができ した明細書、 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類

(特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願、 その特許が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出 同法第百八十四条の四第一項の外国語特許

外国語でされたものを除く。)に対してされたこと。出願及び同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて

- 満たしていない特許出願に対してされたこと。 「第四号を除く。)に規定する要件を三(その特許が特許法第三十六条第四項第一号又は第六項(第四号を除く。)に規定する要件を
- 四 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請四 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請
- 前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した書面によらなければならない。

4

(詩頁:1つ型)が井)最古詩)様式) 前条第三項の規定は、前項の書面に準用する。

・〓は、これには、一貫には、「これ」(書類その他の物件の提出書の様式)

第十四条 特許法第百九十四条第一項の規定により特許出願に関し書類その他の物件の提出を求め 第十四条 特許法第百九十四条第一項の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、拒 第維用する場合を含む。)の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する場合は、拒 第年用する場合を含む。)及び同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第百七十四条第二項がより、第二十二によりしなければならない。

の提出の際にその旨を申し出なければならない。 第十五条 特許庁に提出したひな形もしくは見本または証拠物件の返還を受けようとする者は、そ(物件の返還)

内にその受取の手続をしなければならない。
2 前項のひな形もしくは見本または証拠物件は、特許庁から返還の通知を受けた日から三十日以

(送達)

に同法第百八十四条の二十第三項の規定による決定の謄本とする。

達があつたものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。指定する職員又は審判書記官は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送を除く。次項において同じ。)の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、特許庁長官が4 特許法第百九十条において読み替えて準用する民事訴訟法第百七条第一項(第二号及び第三号4 特許法第百九十条において読み替えて準用する民事訴訟法第百七条第一項(第二号及び第三号

養り己录とするようでする。 百九十二条第二項の規定により経済産業省令で定める信書便の役務は、信書便物の引受け及び配っ、特許法第百九十条において読み替えて準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定及び特許法第

(手続の続行の通知)

権利の承継人に対し手続を続行しようとするときは、その旨を当事者に通知しなければならな第十七条 特許庁長官または審判長は、特許法第二十一条の規定により特許権その他特許に関する

(書類の謄本の認証等)

旨を記載し、特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が記名押印しなければならない。 *** 特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本には、原本と相違がないことを認証する

きは、これを用いて謄本又は抄本を作成することができる。特許庁において作成すべき書類の謄本又は抄本の交付を請求する者が必要な書類を提出したと

書類の提出を求めることができる。の場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するためのの主張をする旨及び出願をしようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。こ第二項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、そ第二項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、そ第二項の特定国においてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法第四十三条の三

(モデル国際様式等)

書様式及び同規則20(1)に規定するモデル国際様式によりすることができる。 第十九条 手続は、この省令で定める様式のほか、特許法条約に基づく規則3(2)に規定する願

第二章 削除

第二十条から第二十二条まで

削

(願書の様式)

第二十三条 願書 (次項から第五項までの願書を除く。) は、様式第二十六により作成しなけれ

成しなければならない。
2 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願についての願書は、様式第二十六の二により作

なナればならない。 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願についての願書は、様式第二十七により作成し

より作成しなければならない。 4 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定による特許出願についての願書は、様式第二十八に4 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定による特許出願についての願書は、様式第二十八に

様式第二十八の二により作成しなければならない。 特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願についての願書は、

たものに係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。三号)第二十二条(同条第一号に係る部分に限る。)の規定により国がその一部のみを譲り受け受ける権利につき科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十年 国が委託した技術に関する研究及び開発の成果に係る発明であつて、その発明について特許を

(発明の詳細な説明の記載) 第二十四条 願書に添付すべき明細書は、様式第二十九により作成しなければならない。

明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常第二十四条の二 特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発

の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしな

(特許請求の範囲の記載

第二十四条の三 特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請 範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする 求の

8

- 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
- 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
- ばならない。 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなけれ
- 前に記載してはならない 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より

9

他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。 引用する請求項

(特許請求の範囲の様式)

- 第二十四条の四 願書に添付すべき特許請求の範囲は、 様式第二十九の二により作成しなければな
- 第二十五条 願書に添付すべき図面は、 (図面の様式) 様式第三十により作成しなければならない

(要約書の記載)

- 同法第六十六条第三項に規定する特許公報への掲載の際に、明細書、特許請求の範囲又は図面に第二十五条の二 特許法第三十六条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、出願公開又は 記載した発明の概要と共に特許公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。 (要約書の様式) 3
- 第二十五条の三 要約書は、 様式第三十一により作成しなければならない

(外国語書面出願の言語)

第二十五条の四 特許法第三十六条の二第一項の経済産業省令で定める外国語は、 英語その他の外

(外国語書面の様式)

り、特許請求の範囲は様式第三十一の二の二により、図面は様式第三十一の三により作成しなけ第二十五条の五 特許法第三十六条の二第一項の外国語書面のうち明細書は様式第三十一の二によ ればならない。

(外国語要約書面の様式)

第二十五条の六 特許法第三十六条の二第一項の外国語要約書面は、 しなければならない。 様式第三十一の四により作成

(翻訳文の様式等)

- 第二十五条の七 特許法第三十六条の二第二項、第四項又は第六項の翻訳文の提出は、 の五により作成した翻訳文提出書によらなければならない。 様式第三十
- の六により、特許請求の範囲に係るものは様式第三十一の六の二により、図面に係るものは様常特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文のうち、明細書に係るものは様式第三十二 第三十一の七により作成しなければならない。 図面に係るものは様式
- 特許法第三十六条の二第二項の外国語要約書面の翻訳文は、 ればならない。 様式第三十一の八により作成しな
- 4 日から二月とする 特許法第三十六条の二第四項の経済産業省令で定める期間は、 同条第三項の規定による通知の
- 5 規定する期間の経過後一年を超えるときは、 提出することができるようになつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に 特許法第三十六条の二第六項の経済産業省令で定める期間は、同条第五項に規定する翻訳文を 同項に規定する期間の経過後一年とする。

6

- 6 特許法第三十六条の二第六項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間内 .様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。
- を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、
- おいて、 よる手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において 「申出書」という。)を第六項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合に 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第三十六条の二第六項の規定に 回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができ
- 特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 とができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰するこ ただし、
- 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。(第六項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当 (発明の単一性)
- 第二十五条の八 の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概8二十五条の八 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一 念を形成するように連関している技術的関係をいう。
- 2 いう。 前項に規定する特別な技術的特徴とは、 発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴を
- ものとする。 一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断する第一項に規定する技術的関係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか単

- 第二十六条 特許出願人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、 を記載しなければならない。 願書に次に掲げる事
- 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、

その 定め

- 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
- 五. ときは、その旨 信託法(平成十八年法律第百八号)第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託である
- 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その
- 七 は、その旨 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号) 第 一条に規定する公益信託であるとき
- 信託の目的
- 信託財産の管理の方法
- 信託の終了の理由
- その他の信託の条項
- 2 る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない (同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは、同項第一号の受益者
- 3 第一項及び第二項の規定は、信託の受託者が特許法第三十四条第四項の規定による届出をする
- 4 信託の受託者が第一項各号に掲げる事項の変更を届け出るときは、 ばならない。 様式第三十二によりしなけ

- 更の届出をする場合は、様式第三十二の二によりしなければならない。 5 信託法第二条第十項、第十一項又は第三条第三号の規定による特許を受ける権利についての変
- (持分の記載等)の事実を証する書面を添付しなければならない。の事実を証する書面を添付しなければならない。(6)前二項の場合(第一項第一号、第三号及び第四号に係る変更の場合を除く。)には、その変更
- 第二十七条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出をする場合において、 第二十七条 特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による届出をする場合において、届出書にその旨を記載することができる。 この場合においては、その旨の記載を証明する書面を提出しなければ を記載することができる。 この場合においては第五項の規定による届出をする場合において、届出人の o
- 出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 まず、願書、明細書等提出書、同法第百八十四条の五第一項の申出に係る書面、同法第五条第三項の期間の延長に係る期間延長請求書、誤訳訂正書、審判項の申出に係る書面、同法第五条第三項の期間の延長に係る期間延長請求書、誤訳訂正書、審判ず、願書、明細書等提出書、同法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一ず、願書、明細書等提出書、同法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一
- 4 特許法第百九十五条第六項の規定により出願審査の請求の手数料を納付するときは、第一項及(微生物の寄託)
- | は特許権者は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。| 2 特許出願の後に前項の微生物の寄託について新たな受託番号が付されたときは、特許出願人又
- 3 前項の届出は、様式第三十三によりしなければならない。

(微生物の試料の分譲)

一 その微生物に係る発明についての特許権の設定の登録があつたとき。うとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。第二十七条の三 前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しよ

- れ警告を受けたとき。 二 特許法第六十五条第一項の規定によりその微生物に係る発明の内容を記載した書面を提示さ
- めに必要なとき。 を含む。)及び同法第百六十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するたっを含む。)及び同法第百六十三条第二項において準用する場合

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出)

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

- で定める場合は、次のとおりとする。用する場合を含む。)の経済産業省令用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令、特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準
- ・ 特別は第一年では、第一項人は第一日では、100mmの開発によりによりにないない。 100mmの開発により優先権証明書類等に記載されている事項の提供を受けよい。 100mmmの開発に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした証明書類等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした証明書類等に記載されている事項を選絡とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、優先権の規定による優先権の主第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の二第一項若しくは第二項
- うとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。) 場合 (特許庁長官が電磁的方法により優先権証明書類等に記載されている事項の提供を受けよ記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関(世界知的所有権機関を設立する記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関(世界知的所有権機関を設立する服を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、優先権証明書類等に張を伴う出願の問盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を権の主張を伴う出願をした国に対し、優先権証明書類等に出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張をとされている事項を表示。
- 当該事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称とする。等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びにて定める事項は、同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若しで定める事項は、同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若して定める事項は、同法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項又は第四十三条の三第一項若してである。
- 用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令5 特許法第四十三条第七項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準

規定による通知の日から二月とする。項において準用する場合を含む。)の項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)ので定める期間は、同法第四十三条第六項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三

- 用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令の「特許法第四十三条第八項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準実がしょう。)
- の発行に関する事務の遅延により提出することができなかつた場合 当該優先権証明書類等を一 優先権証明書類等を、当該優先権証明書類等を発行すべき政府による当該優先権証明書類等で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令

入手した日から一月(在外者にあつては、二月)とする。

過後六月とする。 同法第四十三条第七項に規定する期間の経過後六月を超えるときは、同項に規定する期間の経由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)とする。ただし、当該期間の末日がの三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面を提出することができなかつた理の三第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条二、前号に掲げる場合以外の場合 優先権証明書類等又は特許法第四十三条第五項(同法第四十二

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等)

- の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出を省略することができる。 該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して同法第三十条第三項に規定する同条第二項第二十七条の四 特許出願について特許法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者は、当
- 2 優先権主張書面は、様式第三十六の二により作成しなければならない。
- 記載して優先権主張書面の提出を省略することができる。 項の規定により優先権を主張しようとする者は、当該特許出願の願書にその旨及び必要な事項を第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。) 又は第四十三条の三第一項若しくは第二年 特許出願について特許法第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(同法)
- 4 特許法第四十三条第三項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用するは優先権主張書面の提出の際に、出願番号記載書面の提出を省略することができる。特許出願又は優先権主張書面の提出の際に、出願番号記載書面」という。)を優先権の主張の基礎とした出願の番号を記載した書面(以下「出願番号記載書面」という。)を優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該出願番号記載書面という。)を優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載して当該個先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載した書面(以下「出願番号記載書面という。)を優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載という。)を優先権主張書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記載という。)を優先権主張書面に当該優先権の主張の基礎とした出願の番号及び必要な事項を記述を含む。)及び第四十三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により同様とする。
- 規定により優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後二月とする。故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められない場合における同項の第二十七条の四の二 特許法第四十一条第一項第一号の経済産業省令で定める期間は、特許出願が
- る。 経済産業省令で定める期間は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間の経過後二月とす2 特許法第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の
- 含む。)の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。の三第三項において準用する場合を含む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を3 特許法第四十一条第四項及び第四十三条第一項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条

8

- 二月 かられない場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をすることができる期間の経過後められない場合における当該優先権の主張を伴う特許出願をするようにものでまいと認をする場合 当該特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限る。) 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する特許出願が故意
- 定する優先期間の経過後二月の規定による優先権の主張に係るパリ条約第四条C(1)に規の規定による優先権の主張をする場合 当該優先権の主張に係るパリ条約第四条C(1)に規一特許法第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)
- 内に、様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。
 おときにするものに限る。以下この条において同じ。)をした者は、前項第三号に規定する期間号に規定する特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められれた国際出願を除く。)について特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一年、特許出願(国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなさ
- を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これ
- ければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しな7.前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張
- 9 第四項から前項までの規定は、特許出願(国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第四項該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。8 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当
- 十一条第一項」とあるのは「第四十三条の二第一項」と読み替えるものとする。に準用する。この場合において、第四項中「第三号」とあるのは「第四号」と、第六項中「第四法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした場合の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。)について特許法第四十三条の二第一項(同の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。)について特許法第四十三条の二第一項(同の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。)について特許法第四十三条の二第一項(同の規定により持定とは、特許出願(国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第四項)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

気ディスク」という。)を、願書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。 ことができる物を含む。以下同じ。) (以下この条及び第三十八条の十三の二において「所定の磁 方式に従つて記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく 下この条及び第三十八条の十三の二において「所定の配列表」という。)を特許庁長官が定める 列」という。)を含む特許出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表(以 塩基配列又はアミノ酸配列(以下この条及び第三十八条の十三の二において「配

ものとする。ただし、当該フリーテキストと同一の内容を、英語以外の外国語又は日本語によ 所定の配列表がフリーテキストを含むときは、当該フリーテキストを、英語により、記載する 併せて記載することができる。

3 列表を記録した所定の磁気ディスクを手続補正書に添付して特許庁長官に提出しなければならな。 所定の配列表について特許法第十七条の二第一項の規定による補正をする場合は、補正後の配

4 列表を記録した所定の磁気ディスクを誤訳訂正書に添付して特許庁長官に提出しなければならな 所定の配列表について特許法第十七条の二第二項の規定による補正をする場合は、補正後の配

に添付して特許庁長官に提出しなければならない。 所定の配列表について特許法第三十八条の二第三項又は第九項の規定による補完をする場合 第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第三十七により作成した手続補完書

許庁長官に提出しなければならない かわらず、所定の磁気ディスクを様式第三十七の二により作成した明細書等提出書に添付して特 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をする場合は、第一項の規定にか

所定の配列表について特許法第三十八条の四第二項又は第九項の規定による補完をする場合

等補完書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。 第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第三十七の三により作成した明細書

クに記録した所定の配列表は、願書に最初に添付した明細書に記載した事項とみなす。 願書、様式第三十七により作成した手続補完書、様式第三十七の二により作成した明細書等提 .書又は様式第三十七の三により作成した明細書等補完書に添付して提出した所定の磁気ディス

スクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して特許庁長官に提出することができる。 表が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)を提出していない場合には、当該磁気ディ 特許出願人は、所定の磁気ディスクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して特許 特許出願人は、配列を含む特許出願をしたにもかかわらず、所定の磁気ディスク(所定の配列

た明細書に記載した事項とみなさない。 しなければならない。この場合において、所定の磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付し 明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていない旨の陳述書を併せて提出 庁長官に提出する場合には、当該磁気ディスクに記録した所定の配列表が願書に最初に添付した

書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。 より翻訳文を提出する際に、所定の磁気ディスクを様式第三十一の五により作成した翻訳文提出添付して提出されている場合を除き、特許法第三十六条の二第二項、第四項又は第六項の規定に 表が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)が願書、手続補完書又は明細書等補完書に 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願については、所定の磁気ディスク(所定の配列

付した明細書に記載した事項」とあるのは、「特許法第三十六条の二第一項の外国語書面に記載 付して提出されている場合についての第八項の規定の適用については、同項中「顧書に最初に添 が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)が願書、手続補完書又は明細書等補完書に添 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願について、所定の磁気ディスク(所定の配列表 かつ、特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文に記載した事項」と

> 付した明細書に記載した事項」とあるのは、「特許法第三十六条の二第一項の外国語書面に記載付して提出されている場合についての第八項の規定の適用については、同項中「願書に最初に添 が第二項の規定に従つて作成されたものを除く。)が願書、手続補完書又は明細書等補完書に添 した事項」とする。 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願について、所定の磁気ディスク(所定の配列

14 は、 第十一項の規定により翻訳文提出書に添付して提出した所定の磁気ディスクに記録した配列表 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面の翻訳文に記載した事項とみなす。

15

合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。 含む。次項及び第十九項において同じ。)とともに特許庁長官に提出することができる。この場 に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入 力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続(同法第六条第一項に規定する場合を 特許出願人は、所定の配列表を第二十四条、第二十五条の五又は第二十五条の七第二項の規定

特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディス 例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する クを提出することを要しない。 第九項の規定により所定の磁気ディスクを提出しようとする特許出願人は、所定の配列表を特

18 17 定による補正をする者は、所定の磁気ディスクを、訂正請求書、訂正審判請求書又は同条の規定 による補正に係る手続補正書に添付して特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。 配列表を含む明細書の訂正をする者又は当該訂正した明細書について特許法第十七条の五の

記載した事項とみなす。 前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、 訂正した明細書に

三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官又は審判長に提出することができる。この 事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合に限る。)の規定に基づき明細書に記載する 合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。 (第五十条の十六において準用する場合を含む。) 及び第五十条の十五第二項 (第五十条の十六に 訂正の請求をする者又は訂正審判の請求人は、所定の配列表を第二十四条(第四十五条の

(実用新案登録に基づく特許出願)

第二十七条の六 実用新案権者は、特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づ 三の規定によりその実用新案権の放棄による登録の抹消を申請しなければならない。 く特許出願の際に、実用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)第二条の

第二十七条の七 特許法第三十八条の二第三項の経済産業省令で定める期間は、 による通知の日から二月とする。 (手続補完書の提出期間) 同条第二項の規定

(手続補完書の様式)

第二十七条の八 ばならない。 特許法第三十八条の二第四項の手続補完書は、 様式第三十七により作成しなけ

(手続の補完が認められない場合)

第二十七条の九 特許法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定める場合は、同条第二項の規定 による通知を受けた場合に執るべき手続を特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日 から二月を経過した後に執つた場合とする。

(先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手続等)

第二十七条の十 特許法第三十八条の三第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものと

先の特許出願をした国又は国際機関の名称

先の特許出

先の特許出願の出願番号

- 願の願書にその旨及び前項に掲げる事項を記載して同条第二項に規定する書面の提出を省略する 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をしようとする者は、当該特許出
- 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める期間は、特許出願の日から四月とする。
- てはその日本語による翻訳文とする。 の認証謄本等」という。)及び先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合にあつ (電磁的方法により提供されたものを含む。) 又はその写し (以下この条において「先の特許出願機関の認証があるその出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲及び図面に相当するものの謄本 特許法第三十八条の三第三項の経済産業省令で定める書類は、先の特許出願をした国又は国際
- 項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。)又は先の特許出願が日本国においてしたもの提出済みである場合(第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事 第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)謄本等若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条 である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略する 及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面を特許庁長官に既に 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認証
- 十七の二によりしなければならない。 特許法第三十八条の三第三項の規定により明細書及び必要な図面を提出する場合は、 様式第三
- 訳文を提出する場合は、様式第二十二によりしなければならない。特許法第三十八条の三第三項の規定により先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻
- (明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の手続等)
- 第二十七条の十一 特許法第三十八条の四第二項の経済産業省令で定める期間は、 定による通知の日から二月とする。 同条第一項の規
- 特許法第三十八条の四第三項の明細書等補完書は、様式第三十七の三により作成しなければな
- を提出した時にしたものとみなされたときは、その旨を特許出願人に通知しなければならない。 前項の規定による通知があつたときは、特許出願人は、同項の規定による通知の日から一月以 特許庁長官は、特許法第三十八条の四第四項本文の規定によりその特許出願が明細書等補完書
- 5 前項の意見書は、様式第三十七の四により作成しなければならない。

内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

- という。)に完全に記載されているときとする。 だし書に規定する優先権の主張の基礎とした出願(以下この条において「優先権主張基礎出願 特許法第三十八条の四第四項ただし書の経済産業省令で定める範囲内にあるときとは、同項た
- があつたときは、第一項に規定する期間内(同条第九項の規定によりその通知を受けた場合に執 本語による翻訳文)を提出しなければならない。 又は図面が外国語で記載されている場合にあつては、当該優先権主張基礎出願の写し及びその日 から二月以内)に、優先権主張基礎出願の写し(優先権主張基礎出願の願書に添付された明細書 るべき手続を執つた場合にあつては、当該特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日 特許法第三十八条の四第四項ただし書の適用を受ける特許出願の出願人は、同条第一項の通知
- 様式第二十三によりしなければならない 前項の規定により優先権主張基礎出願の写し又はその日本語による翻訳文を提出する場合は、
- 9 提出済みである場合(第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事 及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面を特許庁長官に既に 写し若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第 第七項の規定により優先権主張基礎出願の写しを提出すべき者は、当該優先権主張基礎出願の 項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)

- 当該優先権主張基礎出願の写しの提出を省略することができる。 てした特許出願若しくは実用新案登録出願である場合にあつては、 項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。)又は当該優先権主張基礎出願が日本国にお 第七項の規定にかかわらず、
- 10 ら一月とする。 特許法第三十八条の四第七項の経済産業省令で定める期間は、第三項の規定による通知の日
- りしなければならない。 特許法第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げは、 様式第三十七の五によ
- 12 特許法第三十八条の四第九項において準用する同法第三十八条の二第九項の経済産業省令で定 願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月を経過した後に執つた場合とする。 める場合は、同法第三十八条の四第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続を特許出
- 第二十八条 特許庁長官は、願書を受理したときは、 許出願人に通知しなければならない。 これに特許出願の番号を附し、 その番号を特
- 第二十八条の二 特許出願の放棄は、様式第三十八によりしなければならない
 - (特許出願の放棄)

(特許出願の番号の通知)

- (特許出願の取下げ)
- 第二十八条の三 特許出願の取下げは、様式第四十によりしなければならない
- (特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)
- 第二十八条の四 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張の取下げは、 2 よりしなければならない。 様式第四十二に
- (協議が成立した旨の特許公報への掲載) 特許法第四十二条第一項から第三項までの経済産業省令で定める期間は、 一年四月とする。
- 第二十九条 特許法第三十九条第六項の規定により協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じら についての同法第六十六条第三項に規定する特許公報に次に掲げる事項を掲載しなければならな れた場合において、当該出願人の協議により一の特許出願人が定められたときは、当該特許出
- 協議が成立した旨
- 協議により定めた一の特許出願人以外の出願人の氏名又は名称及び住所又は居
- 前号の出願人の出願に係る発明又は考案の発明者又は考案者の氏名及び住所又は居
- (特許出願の分割をする場合の補正)
- 第三十条 特許法第四十四条第一項第一号の規定により新たな特許出願をしようとする場合にお 出願と同時にしなければならない。 きは、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正は、 て、もとの特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面を補正する必要があると 新たな特許
- 第三十一条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をしようとする場 変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。 合において、先の出願について提出した証明書であつて同法第三十条第三項の規定によるもの (提出書面の省略)
- 2 五条から第七条まで又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、 て、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願について提出した証明書であつて第四条の三、 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合におい 旨を願書に表示してその提出を省略することができる。 そ第
- 3 るときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。 て、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであ 特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合にお
- 4 において、その実用新案登録について提出した証明書であつて第四条の三、 特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合 第五条から第七条ま

してその提出を省略することができる で又は第八条第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示

5 を願書に表示してその提出を省略することができる。 において、その実用新案登録の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、 特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合 その旨

(出願審査請求書の様式等)

第三十一条の二 出願審査請求書は、様式第四十四により作成しなければならない。

願審査請求書にその旨を記載しなければならない。 特許法第百九十五条の二又は第百九十五条の二の二の規定の適用を受けようとするときは、

3 に特例法施行規則第六十条の二第一号の調査報告番号を記載して行わなければならない。 特例法第三十九条の三の規定による同法第三十九条の二の調査報告の提示は、出願審査請求書

きは、同条第一項に規定する期間の経過後一年とする。 にあつては、同条第二項に規定する期間。以下この項において同じ。)の経過後一年を超えると する。ただし、当該期間の末日が同条第一項に規定する期間(同条第七項において準用する場合 ては、同条第二項)の規定による出願審査の請求をすることができるようになつた日から二月と 同じ。)の経済産業省令で定める期間は、同条第一項(同条第七項において準用する場合にあつ 特許法第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において

間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。 特許法第四十八条の三第五項の規定により出願審査の請求をする場合には、同項に規定する期

おいて、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができ「申出書」という。)を第五項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合に よる手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これ 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第四十八条の三第五項の規定に

とができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、 特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰するこ

該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。 (優先審査に関する事情説明書の提出) 第五項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当

第三十一条の三 特許出願人は、特許法第四十八条の六に規定する優先審査に関し、特許出願に係 提出することができる。 る発明の実施の状況等を記載し、根拠となる書類又は物件を添付した事情説明書を特許庁長官に 同様とする。 出願公開がされた他人の特許出願に係る発明を業として実施している者

(意見書の様式等) 前項に規定する事情説明書は、様式第四十六により作成しなければならない

第三十二条 特許法第四十八条の七及び第五十条の意見書は、様式第四十八により作成しなければ

前項の意見書には、 必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならな

3 ない。」と読み替えるものとする きは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。」とあるのは、 二項中「特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があると 第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第 「提出しなければなら

(補正の却下の決定の記載事項)

第三十三条 特許法第五十三条第一項の規定による却下の決定には、 定をした審査官が記名押印しなければならない。 次に掲げる事項を記載し、 決

特許出願の番号

特許出願人及び代理人の氏名又は名称

決定の結論及び理由

決定の年月日

第三十四条 削除

出

ならない。ただし、拒絶をすべき旨の査定をする場合は、第三号に掲げる事項を記載することを第三十五条 査定には、次に掲げる事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければ 要しない。 (査定の記載事項)

特許出願の番号

発明の名称

請求項の数

特許出願人及び代理人の氏名又は名称

査定の結論及び理由

第三十六条 特許庁長官は、特許出願人が特許を受ける権利を有していないことを理由として特許 出願について拒絶をすべき旨の査定があつた場合において、 六五四 (特許を受ける権利を有する者への通 査定の年月日 特に必要と認めるときは、

第三十七条 特許庁長官は、審査に関し決定があつたときは、 き、その謄本を特許出願人に送付しなければならない。 (決定の謄本の送付) 法令に別段の定めがある場合を除

特許を受ける権利を有する者に通知しなければならない。

その旨を

第四章の二 出願公開

(出願公開請求書の様式)

第三十八条 出願公開請求書は、様式第五十により作成しなければならない 第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(翻訳文の様式等)

第三十八条の二 特許法第百八十四条の四第一項若しくは第二項又は第百八十四条の二十第二項 様式第五十一の四により作成しなければならない。 翻訳文は、様式第五十一又は様式第五十一の二、様式第五十一の二の二、様式第五十一の三及び

3 2 特許法第百八十四条の四第四項の経済産業省令で定める期間は、 この項において同じ。)の経過後一年を超えるときは、国内書面提出期間の経過後一年とする。 内書面提出期間(同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下 等翻訳文を提出することができるようになつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が国 特許法第百八十四条の四第四項の規定により翻訳文を提出する場合には、同項に規定する期間 同条第三項に規定する明

を証明する書面の提出を命ずることができる。 内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、 これ

5 おいて、 る 「申出書」という。)を第三項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合に による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第百八十四条の四第四項の規定 回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができ

- 特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 とができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰するこ | 2 前項の意見書は、
- 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当
- (国際出願日の特例) 特許法第百八十四条の四第六項の規定による補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文の提出 様式第五十二によりしなければならない。

第三十八条の二の二 特許庁長官は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力 ればならない。 ときは、その国際特許出願の出願人に対し、その国際特許出願の国際出願日を規則20.3(b) 願について、規則82の3.1(b)(i)から(iii)までのいずれかに該当すると認める 条約(以下「特許協力条約」という。)に基づく規則(以下「規則」という。)20.3(b)(i (c)若しくは20.5の2(c)の規定により訂正された国際出願日とする旨の通知をしなけ (i)、20.5(b)若しくは20.5の2(b)の規定により認定され、又は規則20.5 1、20.5(d)又は20.5の2(d)の規定により国際出願日が認められた国際特許出

- 次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書面の提出を求めることができる。 特許庁長官は、国際出願日の認定又は訂正に際し必要があると認めるときは、出願人に対し、
- に規定する優先権書類の日本語による翻訳文 規則20.3(b)(i)の規定による国際出願日の認定である場合 規則51の2. $1 \\ \widehat{\underline{e}}$
- 載されている箇所の説明を記載した書面 訳文及び規則51の2.1(e)(ii)に規定する明細書、請求の範囲又は図面の部分が記際出願日の訂正である場合 規則51の2.1(e)に規定する優先権書類の日本語による翻 規則20.5(b)の規定による国際出願日の認定又は規則20.5(c)の規定による国
- 三 規則20.5の2(b)の規定による国際出願日の認定又は規則20.5の2(c)の規定 求の範囲又は図面の全部又は一部の翻訳文及び規則51の2.1(e)(ii) 細書、請求の範囲又は図面の部分が記載されている箇所の説明を記載した書面 による翻訳文、規則51の2.1(a)(viii)に規定する誤つて提出された明細書、請 による国際出願日の訂正である場合 規則51の2.1(e)に規定する優先権書類の日本語 に規定する明
- 際して指定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。 第一項の規定による通知があつたときは、国際特許出願の出願人は、特許庁長官が当該通知に
- 4 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない。
- 5 部又は一部(以下この条において「適当な明細書等」という。)について、当該国際特許出願にの規定によりその国際特許出願に含まれることとなつた適当な明細書、請求の範囲又は図面の全 含まれないものとする旨の請求をすることができる。 面の全部若しくは一部(以下この条において「欠落部分」という。)又は規則20.5の2(c) その国際特許出願に含まれることとなつた欠落している明細書若しくは請求の範囲の一部又は図 国際特許出願の出願人は、第三項に規定する期間内に限り、規則20.5(c)の規定により
- 前項の請求は、様式第五十二の三により作成しなければならない。
- 特許出願の国際出願日を特許協力条約第二条(xv)の受理官庁が認定した国際出願日としなけ 特許庁長官は、第五項の請求があつたときは、当該請求に係る欠落部分又は適当な明細書等 国際特許出願に含まれないものとみなし、第一項の規定による通知にかかわらず、その国際
- 第三十八条の二の三 を認めない場合は、 出願人に対し、相当な期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければな特許庁長官は、規則91.3(f)の規定により規則91.1に基づく訂正

- (書面の記載事項) 様式第五十二の二により作成しなければならない。
- 第三十八条の三 特許法第百八十四条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、 次のとお
- りとする。
- 国際出願番号
- 二代理人があるときは、 代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

第三十八条の四 (書面の様式) 特許法第百八十四条の五第一項の書面は、 様式第五十三により作成しなければな

(書面の提出手続に係る方式)

- 第三十八条の五 特許法第百八十四条の五第二項第三号の経済産業省令で定める方式は、 次のとお
- 二 前条に規定する様式により作成されていること。 特許法第百八十四条の五第一項各号に掲げる事項が記載されていること

(補正の提出の様式)

- 第三十八条の六 特許法第百八十四条の七第一項又は第百八十四条の八第一項の規定による補正書 の写し又は補正書の日本語による翻訳文の提出は、様式第五十四によりしなければならない。 (特許管理人の届出をする場合の手続等)
- 第三十八条の六の二 特許法第百八十四条の十一第二項の経済産業省令で定める期間は、 三月とす
- 2 特許法第百八十四条の十一第四項の経済産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通 知の日から二月とする。
- 3 年とする。 末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一 許管理人の選任の届出をすることができるようになつた日から二月とする。ただし、 特許法第百八十四条の十一第六項の経済産業省令で定める期間は、同条第四項の規定による特 当該
- 4 に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。 特許法第百八十四条の十一第六項の規定により特許管理人の選任の届出をする場合には、
- 5 を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これ
- 6 合において、 できる。 定による手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項にお て「申出書」という。)を第四項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第百八十四条の十一第六項の 回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することが
- 7 とができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。 特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰するこ
- 8 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。 (発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間) 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容
- 第三十八条の六の三 特許法第百八十四条の十四の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。 までの期間(当該期間が七月を超えるときは、七月)とする。 できないときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、 に帰することができない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することが ただし、国際特許出願について同法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責め 二月)を経過する日

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の様式)

第三十八条の六の四 特許法第百八十四条の十四に規定する発明の新規性の喪失の例外の規定の適 用を受けたい旨を記載した書面は、様式第五十四の二により作成しなければならない。 (特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第三十八条の六の五 特許法第百八十四条の十五第四項において読み替えて適用する同法第四十一 条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。 (申出の期間)

る拒否、宣言又は認定が出願人に通知された日から二月とする。 第三十八条の七 特許法第百八十四条の二十第一項の経済産業省令で定める期間は、 (申出書の様式) 同項に規定す

第三十八条の八 特許法第百八十四条の二十第一項の申出は、様式第五十五によりしなければなら

2

(申出に係る翻訳文)

は、明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。)、要約その他当該国際出願に関し出願第三十八条の九 特許法第百八十四条の二十第二項の経済産業省令で定める国際出願に関する書類 行つた処分に係る書類とする。 (願書及び図面(図面の中の説明を除く。)を除く。)及びそれらの機関が当該国際出願に関して人が特許協力条約第二条(×v)の受理官庁又は同条(×i×)の国際事務局に提出した書類 3

(拒否、宣言又は認定に係る決定の記載事項)

第三十八条の十 特許法第百八十四条の二十第三項の決定には、 ならない 次に掲げる事項を記載しなければ

国際出願の表示

発明の名称

申出人及び代理人の氏名又は名称

決定の年月日 決定の結論及び理由

(特許番号の表示等の特例)

「特許出願の後」とあるのは、特許法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては「特第三十八条の十一 国際特許出願に係る書類その他の物件の提出については、第十三条第一項中 よる手続をした後」とする。 国語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定に 許法第百八十四条の五第一項の規定による手続をした後」と、同法第百八十四条の四第一項の外 5

(情報の提供等の特例)

開」と、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の九第第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の九第一項の国際公第三十八条の十二 国際特許出願については、第三十一条の三中「出願公開」とあるのは、特許法 項の国内公表」とする。

四条の四第一項の外国語特許出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは「同項の国際出第十三条の三第一項第四号中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「第百八十 特許法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願については、第十三条の二第一項第四号及び 8

3 第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「同条第でされたものについては、第十三条の二第一項第四号及び第十三条の三第一項第四号中「特許法・特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。 たものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする (信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例) 項の外国語書面」とあるのは「特許法第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつ

9

第三十八条の十三 国際特許出願についての第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十七条の :一項又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、 「特許

2 二十七条の二第一項又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるの は、「特許法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とする。 特許法第百八十四条の二十第一項の申出についての第二十六条第一項、第二十七条第二項、第

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第三十八条の十三の二 特許法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願のうち配列を含むもの スクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して、国内書面とともに特許庁長官に提 う。)を提出する者は、当該出願に特許協力条約に基づく実施細則に規定する基準を満たす配 しなければならない。 又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディ 表(以下この条において「国際的な標準に適合する配列表」という。)が添付されていない場合 いて、同法第百八十四条の五第一項に規定する書面(以下この条において「国内書面」と

特許庁長官に提出しなければならない。 スクを国内書面に添付して、又は同項若しくは同条第四項の規定により提出する翻訳文とともに 又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディ する翻訳文を提出する者は、当該出願に国際的な標準に適合する配列表が添付されていない場合 特許法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願のうち配列を含むものについて、同項に規定

スクを様式第二十二により作成した物件提出書に添付して同項の申出に係る書面とともに特許庁 又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディ出願が配列を含む場合であつて、かつ、国際的な標準に適合する配列表が添付されていない場合 長官に提出しなければならない。 特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする日本語でされた国際出願の出願人は、当該国

出願が配列を含む場合であつて、かつ、国際的な標準に適合する配列表が添付されていない場合・ 特許法第百八十四条の二十第二項の申出をする外国語でされた国際出願の出願人は、当該国際 特許庁長官に提出しなければならない。 スクを様式第五十五により作成した申出書に添付して同項の規定により提出する翻訳文とともに 又は当該配列表に含まれるフリーテキストが英語で記載されていない場合には、所定の磁気ディ

づく補正の写し提出書又は特許協力条約第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正の翻訳文提正後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを特許協力条約第三十四条(2)(b)の規定に基 出書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。 書の翻訳文を特許庁長官に提出し、当該国際特許出願に添付した配列表を補正する場合には、 音の翻訳文を特許庁長官に提出し、当該国際特許出願に添付した配列表を補正する場合には、補国際特許出願の出願人が、特許法第百八十四条の八第一項の規定により補正書の写し又は補正

6 よる補正がされたものとみなす。 後の配列表により、国際特許出願に添付した配列表について特許法第十七条の二第一項の規定に 前項の規定により所定の磁気ディスクが提出されたときは、当該磁気ディスクに記録した補正

第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。 て同法第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、 前項の規定により、特許法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願に添付した配列表につい その 補正は同条

における国際的な標準に適合する配列表は、願書に最初に添付した明細書に記載した事項とみな 特許法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願について、当該出願に添付された国際出

含まれている場合には、当該配列表は、同項又は同条第四項の規定により提出される明細書の 訳文に記載した事項とみなす。 (第二十七条の五第二項の規定に従つて作成されたものに限る。) が国際出願日における明細書に 特許法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願について、 国際的な標準に適合する配列

的な標準に適合する配列表は、 でされたものについては、同項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際 特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて日本語 願書に最初に添付した明細書に記載した事項とみなす

- 11 特許法第百八十四条の二十第二項の規定により提出される明細書の翻訳文に記載した事項とみな的な標準に適合する配列表(第二十七条の五第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)は、 でされたものについては、同項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際 特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて外国語
- 又は第四項の規定により提出される明細書の翻訳文に記載した事項とみなす。 により提出される翻訳文とともに提出した所定の磁気ディスクに記録した配列表は、同条第 により提出される翻訳文とともに提出した所定の磁気ディスクに記録した配列表は、同条第一項第二項の規定により国内書面に添付して又は特許法第百八十四条の四第一項又は第四項の規定
- 文に記載した事項とみなす クに記録した配列表は、特許法第百八十四条の二十第二項の規定により提出される明細書の翻訳 第四項の規定により様式第五十五により作成した申出書に添付して提出した所定の磁気ディス
- の磁気ディスクを提出することを要しない。 次項において同じ。)とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定 ことにより、同法第三条第一項に規定する特定手続(同法第六条第一項に規定する場合を含む。 き明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力する国際特許出願の出願人は、所定の配列表を第二十四条又は第三十八条の二第一項の規定に基づ 4 3 2
- 15 る特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディ スクを提出することを要しない。 特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定す 第一項又は第三項の規定により所定の磁気ディスクを提出しようとする者は、所定の配列表を

(国際特許出願等についての優先権書類の提出等)

- 第三十八条の十四 特許協力条約第八条(1)の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は 官に提出することができる。ただし、その国際特許出願の出願人又はその申出をする者がその責より特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)二月以内に特許庁長 経過後六月以内に当該優先権証明書類等を特許庁長官に提出することができる。 ないときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の めに帰することができない理由により当該期間内に当該優先権証明書類等を提出することができ として優先権証明書類等を、国内書面提出期間が満了する時の属する日後(同条第四項の規定に 特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする者は、規則17.1(a)に規定する優先権書類
- 3 る。以下この条において同じ。)をした者(規則49の3.2(a)の規定に基づく優先権の回故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められるときにするものに限願について同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する特許出願が国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出 前項の規定による優先権証明書類等の提出は、様式第三十六によりしなければならない。
- だし、国内書面提出期間内に出願審査の請求をした場合にあつては、その請求の日から一月以内する日後一月以内に様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。た国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。)が満了する時の属復を請求する者に限る。)は、国内書面提出期間(特許法第百八十四条の四第一項ただし書の外 に当該回復理由書を提出しなければならない。 2
- 合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することがて「申出書」という。)を第三項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場優先権の主張をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項におい を証明する書面の提出を命ずることができる。 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第四十一条第一項の規定による 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これ
- 6 をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しな 前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張 ばならない。 ただし、特許庁長官が、 その必要がないと認めるときは、 この限りでない。

8 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容

7

- の規定に基づく優先権の回復を請求する者に限る。)について準用する。 項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした者(規則49の3. 特許出願とみなされた国際出願について同法第四十三条の二第一項(同法第四十三条の三第三 第三項から前項までの規定は、国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第四項の規定によ 2 (a)
- 第三十八条の十四の二 特許庁長官は、規則49の3.1(c)及び(d)の規定により規則26 きは、当該優先権の主張を伴う国際特許出願の出願人に対しその旨及びその理由を通知しなけれの2.3の規定に基づく受理官庁による優先権の回復の決定がその効力を有しないものとすると ばならない。

(受理官庁による優先権の回復の効果等)

- り、 国際特許出願の出願人は、特許庁長官が前項の規定による通知に際して指定した期間内に限 意見書を提出することができる。
- 前項の意見書は、様式第五十二の二により作成しなければならない
- 国際特許出願については、規則49の3.1(f)の規定は、適用しない。

第四章の四 特許権の存続期間の延長登録

第三十八条の十四の三 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書は、 五の二により作成しなければならない。 (特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての願書の様式) 様式第五十

(期間の算定の根拠を記載した書面)

- 第三十八条の十四の四 特許法第六十七条の二第二項の書面には、 ばならない。 次に掲げる事項を記載しなけ
- 特許出願の年月日
- 出願審査の請求があつた年月日
- 基準日
- 特許権の設定の登録の年月日
- 六 五 四 基準日から特許権の設定の登録の日までの期間
- 及び末日 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間に該当する期間の内容並びにこれらの期間の初日
- 七 間がある場合には、当該重複する期間を合算した期間を除いた期間 特許法第六十七条第三項各号に掲げる期間を合算した期間(これらの期間のうち重複する期
- 延長可能期間
- を記載して同法第六十七条の二第二項の書面の添付を省略することができる。 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願をしようとする者は、当該出願の願書に必要な事項

(特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定の記載事項)

- 第三十八条の十四の五 特許法第六十七条第二項の延長登録の出願についての査定には、 き旨の査定をする場合は、第三号に掲げる事項を記載することを要しない。 る事項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、 拒絶をすべ
- 特許法第六十七条第二項の延長登録出願の番号
- 延長の期間
- 特許法第六十七条第二項の延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称
- 五四 査定の結論及び理由
- 査定の年月日
- (特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての願書の様式)
- 第三十八条の十五 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての願書 より作成しなければならない は、 様式第五十六に

(延長の理由を記載した資料)

第三十八条の十六 特許法第六十七条の五第二項の資料は、次のとおりとする。

受けることが必要であつたことを証明するため必要な資料 その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第六十七条第四項の政令で定める処分を

することができなかつた期間を示す資料 前号の処分を受けることが必要であつたためにその延長登録の出願に係る特許発明の実施を

は通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料 第一号の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しく

第三十八条の十六の二 ければならない 特許法第六十七条の六第一項の書面は、様式第五十六の二により作成しな

(特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての査定の記載事項)

第三十八条の十七 特許法第六十七条第四項の延長登録の出願についての査定には、次に掲げる事 項を記載し、査定をした審査官がこれに記名押印しなければならない。ただし、拒絶をすべき旨 の査定をする場合は、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない 2

特許法第六十七条第四項の延長登録出願の番号 特許番号

延長の期間

特許法第六十七条第四項の延長登録出願人及び代理人の氏名又は名称特許法第六十七条第四項の政令で定める処分の内容

査定の結論及び理由

査定の年月日

(特許出願及びその審査の規定の準用)

第三十八条の十八 第二十八条の規定は特許権の存続期間の延長登録の出願に、 三十七条の規定は特許権の存続期間の延長登録の出願の審査に準用する。 第三十二条及び第

第五章 判定

請求書を特許庁長官に提出しなければならない (判定請求書の様式) 特許発明の技術的範囲について判定を求める者は、 様式第五十七により作成した判定

(審判の規定の準用)

から第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条 定についてする」と読み替えるものとする。 五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは 八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十 での規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十 十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条ま 条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第 判 2

特許権の移転の特例

(特許権の移転の特例)

第四十条の二 特許法第七十四条第一項の規定による特許権の移転の請求は、自己が有すると認め る特許を受ける権利の持分に応じてするものとする。

第七章

第四十一条 削除

第四十二条 裁定を請求する者(特許法第九十二条第四項の裁定を請求する者を除く。)は、様式 第五十八により作成した裁定請求書を経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。

許庁長官に提出しなければならない。 特許法第九十二条第四項の裁定を請求する者は、 様式第五十九により作成した裁定請求書を特

第四十四条 特許法第八十四条(同法第九十条第二項(同法第九十二条第七項又は第九十三条第三 合を含む。)の答弁書は、様式第六十一により作成しなければならない 項において準用する場合を含む。)、第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場

第四十四条の二 裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官 (営業秘密に関する申出)

に申し出る場合は、様式第六十の二によりしなければならない。

ときは、当該書類の提出の際にこれをしなければならない。 の二の規定により意見を述べた通常実施権者は、自らが提出する書類について前項の申出をする 当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの又は法第八十四条

3 る営業秘密が記載された箇所が当該申出に係る書類の全部であるときは、この限りでない。 をも作成し、経済産業大臣又は特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項の申出に係 第一項の申出をするときは、当該申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いたもの

前項本文の規定により書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものが提出された場合に 当該書類の閲覧又は謄写は、 その提出されたものによつてさせることができる。

4

(経由)

出する場合は、特許庁長官を経由してしなければならない。 第四十五条 前四条の規定により経済産業大臣に請求書、答弁書又は営業秘密に関する申出書を提

第八章 特許異議の申立て

(特許異議申立書の様式)

第四十五条の二 特許法第百十五条第一項の特許異議申立書は、 ければならない。 様式第六十一の二により作成しな

(意見書等の様式)

第四十五条の三 特許法第百二十条の五第一項又は第六項の意見書は、 成しなければならない。 様式第六十一の三により作

ない。 特許法第百二十条の五第二項の訂正の請求書は、 様式第六十一の四により作成しなければなら

3 特許法第百二十条の五第五項の意見書は、様式第六十一の五により作成しなければならない。 (一群の請求項)

第四十五条の四 特許法第百二十条の五第四項の経済産業省令で定める関係は、一の請求項の記載 の請求項が引用する関係と一体として特許請求の範囲の全部又は一部を形成するように連関してを他の請求項が引用する関係が、当該関係に含まれる請求項を介して他の一の請求項の記載を他 いる関係をいう

(審査の規定の準用)

第四十五条の五 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、 二項の訂正の請求に準用する。 特許法第百二十条の五第

(審判の規定の準用)

第四十五条の六 第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、 第五項、 五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条 第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十 条の二、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、 第五十八条の二第一項及び第三項、 第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六 第四十八条、第四十八

項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出 「それ以外の」とあるのは 「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。 第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中

(審判の請求書の様式)

- 表示を記載しなければならない。 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、 審判請求書には、 証拠保全事件の

(請求の趣旨及びその理由の記載)

- 第四十六条の二 特許法第百三十一条第三項(同法第百二十条の五第九項(同法第百七十四条第一 九項(同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)又は同法第百三十四条の二第九準用する場合は、同条第二項及び第三項)及び同法第百二十六条第四項(同法第百二十条の五第 用する場合は、同法第百二十条の五第三項及び第四項又は同法第百三十四条の二第九項において 法第百二十条の五第九項(同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)において準 む。)の経済産業省令で定めるところによる請求の趣旨の記載は、同法第百二十六条第三項(同 項において準用する場合を含む。)又は同法第百三十四条の二第九項において準用する場合を含 2
- 求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと)に明細書又は図面ごとに請求をする場合にあつては、訂正した特許請求の範囲に記載された請求項ごと (一群の請等許法第百三十一条第三項の経済産業省令で定めるところによる請求の理由の記載は、請求項 の訂正との関係を記載したものでなければならない。 項において準用する場合を含む。)の規定に適合するように記載したものでなければならない。
- ばならない (答弁書等の様式) 特許法第百三十四条第一項又は第二項の答弁書は、 様式第六十三により作成しなけれ
- 特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書は、 様式第六十三の二により作成しなければな
- の申立てを書面でする場合には、様式第六十三の三によりしなければならない 特許法第百三十四条の二第五項、第百五十条第五項又は第百五十三条第二項の規定による意見
- (その他の答弁書の提出等) 特許法第百六十五条の意見書は、様式第六十三の三により作成しなければならない。
- 答弁書の提出を求めることができる。 前項の答弁書は、 様式第六十三により作成しなければならない

第四十七条の二 審判長は、必要があると認めるときは、

被請求人に対し、

相当の期間を示して、

- (弁駁書の提出等)
- 「「「「「「「「「」」」」である。
 「「「」」であるというできる。
 「「「」」であるというできる。
 「「」であるというできる。 請求人に対し、 相当の期間を示して、

弁

- 前項の弁駁書は、様式第六十三の四により作成しなければならない
- (被請求人の同意の確認)
- の補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を示して、同意回答書の提出を第四十七条の四 審判長は、特許法第百三十一条の二第二項第二号の同意を確認するときは、同項 求めなければならない。ただし、口頭審理において同意の確認をする場合は、 頭による回答を求めることができる。 被請求人に対し口
- 前項の同意回答書は、様式第六十三の五により作成しなければならない

(請求の理由の補正の許否の決定の方式等)

第四十七条の五 特許法第百三十一条の二第二項の決定(以下「補正許否の決定」という。)は、 文書をもつて行わなければならない。ただし、 口頭審理においては、 口頭をもつてすることがで

> 2 だし、補正許否の決定を口頭をもつてしたときは、この限りでない。 補正許否の決定を文書をもつてした審判長は、当該決定書に記名押印しなければならない。

> > た

なければならない。ただし、補正許否の決定を口頭をもつてしたときは、この限りでない。 (取消判決があつた場合の訂正請求の申立て) 特許庁長官は、補正許否の決定があつたときは、その決定の謄本を当事者及び参加人に送付し

3

第四十七条の六 特許法第百三十四条の三に規定する申立ては、 様式第六十三の六によりしなけ

(審判の番号の通知等)

- 第四十八条 特許庁長官は、審判の請求書を受理したときは、 を当事者に通知しなければならない。 これに審判の番号を付し、 その番号
- 氏名を当事者に通知しなければならない。 特許庁長官は、審判事件について審判官又は審判書記官を指定し、 又は変更したときは、 その

(除斥又は忌避の申立書)

| 第四十八条の二 書面により除斥又は忌避の申立てをする者は、 申立書又は忌避申立書を提出しなければならない。 様式第六十四により作成した除斥

(審理の方式の申立書)

- 第四十八条の三 特許法第百四十五条第一項ただし書又は同条第二項ただし書に規定する申立てを を提出しなければならない。 する者(次項に規定する者を除く。)は、様式第六十四の二により作成した審理の方式の申立書
- 様式第六十四の三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない (参加申請書の様式) 拒絶査定不服審判について特許法第百四十五条第二項ただし書に規定する申立てをする者は、

2

- 第四十九条 ない。 特許法第百四十九条第一項の参加申請書は、 様式第六十五により作成しなければなら
- 第五十条 記載し、 (証拠) 証拠物件があるときは、添付しなければならない。 審判の請求書、答弁書その他審判に関し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を
- 2 があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。 形若しくは見本を特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者 前項の証拠物件が文書であるときはその写しを、その他のものであるときはその図面又はひな
- 3 成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書 い。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。 第一項の証拠物件が文書であるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、 規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならな 作
- 4 ないときは説明書を添付しなければならない。 第二項のひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができ
- 5 それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。 第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により
- 6 覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理 除く。)又は第四項の図面若しくは説明書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の て提出することができる。ただし、 ときは、当該電磁的記録に記録された情報を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定 りでない。 第二項の写し若しくは図面、第三項の証拠説明書(同項ただし書の規定により提出するもの 事項を確実に記録しておくことができる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。)をもつ |用に供されるものをいう。以下この条及び第五十条の十一において同じ。) で作成されている 拒絶査定不服審判について提出する場合については、

(審判請求の取下げ)

第五十条の二 審判の請求の取下げは、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の四に (訂正の請求の取下げ) それ以外の場合は様式第六十五の五によりしなければならない。

第五十条の二の二 特許法第百三十四条の二第七項の訂正の請求の取下げは、 二によりしなければならない。

第五十条の三 審理の再開の申立ては、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の六に (審理の再開の申立て) それ以外の場合は様式第六十五の七によりしなければならない

(審判における副本の提出)

(審判請求の取下げの通知) その副本を一通提出しなければならない 特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判において、 書面を提出するときは

(訂正の請求の取下げの通知

第五十条の五 審判の請求の取下げがあつたときは、 ばならない 特許庁長官は、 その旨を相手方に通知しなけ

第五十条の五の二 特許法第百三十四条の二第七項の訂正の請求の取下げがあつたときは、 (参加の許否の決定の記載事項) その旨を相手方に通知しなければならない。 審判長

第五十条の六 押印しなければならない。 参加の許否の決定には、 次に掲げる事項を記載し、 決定をした審判官がこれに記名

審判の番号

当事者及び参加人並びにこれらの代理人の氏名又は名称

参加申請人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代理人の氏名又は名称

五. 決定の年月日 決定の結論及び理由

(審決の予告)

第五十条の六の二 特許法第百六十四条の二第一項の経済産業省令で定めるときは、被請求人が審 決の予告を希望しない旨を申し出なかつたときであつて、かつ、次に掲げるときとする。 3

の請求(審判の請求がされている請求項に係るものに限る。)を認めないとき。 は、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第百三十四条の二第一項の訂正 審判の請求があつて審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟した場合にあつて 4

一 特許法第百八十一条第二項の規定により審理を開始してから最初に事件が審決をするのに熟 の二第 した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第百三十四条 :一項の訂正の請求(審判の請求がされている請求項に係るものに限る。) を認めないと

場合にあつては、当該審決の予告をしたときまでに当事者若しくは参加人が申し立てた理由又 請求に理由があると認めるとき。 の請求を理由があるとする審決の予告をしていないものに限る。)によつて、審判官が審判の 前二号に掲げるいずれかのときに審決の予告をした後であつて事件が審決をするのに熟した 特許法第百五十三条第二項の規定により審理の結果が通知された理由(当該理由により審判

(費用の額の決定の請求)

第五十条の七 審判の費用の額の決定を請求する者は、請求書に費用計算書及び費用の額の疎明に 必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない

(相手方への催告等)

書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載し 特許庁長官は、 審判に関する費用の額の決定をする前に、相手方に対し、 費用計算

> 明らかなときは、この限りでない。 た書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判 に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が

庁長官は、請求人の費用のみについて、審判に関する費用の額の決定をすることができる。 相手方が前項の期間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しないときは、 相手方が審判に関する費用の額の決定について請求することを妨げない。 ただ

様式第六十五の五の

2

(特許法第百六十九条第二項の経済産業省令で定める場合)

第五十条の九 特許法第百六十九条第二項の経済産業省令で定める場合は、相手方が前条第 期間内に同項の費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しない場合とする。

第五十条の十 審決書には、審決をした審判官が記名押印しなければならない。

(提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供)

第五十条の十一 当事者又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電 を電磁的方法により提供することを求めることができる。 磁的記録を有しているときは、その当事者又は参加人に対し、 審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、 当該電磁的記録に記録された情報

(再審の手続)

第五十条の十二 再審の請求書には、 (決定の方式等) 不服の申立てに係る審決の写しを添付しなければならない。

第五十条の十三 審判に関し決定をした審判官又は審判長は、法令に別段の定めがある場合を除 決定書に記名押印しなければならない。

2 定の謄本を当事者、参加人及び参加申請人に送付しなければならない。 特許庁長官は、審判に関し決定があつたときは、法令に別段の定めがある場合を除き、 その決

(営業秘密に関する申出)

2 第五十条の十四 特許無効審判又は延長登録無効審判に係る書類において営業秘密が記載された旨 の際にこれをしなければならない。 を特許庁長官又は審判長に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしなければならない。 当事者又は参加人は、自らが提出する書類について前項の申出をするときは、当該書類の提出

秘密が記載された箇所が当該申出に係る書類の全部であるときは、この限りでない。 をも作成し、特許庁長官又は審判長に提出しなければならない。ただし、同項の申出に係る営業 第一項の申出をするときは、当該申出に係る書類から営業秘密が記載された箇所を除いたもの

は、当該書類の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。 前項本文の規定により書類から営業秘密が記載された箇所を除いたものが提出された場合に

第五十条の十五 第三十二条第一項、 第三十三条及び第三十六条の規定は、拒絶査定不服審判に準

第一項の訂正の請求に準用する。 第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、 訂正審判又は特許法第百三十四条の二

規定による審査に準用する。 第三十二条第一項、第三十三条、 第三十五条及び第三十七条の規定は、 特許法第百六十二条の

(再審への準用)

3

2

(審査の規定等の準用)

第五十条の十六 この章及び第四十五条の三から第四十五条の五までの規定は再審に準用する。 再審又は確定した特許法第百十四条第二項の取消決定に対する再審」と読み替えるものとする。 定審決に対する再審」と、「それ以外の審判」とあるのは「それ以外の審判の確定審決に対する の場合において、第四十六条第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判の確

口頭審理

載した書面を提出させることができる。 審判長は、口頭審理による審判をするときは、 当事者に、 陳述すべき事項の要領を記

の場合は様式第六十五の十により作成しなければならない。 前項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の九により、 それ以外

(映像等の送受信による通話の方法による口頭審理)

第五十一条の二 審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日 のために必要な事項を確認するものとする。 における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、 通話先の場所その他当該手続の円滑な進行

変更を命ずることができる。 審判長は、前項の装置又は場所が相当でないと認めるときは、当事者又は参加人に対し、 その

3 前項に規定するもののほか、 審判長は、 第一項の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ず

ることができる。

第五十二条 口頭審理においては、4 第一項の手続を行つたときは、 日本語を用いなければならない。その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

(口頭審理における審尋)

の事項に関し、当事者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことができる。第五十二条の二 審判長は、口頭審理において、事件関係を明らかにするため、事実上及び法律上

陪席審判官は、審判長に告げて、前項に規定する処置をすることができる。

(口頭審理における陳述の録音)

て口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官第五十三条審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用し が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない

(口頭審理における写真の撮影等の制限)

ればすることができない。 口頭審理における写真の撮影、 速記、 録音、 録画又は放送は、 審判長の許可を得なけ

(口頭審理調書の記載事項)

第五十五条 口頭審理の調書に記載すべき事項は、 次のとおりとする。

審判の番号

審判官及び審判書記官の氏名

出頭した当事者、代理人、参加人及び通訳人の氏名

審理の日時及び場所

審理を公開したこと又は公開しなかつたときはその旨及びその理

当事者、代理人及び参加人の陳述の要領

審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事

その他の必要な事項

前項の調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印しなければならない。

3 ければならない。審判長及び陪席審判官に支障があるときは、審判書記官がその旨を記載すれば、前項の場合において、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印しな

(書面等の引用添付)

を引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。 調書には、書面、 写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるもの

証拠調べ及び証拠保全

(受命審判官の指定及び嘱託の手続)

受命審判官にその職務を行わせる場合には、 審判長がその審判官を指定する。

> 2 (受命審判官の期日指定) 審判官がする嘱託の手続は、 特別の定めがある場合を除き、 審判長がする。

第五十七条の二 受命審判官が行う手続の期日は、 その審判官が指定する。

(証拠の申出)

第五十七条の三 ればならない。 証拠の申出は、 証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしな

2 場合は様式第六十五の十二によりしなければならな 前項の申出は、 拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、 それ以外

(文書等の提出時期)

第五十七条の四 証人、当事者本人又は鑑定人(以下「証人等」という。) の尋問又は意見の陳 ない。ただし、当該文書を提出することができないときは、その写しを提出すれば足りる。 除き、その証人等の尋問又は意見の陳述を開始する時の相当期間前までに、提出しなければなら において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを

第五十七条の五 証拠調べの調書に記載すべき事項は、 (証拠調べ調書の記載事項) 次のとおりとする。

審判の番号

審判官及び審判書記官の氏名

出頭した当事者本人、代理人、 参加人、 通訳人、 証人及び鑑定人の氏

証拠調べの日時及び場所

三

八七六五四 証拠調べを公開したこと又は公開しなかつたときはその旨及びその理由

証人、当事者本人及び鑑定人の陳述の要領 証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかつた理

審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事

その他の必要な事項

第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書に準用する。

.証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

2

第五十七条の六 審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、 を述べることができる。 ことができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録し、これをもつて調書の記載に 代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、 証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録する 意見

れた場合においては、当該書面の作成を要しない。 前項の場合において、審決の謄本が送達されるまでに当事者又は参加人の申出があつたとき 証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならない。ただし、審判の請求が取り下げら

(口頭審理の規定の準用)

2

第五十七条の七第五十一条の二、

第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、

証拠調べに

ついて準用する。 第二款 証人尋問

(証人尋問の申出)

第五十八条 証人尋問の申出は、証人を指定し、 しなければならない。 かつ、尋問に要する見込みの時間を明らかにして

場合は様式第六十五の十四によりしなければならな 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十三により、

(尋問事項書)

2

第五十八条の二 いう。以下同じ。)を拒絶査定不服審判について提出する場合は一通、 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書(尋問事項を記載した書 それ以外の場合は特許庁、

長の定める期間内に提出すれば足りる。代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、 証人及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、 審判 その

- 3 外の場合は様式第六十五の十六により作成しなければならない。 (呼出状の記載事項等) 尋問事項書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の十五により、尋問事項書は、できる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない。
- 第五十八条の三 証人の呼出状には、 次に掲げる事項を記載し、 尋問事項書を添付しなければなら
- 当事者及び参加人の表示
- 出頭すべき日時及び場所
- 出頭しない場合における法律上の制

第五十八条の四 証人は、期日に出頭することができない事由が生じたときは、 を明らかにして届け出なければならない。 直ちに、 その事由

第五十八条の五 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。 きは、尋問の後にさせることができる。 ただし、特別の事由 があると

宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない。審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書 前項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないこと

を誓う旨を記載しなければならない。 審判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

(尋問の順序)

第五十八条の六 当事者又は参加人による証人の尋問は、次の順序による。

尋問の申出をした当事者又は参加人の尋問(主尋問)

相手方の尋問 (反対尋問)

2

尋問の申出をした当事者又は参加人の再度の尋問(再主尋問)

当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、更に尋問をすることができる。

定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら証人を尋問し、又は当事者若しくは審判長は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二条第一項及び第二項の規 参加人の尋問を許すことができる。

陪席審判官は、審判長に告げて、 証人を尋問することができる。

第五十八条の七 次の各号に掲げる尋問は、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとす

主尋問 立証すべき事項及びこれに関連する事項

反対尋問 主尋問に現れた事項及びこれに関連する事項並びに証言の信用性に関する事項

反対尋問に現れた事項及びこれに関連する事項

のであつて相当でないと認めるときは、 審判長は、前項各号に掲げる尋問における質問が同項各号に定める事項以外の事項に関するも 申立てにより又は職権で、 これを制限することができ

質問は、できる限り、個別的かつ具体的にしなければならない

当事者又は参加人は、 る質問については、 正当な理由がある場合は、この限りではない。 次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号から第六号までに掲

人を侮辱し、 又は困惑させる質問

誘導質問

既にした質問と重複する質問

六五四

意見の陳述を求める質問

証人が直接経験しなかつた事実についての陳述を求める質問

それ以

3 で、これを制限することができる。 審判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、 申立てにより又は職

(文書等の質問への利用)

他の適当な物件(以下この条において「文書等」という。)を利用して証人に質問することがで第五十八条の九 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、文書、図面、写真、模型、装置その

2 前項の場合において、文書等が証拠調べをしていないものであるときは、当該質問の前に、 限りでない。 手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議がないときは、 この相

の写しの提出を求めることができる。 審判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、

(異議)

第五十八条の十 当事者又は参加人は、第五十八条の六第二項及び第三項、第五十八条の七第二 とができる。 項、第五十八条の八第三項並びに前条第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べるこ

2 前項の異議に対しては、審判官は、決定で、直ちに審判をしなければならない

第五十八条の十一 ができる。 審判長は、必要があると認めるときは、 証人と他の証人との対質を命ずること

2 前項の規定により対質を命じたときは、 その旨を調書に記載させなければならない

対質を行うときは、審判長がまず証人を尋問することができる

(文字又は図の筆記等)

第五十八条の十二 審判長は、必要があると認めるときは、 な行為をさせることができる。 証人に文字又は図の筆記その他の必要

(後に尋問すべき証人の取扱い)

第五十八条の十三 ができる。 審判長は、必要があると認めるときは、 後に尋問すべき証人に在廷を許すこと

(傍聴人の退廷)

第五十八条の十四 事者及び参加人の意見を聴いて、その証人が陳述する間、 による場合を含む。)においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当 民事訴訟法第二百三条の三第二項に規定する措置をとる場合及び同法第二百四条に規定する方法 審判長は、証人が特定の傍聴人の面前(特許法第百五十一条において準用する その傍聴人を退廷させることができ

(書面による質問又は回答の朗読)

第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で質問したときは、又は口がきけない証人に書 答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることがで

第五十八条の十五の二 審判長は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三条 二第一項に規定する措置をとるに当たつては、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなけ ばならない。 n

係を調書に記載しなければならない。 前項の措置をとつたときは、その旨並びに証人に付き添つた者の氏名及びその者と証人との関

(遮へいの措置)

三第一項又は第二項に規定する措置をとるに当たつては、当事者及び参加人並びに証人の意見を1五十八条の十五の三 審判長は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三条の 聴かなければならない。

前項の措置をとつたときは、その旨を調書に記載しなければならない

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事第五十八条の十六 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第一号に掲げる場 長が相当と認める場所に出頭させてする。 者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判

に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴いて、審判長が当事者及特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合における同条 を在席させるものとする。 ときは、審判長、当事者及び参加人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人 て審判長が相当と認める場所に出頭させてする。この場合において、証人を特許庁に出頭させる び参加人を特許庁に出頭させ、証人を特許庁又は当該尋問に必要な装置の設置された場所であつ 2

に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。 前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施

ばならない。 第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した場所を調書に記載しなけれ

(書面尋問)

第五十八条の十七 人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることがで 証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により

2 第六十五の十七により、それ以外の場合は様式第六十五の十八により作成しなければならない。 前項の回答を希望する事項を記載した書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式

3 証人が尋問に代わる書面の提出をすべき期間を定めることができる。

証人は、前項の書面に署名しなければならない。

(受命審判官の権限)

第五十八条の十八 受命審判官が証人尋問をする場合には、 審判官及び審判長の職務は、 その審判

二款 当事者尋問

第五十九条 対質を命ずることができる。 審判長は、必要があると認めるときは、当事者本人と、 他の当事者本人又は証人との

る。ただし、第五十八条の十三の規定は、この限りでない。第五十九条の二 前款の規定は、特別の定めがある場合を除き、 当事者本人の尋問について準用す

(法定代理人の尋問)

(証人尋問の規定の準用)

第五十九条の三 この規則中当事者本人の尋問に関する規定は、 定代理人について準用する。 審判において当事者を代表する法

第四款

(鑑定事項)

ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足り第六十条 鑑定の申出をするときは、同時に、鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければ

2 ればならな 相手方は、前項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなけ

3 慮して、鑑定事項を定める。 審判官は、職権により、又は第一項の申出があつたときは同項の書面に基づき前項の意見も考

5 4 審判官は、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない 第一項の鑑定の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十九により、

そ

6 第六十五の二十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作成しなければならな れ以外の場合は様式第六十五の二十によりしなければならない。 第一項の鑑定を求める事項を記載した書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式

(鑑定のために必要な事項についての協議)

第六十条の二 審判官は、口頭審理の期日において、鑑定事項の内容、 定のために必要な事項について、当事者及び参加人並びに鑑定人と協議をすることが (鑑定人に対する忌避の申立ての方式) 鑑定に必要な資料その

第六十条の二の二 鑑定人に対する忌避の申立ては、 つてすることができる。 口頭審理又は証拠調べにおいては、 口頭をも

忌避の原因は、疎明しなければならない

(鑑定人の宣誓の方式)

2

第六十条の三 宣誓書には、 V 良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならな

を鑑定人に送付する方法によつて行う。おける審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合に これらの事項を記載した書面

(鑑定人の陳述の方式)

2 審判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、 第六十条の四 出すべき期間を定めることができる。 審判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。 鑑定人の意見を聴いて、 当該書面を提

(鑑定人に更に意見を求める事項)

第六十条の四の二 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条第二項の *١* ، をするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならな ただし、 やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

審判官は、職権で鑑定人に更に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人に対し、あらかじ 鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出させることができる。

2

ければならない。 相手方は、前二項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しな

4 める事項を定める。この場合においては、 らない。 審判官は、第一項又は第二項の書面の内容及び前項の意見を考慮して、鑑定人に更に意見を求 当該事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければな

第六十条の四の三 審判長は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条の二 質問をし、又は当事者若しくは参加人の質問を許すことができる。 第二項及び第三項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、 自ら鑑定人に対し

陪席審判官は、審判長に告げて、鑑定人に対し質問をすることができる。

2

3)…… - … | 人及び他方の当事者又は参加人の双方が鑑定の申出をした場合における当事者又は参加人の質問人及び他方の当事者又は参加人の鑑定人に対する質問は、次の順序による。ただし、一方の当事者又は参加 0) 順序は、審判長が定める。

鑑定の申出をした当事者又は参加人の質問

- 鑑定の申出をした当事者又は参加人の再度の質問
- 4 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、 更に質問をすることができる。
- 2 第六十条の四の四 確認するために必要な事項について行うものとする 鑑定人に対する質問は、鑑定人の意見の内容を明りようにし、 又はその根拠を
- 質問は、できる限り、具体的にしなければならない。
- 3 一 鑑定人を侮辱し、又は困惑させる質問質問については、正当な理由がある場合は、 当事者又は参加人は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、 この限りでない 第二号及び第三号に掲げる
- 誘導質問
- 既にした質問と重複する質問
- 第一項に規定する事項に関係のない質問
- 審判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権 これを制限することができる。 2
- (映像等の送受信による通話の方法による陳述)
- 事者及び参加人を特許庁に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であつて方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当第六十条の四の五 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条の三に規定する 審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。
- を行うため、電磁的方法を利用することができる。 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置
- 第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を
- 3 調書に記載しなければならない。
- くは当事者本人に対する尋問を求め、又は審判長の許可を得て、これらの者に対し直接に問いを第六十条の五 鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、証拠調べに立ち会い、審判長に証人若し 発することができる。
- 第六十条の四の四第四項、前条並びに第六十条の六において準用する第五十八条の九第一項の規第六十条の五の二 当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、 定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。
- (証人尋問の規定の準用) 前項の異議に対しては、審判官は、 決定で、直ちに審判をしなければならない。
- び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項、第三項及1六十条の六 第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人 五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。第二百七十八条の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、 せる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法 五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさ (鑑定証人) 第 第六十一条の九 第五十条及び第六十一条から前条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用す (文書に準ずる物件への準用)
- 第六十条の七 (鑑定の嘱託への準用) 鑑定証人の尋問については、 証人尋問に関する規定を適用する。
- 第六十条の八 第五款 この款の規定は、 宣誓に関する規定を除き、 鑑定の嘱託について準用する。
- 第六十一条 外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、 ついてその文書の訳文を添付しなければならな 取調べを求める部分に

- 相手方は、前項の訳文の正確性について意見があるときは、 意見を記載した書面を審判長に提
- (文書提出命令の申立て)
- 第六十一条の二 相手方は、文書提出命令の申立てについて意見があるときは、 面を審判長に提出しなければならない 意見を記載した書
- による申出について準用する。 前項の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定
- (提示文書の保管)
- 第六十一条の三 審判官は、必要があると認めるときは、 事訴訟法第二百二十三条第六項前段の規定により提示された文書を一時保管することができる。 (受命審判官等の証拠調べの調書) 特許法第百五十一条において準 用する民
- 第六十一条の四 受命審判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、 証拠調べについての調書に記載すべき事項を定めることができる。 審判官は、 当該
- 添付することができる 審判書記官は、受命審判官が証拠調べをした場合において、 前項の調書に同項の文書の写しを
- (文書の提出等の方法)
- 第六十一条の五 書証の申出としての文書の提出又は送付は、 なければならない。 原本、 正本又は認証のある謄本でし
- 2 (録音テープ等の反訳文書の書証の申出があつた場合の取扱い) 審判官は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。
- 第六十一条の六 録音テープ等を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者又は参加人は、 相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、 相手方にこれを交付しなければなら
- (文書の成立を否認する場合における理由の明示)
- 第六十一条の七 文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにしなければならな 第六十一条の八 (筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書等) 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第一項に規定す
- る筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、 V 調書に添付しなければならな
- 2 二項において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による文書その他の物件の提出について 第六十一条の三の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第
- 3 二項において準用する同法第二百十九条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条の規定によ り提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命審判官又は受託裁判官にさせる場 合における調書について準用する。 第六十一条の四の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

- 第六十一条の十 (写真等の証拠説明書の記載事項) 撮影、録音、録画等の対象並びにその日時及び場所をも明らかにしなければならない。 写真又は録音テープ等の証拠調べの申出をするときは、
- 第六十一条の十一 録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者又は参加人は、審判官又は相手方 0) 面を含む。)を提出しなければならない 家があるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面 (当該録音テープ等を反訳した書

2

つては国以外の者の持分の割合を、

- 審判長に提出しなければならない 相手方は、前項の書面における説明の内容について意見があるときは、意見を記載した書面を そ
- 3 第一項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二十三により、 以外の場合は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。

(検証の申出の方式)

- 第六十二条 検証の申出は、検証の目的を表示してしなければならない。
- の場合は様式第六十五の二十六によりしなければならない。 (検証の目的の提示等) 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の二十五により、 それ以外
- 書について準用する。
- は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命審判官又は受託裁判官にさせる場合における調第六十二条の二 第六十一条の三の規定は、検証の目的の提示について、第六十一条の四の規定

5

第七款 証拠保全

(証拠保全の手続における証拠調べ)

- (証拠保全の申立ての方式) 証拠保全の手続における証拠調べについては、この節の規定を適用する。
- 長官又は審判長に提出しなければならない。ただし、 て提出しなければならない。 証拠保全の申立てをする者は、様式第六十六により作成した証拠保全申立書を特許庁 審判請求前においては、 特許庁長官に対し 2
- 証拠保全の事由は、疎明しなければならない。

(証拠保全の記録の送付)

- 第六十五条 案の審判の記録の存する審判官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない。 証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行つた審判官は、 本
- 第十章 特許証、 特許表示及び特許料

(特許証)

- 第六十六条 特許証には、 次に掲げる事項を記載しなければならない
- 特許番号
- 発明の名称
- 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 発明者の氏名
- べき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつた旨 の移転の登録があつた旨又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をす 特許権の設定の登録があつた旨、特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権 6
- 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 再交付を請求することができる。ただし、よごし、または損じた場合は、その特許証を提出しな第六十七条 特許証をよごし、損じ、または失つたときは、特許証の交付を受けた者は、特許証の ければならない。
- (特許表示)
- 第六十八条 の特許番号とし、物を生産する方法の特許発明にあつては「方法特許」の文字およびその特許番 特許法第百八十七条の特許表示は、物の特許発明にあつては 「特許」の文字およびそ
- (特許料納付書の様式等)
- 許権者は様式第七十により、それぞれ作成した特許料納付書によらなければならない。 特許法第百七条第三項の規定により特許料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合に 特許料を納付するときは、特許権の設定の登録を受ける者は様式第六十九により、 特

- ればならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認 割合をそれぞれ特許料納付書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなけ 法令の規定による減免を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の めるときは、これを省略させることができる。
- にその旨を記載しなければならない。 特許法第百九条又は第百九条の二第一項の規定の適用を受けようとするときは、 特許料納付書

3

- と同時に提出しなければならない。この場合において、特許料納付書にその旨及び必要な事項を する特許権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を特許料納付書の提出 記載して当該書面の提出を省略することができる。 特許法第百十二条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、 同項ただし書に規定
- 書に規定する特許権者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官 に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、特許法第百十二条第二項ただし

(特許料の追納による特許権の回復の手続等)

- 第六十九条の二 特許法第百十二条の二第一項の経済産業省令で定める期間は、同法第百十二条第 る期間の経過後一年を超えるときは、その期間の経過後一年とする。 ら二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第一項の規定により特許料を追納することができ 四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を納付することができるようになつた日か
- 規定する期間内に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。 特許法第百十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料を追納する場合には、
- 3 を証明する書面の提出を命ずることができる。 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、 これ
- 4 おいて、 よる手続をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において 「申出書」という。)を第二項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合に 手続をする者の責めに帰することができない理由により特許法第百十二条の二第一項の規 回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができ 定に
- 5 特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 とができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰するこ
- 該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。 第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容
- 特許料等の減免又は猶予等
- (資力を考慮して定める要件)
- 第七十条 五条まで及び第六十九条の規定に準じて計算した各種所得の金額を合計することにより行うも びハの規定による所得の算定は、 特許法施行令第九条第一号ロ及びハ並びに特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三条から第三十
- 2 定める額は、百五十万円とする。 特許法施行令第九条第一号ロ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロの経済産業省令で
- 3 定める額は、二百五十万円とする。 特許法施行令第九条第一号ハ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハの経済産業省令で
- 同法第百九条若しくは第百九条の二第一項の規定又は他の 4 の 0 特許法施行令第九条第一号ニ及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニの規定による所得 算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得 金額を合計することにより行うものとする。

- 定める額は、二百九十万円とする。 ち 特許法施行令第九条第一号二及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号二の経済産業省令で
- 第七十一条 特許法施行令第九条第二号イ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号イの経済産第七十一条 特許法施行令第九条第二号イ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号イの経済産が十二条 特許法施行令第九条第二号イ及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号イの経済産の六十に相当する金額とする。

- は額の株式又は出資を所有する関係
 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又
- は額の株式又は出資を所有する関係 一 その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又
- 成しなければならない。 第七十二条 特許法施行令第十一条第一項及び第二項に規定する申請書は、様式第七十一により作(特許料減免申請書の様式等)
- 法第百八条第一項に規定する期間内に)提出しなければならない。 申請人は、前項の申請書を、特許料納付書の提出と同時に(免除を受ける者にあつては、特許

(審査請求料減免申請書の様式等)

- 二により作成しなければならない。 第七十三条 特許法等関係手数料令第一条の三第一項及び第二項に規定する申請書は、様式第七十二
- 申請人は、前項の申請書を、出願審査請求書の提出と同時に提出しなければならない。
- ことができる。

 に掲げる事項及び第一項の申請書の提出を省略する旨を記載して同項の申請書の提出を省略するに掲げる事項及び第一項の申請書の提出を省略する旨を記載して同項の申請書の提出を省略する。申請人は、出願審査請求書に特許法等関係手数料令第一条の三第一項各号又は同条第二項各号

(添付書面)

- ないと認めるときは、これを省略させることができる。 に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がに応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合第七十四条 特許法施行令第十一条第一項及び特許法等関係手数料令第一条の三第一項の規定によ
- る税に係る申告書の写し(以下この条において「外国所得税に相当する税に係る申告書の写「非居住者」という。)にあつては、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当することを証する書面(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下この条においてあまする場合 市町村民税(特別区民税を含む。)に係る納税証明書その他当該要件に該当すを当する場合 当該要件に該当することを証する場合 当該要件に該当することを証する場合 当該要件に該当することを証する書面

し」という。))

- 者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し)該当する場合。所得税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面(非居住三)特許法施行令第九条第一号ハ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハに掲げる要件に
- する場合(次に掲げる書面)特許法施行令第九条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当
- あつては、損益計算書) 歩つては、損益計算書) 歩つては、損益計算書) が国法人に法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面(外国法人に
- の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 お許庁長官が同書面の添付者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特許庁長官が同書面の添付まりこれらの項に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる第七十四条の二 特許法施行令第十一条第二項及び特許法等関係手数料令第一条の三第二項の規定
- る書面 特許法施行令第十条第一号のいずれかに該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に掲げ
- て同じ。)であることを証する書面イー中小事業者(特許法施行令第十条第一号に規定する中小事業者(特許法施行令第十条第一号に規定する中小事業者をいう。以下この条にお
- う。第十九号ロにおいて同じ。)を持つている中小事業者以外の法人がいないことを証するロ 申請人に対し、特定支配関係(特許法施行令第九条第二号ハに規定する特定支配関係をい
- る者(以下この条において「組合等」という。)に限る。) 前号ロに掲げる書面二 特許法施行令第十条第一号のいずれかに該当する者(同号チからタまでのいずれかに該当す
- イ 第一号イに掲げる書面 特許法施行令第十条第二号イに掲げる者に該当する者 次に掲げる書面
- ロ 特許法施行令第十一条第二項に規定する申請書を提出する日(以下この口及び次号口におり、新書互及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)であることを証数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が1、前々年)において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所場合には、前々年)において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所に対する割合をいう。)の属する年の前年(申請日の属する月が一月から三月までであることができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者のいて「申請日」という。)の属する年の前年(申請日の属する月が一月から三月までである当が一手請日」という。)の属する年の前年(申請日の属する月が一月から三月までである当り、新書を開始した。
- げる書面 特許法施行令第十条第二号ロに掲げる者に該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に四 特許法施行令第十条第二号ロに掲げる者に該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に
- イ 第一号イに掲げる書面
- は、前々事業年度)において試験研究費等比率(一事業年度における試験研究費及び開発費ロ 申請日の属する事業年度の前事業年度(申請日が前事業年度経過後二月以内である場合に

当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるも率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、 の) であることを証する書面 るもの(申請日において設立の日以後二十六月を経過していないもののうち試験研究費等比 控除した金額をいう。)に対する割合をいう。以下このロにおいて同じ。)が百分の三を超え び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。)の合計額の収入金額(総収入金 (法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条第一項第三号に規定する開発費及 から固定資産又は法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を

Ξί. 特許法施行令第十条第二号ロに掲げる者に該当する者(組合等に限る。) 前号ロに掲げる

特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に掲

第一号イに掲げる書面

(当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) であることを証する六項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二条第十

特許法施行令第十条第二号ハに掲げる者に該当する者(組合等に限る。) 前号ロに掲げる

特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者(次号に該当する者を除く。) 次に掲

第一号イに掲げる書面

特許権若しくは特許を受ける権利に係るものであることを証する書面 営革新をいう。)のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るも はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従つて承継した 項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新(同法第二条第九項に規定する経 その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十五条第二 (当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。) 又

特許法施行令第十条第二号ニに掲げる者に該当する者(組合等に限る。) 前号口に掲げる

特許法施行令第十条第三号イに掲げる者に該当する者 当該者に該当することを証する書面 特許法施行令第十条第三号ロに掲げる者に該当する者 当該者に該当することを証する

十二 特許法施行令第十条第三号ハに掲げる者に該当する者 その特許出願又は特許権が大学等 十二号)第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証する おける技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五

を行おうとする民間事業者に対し移転する事業の実施に係るものであることを証する書面取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用 特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて 関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する 年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)における技術に 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一 一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は施行令別表に掲げる独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第 特許法施行令第十条第三号ホに掲げる者に該当する者 その特許出願又は特許権が特許法 特許法施行令第十条第三号へに掲げる者に該当する者 当該者に該当することを証する

特許法施行令第十条第三号トに掲げる者に該当する者 次に掲げる書

法人であることを証する書面 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政

試験研究に関する業務を行うものであることを証する書面

特許法施行令第十条第四号イに掲げる者に該当する者 常時使用する従業員の数を証する

特許法施行令第十条第四号ロに掲げる者に該当する者

前号に掲げる書面

第一号ロに掲げる書面

経過していないことを証する書面 特許法施行令第十条第五号イに掲げる者に該当する者 その事業を開始した日以後十年を

特許法施行令第十条第五号ロに掲げる者に該当する者

の日を証する書面(資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表出資の総額及び設立の年月日を記載したもの)のうち、資本金又は出資の総額及びその設立署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は 及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面) 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表(外国法人にあつては、

人以外の法人がいないことを証する書面 申請人に対し、特定支配関係を持つている特許法施行令第九条第二号イに規定する特定法

口

特許法施行令第十条第六号に掲げる者に該当する者 次に掲げる書面

項に規定する福島国際研究産業都市区域において事業を行う中小事業者であることを証する 六条に規定する認定福島復興再生計画をいう。ロにおいて同じ。)に基づき同法第七条第六 認定福島復興再生計画(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十

間の定めがある場合にあつては、当該期間の終了の日から起算して二年以内に出願されたも1 その特許発明又は発明がイに規定する事業の成果に係るもの(認定福島復興再生計画に期 のに限る。)であることを証する書面

(出願審査の請求の手数料の減免の件数の限度)

第七十五条 特許法等関係手数料令第一条の六第一項の経済産業省令で定める件数は、 百八十件と

(既納の特許料の返還の請求の様式)

(審査請求料の返還の請求の様式)

第七十六条 特許法第百十一条第一項の規定による特許料の返還の請求は、 なければならない。 様式第七十三によりし

第七十八条 特許法第百九十五条第十一項の規定による手数料の返還の請求は、様式第七十五によ 第七十七条 特許法第百九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求は、 式第七十四によりしなければならない (過誤納の手数料の返還の請求の様式) 様

特許法施行規則(大正十年農商務省令第三十三号)は、廃止する

この省令は、特許法の施行の日(昭和三十五年四月一日)から施行する

2

りしなければならない。

則 (昭和三七年一〇月一日通商産業省令第一一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 行前に生じた事項についても、適用する。 効力を妨げない この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた

3 この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、

(昭和三九年二月八日通商産業省令第四号

」の省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

(昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八八号)

のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。 千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十 八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日 この省令は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、

(昭和四〇年九月一六日通商産業省令第九五号)

この省令は、公布の日から施行する。 附

(昭和四一年六月三〇日通商産業省令第七三号)

この省令は、昭和四十一年七月一日から施行する。

(昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一号)

この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

1

2 出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、な お従前の例による。 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録

則 (昭和四五年一二月一二日通商産業省令第一一二号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する (改正前の特許法施行規則の適用)

第二条 この省令の施行の際現に係属している特許出願については、 たは審決が確定するまでは、なお従前の例による。 その特許出願について査定ま

附則 (昭和四六年六月一日通商産業省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和五〇年六月二五日通商産業省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

(昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八二号)

千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条(2)(c)の規定による同条約第一条から第十ボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する 月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリス 百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一。この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、第七条第二号の改正規定は、千九 一条までの規定の効力の発生の日(昭和五十年十月一日)から施行する。

定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。 2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、その特許出願について査

(昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証 が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、 新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料 特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用 この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る

昭和五三年七月二九日通商産業省令第三四号)

第一条 この省令は、 法の施行の日から施行する

行期日

(昭和五三年一一月一日通商産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、 昭和五十三年十一月二十日から施行する。 第一条中様式第七の改正規定及び第二条の規定

則 (昭和五四年七月一六日通商産業省令第五五号)

から施行する。 式第七、様式第十、様式第十三並びに様式第二十一の改正規定並びに第二条の規定は、 際出願等に関する法律施行規則第二十六条、第三十条第一号及び第二号、 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、 …;…;、韦六十三条第五号、様、第一条中特許協力条約に基づく国一抄 公布の 日

(昭和五五年九月一七日通商産業省令第三三号)

抄

この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2

この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、 なお従前の例による。

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。 (昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号)

附

(昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附 (昭和五六年五月二二日通商産業省令第三〇号)

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

抄

第一条 この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年九月二八日通商産業省令第五八号)

(施行期日)

(経過措置)

第二条 外国語でされた国際特許出願又は国際実用新案登録出願が旧様式によりされている場合に 号)第六条第六項において準用する場合を含む。)の規定による翻訳文の様式については、 従前の例によることができる。 特許法施行規則第三十八条の二(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一

(昭和五七年八月一一日通商産業省令第四二号)

この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年一一月三〇日通商産業省令第七五号)

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。 (昭和五九年三月二九日通商産業省令第二一号)

則 (昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号)

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、 省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。 ے

(昭和五九年一二月二二日通商産業省令第九三号) 抄

この省令は、昭和六十年一月一日から施行する

則 (昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号)

(施行期日)

1 いう。)の施行の日(昭和六十年十一月一日)から施行する。 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。 以下 「改正法」と

2 行規則の規定は、 又は改正法の施行の際現に存する追加の特許権については、この省令による改正前の特許法施 改正法の施行前にした追加の特許出願であつて改正法の施行の際現に特許庁に係属しているも この省令の施行後もなおその効力を有する。

施行後も、なおその効力を有する。 いては、この省令による改正前の特許法施行規則及び実用新案法施行規則の規定は、この省令の に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものにつ した補正(出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にしたものに限る。)であつて、当該願書 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についての改正法の施行前に

(昭和六〇年一二月一一日通商産業省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。 則 (昭和六二年五月二九日通商産業省令第三七号)

(昭和六二年一二月八日通商産業省令第七三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法施行規 効力の発生の日(昭和六十二年十二月八日)から施行する。 で作成された特許協力条約第六十四条 (6) (b) の規定による同条 (2) (a) の宣言の撤回の 則第三十八条の十一及び第三十八条の十二の改正規定は、千九百七十年六月十九日にワシントン

(平成元年四月二五日通商産業省令第一六号)

2

この省令は、公布の日から施行する。

則 (平成二年九月一二日通商産業省令第四一号)

(施行期日)

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置) 一条 この省令は、法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

第三条 施行日前にした特許出願及びこれに係る手続については、前条の規定による改正前の特許 産業省令」とする。 力を有する。この場合において、旧規則第二十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済 前条の規定による改正後の特許法施行規則(以下「新規則」という。)の施行後も、なおその効 法施行規則(以下この項において「旧規則」という。)の規定(第六十九条の規定を除く。) は、

則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の特許法施行規則様 び様式第四十四」とあるのは、「、様式第四十四並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令 改正前の特許法施行規則様式第十三の二若しくは様式第十五」と、新規則第十一条第三項中「及 十五号)附則第二項及び附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による は「、様式第四十八又は特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四 式第十三の二若しくは様式第十五」と、新規則第十一条第一項中「又は様式第四十八」とあるの 許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項及び附 合において、新規則第一条の二第一項中「又は様式第七十」とあるのは、「、様式第七十又は特 定により施行日前にしたものとみなされるもの及びこれらに係る手続について適用する。この場 用する場合を含む。)及び旧特許法第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規 又は第五十三条第四項(旧特許法第百五十九条第一項(旧特許法第百七十四条第一項において準 四条第二項(同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。)、旧特許法第四十五条第六項 行規則第二十三条の二を削る改正規定は、施行日以後にされた特許出願であって、特許法第四十 四十九条、第五十条の二、第五十八条及び第六十六条の規定並びに附則第二条の規定中特許法施 第三十一条の二、第三十一条の三、第三十二条、第四十六条、第四十七条、第四十八条の二、第 条の二、第二十七条の三の二、第二十七条の三の三、第二十八条の二から第二十八条の四まで、 条、第二十三条第二項及び第三項、第二十四条、第二十五条から第二十五条の三まで、第二十七 第四条の二、第八条から第九条の三まで、第十条の二から第十二条まで、第十三条の二、第十四 下「改正省令」という。)附則第二項及び附則第三項の規定にかかわらず、新規則第一条の二、前項並びに特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号。以 (昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項及び附則第三項の規定によりなおその効力を

有するものとされる同令による改正前の特許法施行規則様式第十三の二及び様式第十五」とす

則 (平成四年六月二九日通商産業省令第四二号

2 1 この省令は、平成四年七月一日から施行する。

この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、 なお従前の例による。

(平成五年一一月八日通商産業省令第七五号)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。 以下 「改正法

という。)の施行の日(平成六年一月一日)から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前に請求された改正法による改正前の特許法(昭和三十四年法律第百二十 特許法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 特許法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例ついては、改正後の特許法施行規則(以下「新特許法施行規則」という。)第五十八条第二項(新 号。以下「旧特許法」という。)第百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審に

び附則第三項の規定並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第三条第 特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項 I面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格A列4番とする。 項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則の様式に規定する 抄

(平成七年六月二七日通商産業省令第五七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) の施行の日 並びに同規則第二十八条第二項及び第三項の改正規定を除く。)、第十一条及び第十二条の規定並 条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」を「若しくは第百二十六条第一項」に改める部分 令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「、第百二十六 分に限る。)並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定(特許登録 四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定(「公告」を「特許公報への掲載」に改める部 条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定(「【考案の名称】」を削る 成七年七月一日)から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二 部分を除く。)並びに同規則様式第十六の改正規定(同様式に備考2を加える部分に限る。)、第 びに附則第二条、第四条及び第五条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

(第二条の規定による特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行前にした特許出願であって、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をす 改正後の特許法施行規則第十三条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 べき旨の決定の謄本の送達があったものについての情報の提供については、第二条の規定による (改正法附則第三条第一項の手続補正書の様式)

第三条 改正法附則第三条第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面についての補正は、 特許出願等を除く。)についてする場合(次項に掲げる場合を除く。)は附則様式第一により、同特許法施行規則第十一条第一項の規定にかかわらず、特許出願(同規則第四条の二第一項の国際 項の国際特許出願等についてする場合は附則様式第二によりしなければならない。

2 前項に規定する補正を電子情報処理組織を使用して又はフレキシブルディスクの提出により う場合は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十一条第一項の規定にかか わらず、附則様式第三によりしなければならない。

附則様式第1 (附則第3条関係)

```
(代理人)
[微別番号]
[飯便番号]
[住所又は居所]
                                                                                                                                                                                                                                                                         附則様式第 1 (附則第 3 条 関係)(今元經產令1・今元經產令1・一部改
正)
                                                                                                                      [補正をする者]
[事件との関係]
[義別番号]
                                                                                                                                                                                    (書類名) 手続補正書(提出日) 令和 年(あて先) 体幹庁長官
                                                                                                                                                                                                                                        特 印幹 紙
                                                                                                                                                                           【事件の表示】
                                                                                             [郵便番号]
[住所又は居所]
        [氏名又は名称]
                                                                               [氏名又は名称]
                                                                                                                                                             [岩攤攤号]
                                                                                                                                                                                      瀝
                                                                                                                                                                                                   ш
          (4)
                                                                                (4)
       又は 微別ラベル
                                                                            又は一識別ラベル
                                                                                                                                                                                            [補正対象項目名]
[補正方法]
[補正の内容]
([手数料の表示])
3 書き方は左横書、1行は39字詰めとし、名行の間隔は少なくとも6mm以上をとり、1ページは39所以用でする。
4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書者により、馬色で、明りようにか一部房に指すことができないように書(。また、半角文字並びに「U、「」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(機名の前後に「U
                                                                                                                                                                                                                                                       [補正により増加する路求奨の数]
【その他】 早収6年改正法階別第3条第1項の規定による補圧
[手続補正1]
                                                                                                                                                             [確格]
                                                                                                                  1 用紙は、日本産業規格 A列4番(横21cm、縦25.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦
長にじて用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等
                                                                                                                                                                       (【予納合帳番号】)
(【納什金額】)
                                                                                               2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2
                                                                        血をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3 血を超えないものとする。
                                                                                                             を記載してはならない。
                                                                                                                                                                                                                                              【補圧対象書類名】
```

表者の比名を記載し、代表者の日名学家。 10 日本に智樂所を有する外国法人であって、日本における代表の日本に智樂所を有する外国法人であって、日本における代表者が手機を行うと当は、「【氏名又は名称】」の次に「【智樂	1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	8 用名以は名物の際代光が難解にあると名以は鍼父親のやすいものにあるとさは、「【用名以は名称】の上に「【アリガナ】の握を指げて、甲信女に指と信女を注ける、	別番号を記載したときは、[[郵便番号]] 及び「[住所又は層所]] の機は設けるには及ばない。	・ 「日本戸大学の一部では、「日本、日本、日本、日本、大学の、学生の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の	ďΠ	推権も、一の権名数につ、当該日原の原律に記載して解推権中の記載する。	名 日 四 日 四 日 日 日 日 日 日	し、田願の番号が通知されていないときは、「田願番号」	9 「下下の女子」の第2「LESE のこうごうこうさん 発出関係回じ」のおりて発出日間の難しめ間表する。なが
【袖田をする者】 【書在との題家】	[住所又は居所] [氏名又は名称] ⑩ 又は	【巻下での80回) 【織別奉中】 【鶴寅奉中】	はは、火のみして産的禁力減力機ごへ消費する。 【毎日かずや地】 「学年でも開発」	ときは印は不要とする。 14 「【補正をする者】」の欄に記載すべき者が2人以上あると	ない。 13 印を押すと含は微別ラベルは不要とし、微別ラベルをはる	12 代理人によるときは本人の印及び籌別ラベルは不要とし、 代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ば	理士]」と記載し、弁護士のときは、[【弁護士]」と記載する。	11 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁	所由 4人) 21年前の男妻で、このです「119人前月」 2届の駅でも他のでする。

及び「]」を用いるときを除く。)。 5 「[事件の表示]」の欄の「[出題番号]」には、「平成何年 原郷産番号」及び『音業所』の擬を設けて、音業所の郷産番号以び原生地を記載し、その状に『代表者』の機を設けるものとする。「本の人に『代表者』の機を設けるものとする。「作用のなるは、『住所では無所』の代に『年週土』と記載し、年曜土のとさは、『年曜土』と記載す 押すとさは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをはる 印は不要とする。 によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ば 人によるときは本人の印及び識別ラベルは不要とし、

15 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、 16 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。 イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」、のように 次のように欄を繰り返し設けて記載する。 循圧する毒類名を記載する。 【共開人】 【代雎人】 範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「語求 「【補正対象項目名】」は、「発明の名称」、「特許請求の [氏名又は名称] [氏名又は名称] [氏名又は名称] (住所又は居所) [郵便番号] 【識別番号】 住所又は居所 [郵便番号] [機別番号] [住所又は居所] [郵便番号]

項○」、段落番号「○○○○」、「図○」、「符号の説明」、「全文」、「全図」のように復正をする単位名を記載する。
ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、明細書又 は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変 と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記載 更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」 【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した

[幾別番号]

17 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名 事項(前に「[1、後ろに「]」を付す。)及び補正後の内容 を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が 全図を「【書類名】」とともに記載し、「【箱正方法】」が 「全文」又は「全図」のときは、明細書の全文又は図面の 「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及

を補正すると含を除含、「【特許請求の範囲】」の欄に記載し 個所に下線を引くこと。)。この場合において、明細書の全文 欄の図の説明の「【図○】」若しくは「【符号の説明】」を単位 囲]」の欄の「(請求項○]」、「[発明の詳細な説明]」の欄の 段落番号「(○○○○]」若しくは「(図面の簡単な説明]」の は「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許醣求の範 称]」、「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」 若しく として補正しなければならない(補正により記載を変更した

> 照について拒絶すべき目の表初の変圧の勝本の迷寒があった 後の油面だするとさは、「修井海水の薫画」の郷を単位と して、「保郷の場面の荘田」の「風帯に数核した原発等 り (10 ○○○]」の教を増加又は減少する細正をするとさは、「続 明の評価な説明1」の概を単位として補圧をしなければなら た請求項の数を増加又は減少する補正をすると言又は特許出

18 図面を補正するときは、全図又は「【図○】」を単位として 補正しなければならない。

19 図又は化学式、数式、表若しくは日本産業規格X0208号 下「化学式等」という。)を「[箱正の内容]」中に記載する 場合は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の 番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはなら X0208号」という。) に定められている文字以外の文字 (以 (平成24年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格

20 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するとき は、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補 正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次の ように機を繰り返し設けて記載する。

【補圧対象書類名】

【手続補正 2】

[補正対象項目名]

【補正の内容】 【手続補正3】 【補正方法】 【補正対象項目名】 【補正対象書類名】

(補正方法)

[補正の内容]
21 出願審査の語求後語求項の数を増加する補正をする場合に
さいて、1 請求項を増加するごとに、出願審査の語求をする 22 「(【手数料の表示】)」の欄は、備考21の手数料の納付に際 は、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。 数料令」という。)第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる 者が特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手 1 請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはるとき

を行うと当に限り、「([予統合振春号])」には予統合版の春号を、「([統行金額])」には見込額から統付に充てる手数料の額(円」、「,] 等を付さず、アラビア数字のみで表示する いう。)第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出 して工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」と

23 手続補正書が複数校にわたるときは、各ページの上の余白 部分の右端にページ数を記入する。

【幾用の表示】 【物件名】 【幾用の表示】

24 名用紙においては、原則として抜消、訂正、重ね書き及び 行同様のを行ってはならない。 25 とし対は出としてし、容易に分離し、とし直すことができ るように例えばホッチャイをを用いてとしる。 36 特別法権行規則第6条第1項の規定により包括委任状を提 用するときは、「(日表別の表別)の個の状に「接出物件 の目録」の概念設け、その水に「包括委任状事号」の機 を設けて、包括委任状の事を記載する。また。2以上の機 を設けて、包括委任状の事を記載する。また。2以上の 括委任状を提用するときは、「提出物件の目録」の機に大 のように関を振り返し設けて記載する。 【包括委任状帯型】

《 特許法施行規則報の2の規矩により説明書の提出を省 明すると当社、((日教料の表示)) の側の水に [提出物件 の目録]) の欄を設け、その水に [物件名] の嬢を設け て、当該証明書の書類を記載、更にその水に [短用の 表示]) の機を設けて、同条第1項の規定によるとさは提用 される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同 条準2項の規定によると当は提用される当該正書書が提出さ わた手続に係る事件の表示を記載する。また、2人上の証明 書の提出を名称すると表に「[提出物件の目録]] の欄に水 の場と説に係る事件の表示を記載する。また、2人上の証明 書の提出を名称するとまた「[提出物件の目録]] の欄に水 のように欄を繰り返し設けて記載する。 【包括委任状番号】

【物件名】

3 代理人 住所 (居所) 日名 (名称) 4 補正により増加する請求項の数 5 補圧の対象 6 補圧の内容 2 藩田を中心華 単年この題深 在原(暦原) 用死(60歳) [編卷] 特許庁長官 事件の表示 手 続 補 正 書 (平成6年改正法附則第3条第1項の規定 による補正) 運 金档 (8) 年月 ш

用紙は、日本産業規格 A 列 4 番(横21cm、縦29.7cm)の大

附則模式第 2 (附則第 3 条関係)(今元經產令1・今元經產令1・一點改 正)

きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦 長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等 を記載してはならない。

ないものとする。 ものとし、原則としてその左右にしいては各々2.3cmを超え

権号を、その他のものについては、「早政何年特許顕第可号」のように特許田原の権号を記載する。ただし、国際特許田原で格号が通知されていないとさは、「P CT/0000/00000]のように国際出願権号を招表 中のものについては「平成何年再業第何号」のように再業の 「平成何年審判第何号」のように審判の番号を、再審に係属

7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやす

2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2mをとる

3 女学は、タイプ日報等により、照向で、照りようにから参 場が満すことができないようで書く。 場が満すことができないようで書く。 4 「基本の表記」の機には、編立に承囲ものもの(物業法職 100%に選択する業者に原囲ものものを深く。) にしてては

をする者と事件との関係を記載する。 6 「住所又は居所」は、何無、何郡、何村、大学何、学何、 5 「事件との関係」の欄には、「特許出願人」のように補正 の冒を住所の末尾に括弧をして記載する。 何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、そ

8 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称とその代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。 いものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。

9 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代

表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所

10 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらな 及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。 郵便番号」及び「営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号

母級の鑑め相談をした掲載する。 手数料令第1条第2項の表第6号の下欄に掲げる1請求項に つき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許 は、1 静求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が

11 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするとさ

いときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

12 「補正の対象」の欄には、「明細書の毎評請求の範囲の

欄」のように補正をする書類名と補正をする個所を記載す

13 「補正の内容」の標には、補正事項を明確に記載する。14 明細書又は図面の全文を補正するときは、「補正の内容」 は、その個所に下線を引くこと。)又は図面を別紙として添 の欄には、「別紙のとおり」と記載し、補正した明細書〈補 正により特許請求の範囲の記載を変更した個所があるとき

| 附則様式第3(附則第3条関係)

附則様式第 3 (附則第 3条関係) (令元經歷令1・令元經歷令17・—新改正) 【補正をする者】 【事件の表示】 【あて先】 特許庁長官 【書類名】 手続補正書 【提出日】 令和 年 (微別番号) [郷便番号] [住所又は居所] [氏名又は名称] 【事件との関係】 ||長器顯出| Л (【手数料の表示】) 「手続補正1」 【その他】 平成6年改正法附則第3条第1項の規定による補正 【補正により増加する請求項の数】 [編集] 2 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用 いる。ただし、半角文字並びに「[](日本産業規格 X0008号 区点番号(以下「区点番号」という。)1—58)、「]](区点 番号1—59)、「▲」(区点番号 2—5) 及び「▼」(区点番号 (【納什金麵】) (【予納台帳番号】) 字の前後に「▲」(区点番号2一5)及び「▼」(区点番号2 1-58) 及び「]」(区点番号1-59) を、又は置き換えた文 2-7) は用いてはならない(機名の前後に「【」(区点番号 【補正の内容】 【補正方法】 【補正対象項目名】 【補正対象書類名】 【氏名又は名称】 【住所又は居所】 [郵便番号] 1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。

一7)を用いるときを除く」。日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」(区点 番号2-5)、後ろに「▼」(区点番号2-7)を付す。

(機別番号)

4 微別番号の通知を受けていない者については、『微別番

記録する。

5 【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字 何、何馨地、何号のように詳しく記録し、番地がないとき は、その旨を住所の末尾に括弧をして記録する。ただし、織 号】」の欄は設けるには及ばない。

7 「【氏名又は名称】」は、法人にあっては、名称を記録し、 6 氏名又は名称の読み方が難解であると含又は読み誤りやす いものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガ ナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。

特許鹽第何号」のように特許出題の番号を記録する。ただし、出題の番号が通知されていないときは、「[出題番号]」を「[出題番号]」とし、「平政何年何月何日幾日の特許觀」のを「[出題日]」とし、「平政何年何月何日幾日の特許觀」の 3 【事件の表示】」の欄の【出願番号】」には、「平成何年

号】」の横を設けて、当該出頭の頭書に記載した整理番号を ように出願の年月日を記録し、「【出願日】」の次に「【整理番

別番号を記録したときは、[[郵便番号]] 及び「[住所又は居所]] の欄は設けるには及ばない。

含は、次のように欄を繰り返し設けて記録する。 【補正をする者】 (機別番号) | 単年との関係|

[郵便番号]

代表者の氏名を記録する。 8 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代 「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その

の欄を設けるものとする。 9 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁 理士]」と記録し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記録す 業所の郵便番号及び所在地を記録し、その次に「【代表者】」

に「【営薬所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営 記録する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」) の次 表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を

10 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」

の欄の [[氏名又は名称]] (代理人が決人にあっては、[[代 表者]]) の次に [[代理関係の枠記事項]] の欄を設けて、 「特許出題人○○の代理人」のように記録する。

11 代理人によらないときは、「【代理人】」の欄は設けるには

及ばない。

12 「【補正をする者】」の欄に記録すべき者が2人以上あると

住所又は居所

14 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記録する。 13 「【代題人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、 7 次のように欄を繰り返し設けて記録する。 [代輯人] 補正する書類名を記録する。 【共興人】 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「図面」のように 【郵便番号】 【住所又は居所】 【郵便番号】 【住所又は居所】 [氏名又は名称] 繼別番号 [氏名又は名称] [微別番号] [氏名又は名称] 住所又は居所 [郵便番号] [機別番号] |事件との関係|

15 明細書を補正するときは、明細書の全文又は「【発明の名 として補正しなければならない(補正により記載を変更した 欄の図の説明の「【図○】」若しくは「【符号の説明】」を単位 段落番号「【○○○○】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の 囲】」の欄の「【請求項○】」、「【発明の詳細な説明】」の欄の は「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許請求の範 称】」、「【条許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」若し。 ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、明細書又 と、記載した事項を補正により削るときは「削除」と記録 する。 場合において、『[補正対象項目名]」が「全文」又は「全 図」のときは、明細書の全文又は図面の全図を『[書類 コ 『【補正対象項目名】』は、「発明の名称』、「梅許賭求の 義題』、「発明の詳細な説明」、「図回の簡単な説明」、「諸求 項○」、段落帯号「○○○○」、「図○」、「符号の説明」、 は、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。 事項(前に「【」(区点番号1-58)、後ろに「】」(区点番 は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変 名]」とともに記録し、「【補正方法】」が「削除」のとき 号1―59)を付す。)及び補正後の内容を記録する。この 更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」 「全文」、「全図」のように補正をする単位名を記録する。 【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記録した

> 16 図面を補正するときは、全図又は「【図○】」を単位として 号「【〇〇〇〇】」の数を増加又は減少する循正をするときは、「【発明の詳細な説明】」の欄を単位として補正をしなけ 許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達が あった後の補正をするときは、「【特許請求の顧問】」の欄を を補正するときを除き、「【特許請求の範囲】」の欄に記載した請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特 単位として、「【発明の詳細な説明】」の欄に記載した段落番 個所に下線を引くこと。)。この場合において、明細書の全文

するときは「【外1】」、「【外2】」のように記録する。

式等を記録しようとする位置に、図を記録しようとするとき は「[図1]、「[図2]」のように、化学式を記録しようとす るときは「[化1]」「[化2]」のように、数式を記録しようと は、横150mm、縦245mmを超えて記録してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記録してはならない。この場合において、令第6条ただし書の規定により図又 17 図又は化学式等を『[補正の内容]』の欄に記録する場合 補圧しなければならない。 とするときは「【数1】」、「【数2】」のように、表を記録しよ て提出するときは、「【補正の内容】」の欄の当該図又は化学 は化学式等を記載した書面をフレキシブルディスクに感付し うとするときは「【表1】」、「【表2】」のように、日本産業規

格 X 0208号に定められている文字以外の文字を記録しようと

ように機を繰り返し設けて記録する。 [手続補正2] 【手続補正3】 【補圧の内容】 【補圧の内容】 【補正方法】 【補正対象項目名】 【補正対象書類名】 [補正方法] 補正対象項目名 【補正対象書類名】

数料の額を記録する。 の番号を、「(【納付金額】)」には見込額から納付に充てる手

19 「(【手数料の表示】)」の欄は、出願審査の請求後請求項の ごとに、出題審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の 表第6号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の 終付に際して第40条第2項の規定により見込額からの納付の 中出を行うときに限り、「(【予納台帳番号】)」には予納台帳 数を増加する補圧をする場合において、1 請求項を増加する

委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を接用 を設け、その次に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括 すると含は、次のように機を繰り返し設けて記録する。 「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するとさは、

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

[他年化] [物年化] 【機用の表示】

【撥用の表示】

の表示を記録する。また、2以上の証明書を提用するとき ると含は援用される当該証明書が提出された手続に係る事件 提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によ て、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が 書類名を記録し、更にその次に「【接用の表示】」の欄を設け を設け、その次に「【物件名】」の概を設けて、当該領別書の ときは、「【代理人】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄 特許法施行規則第10条の2の規定により証明書を省略する 【提出物件の目録】 次のように欄を繰り返し設けて記録する。

(平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置)

第四条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。)の施行前にした実用新案登 則第十三条の二第一項(第一号及び第四号を除く。)及び第二項の規定を当該実用新案登録出願 第一項の規定による情報の提供はできないものとし、第二条の規定による改正後の特許法施行規 項において準用する平成五年改正省令第一条の規定による改正前の特許法施行規則第十三条の二 についての情報の提供に準用する。 するものとされた平成五年改正省令第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則第六条第一 十五号。以下「平成五年改正省令」という。) 附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有 ていないものについては、特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七 録出願であって、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされ

(平成八年九月一一日通商産業省令第六四号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。 附

(平成八年一二月二五日通商産業省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 改正法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。 (特許法施行規則の改正に伴う経過措置) 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号。以下「平成八年

第六条 特例法施行規則の施行日前にした特許出願及びこれに係る手続については、同規則附則第 2 特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項及 三条第一項の規定にかかわらず、第五条の規定による改正後の特許法施行規則第九条の三の規定

を有するものとされた特許法施行規則の様式に規定する手続に係る書面と添付書類との間及び添 び附則第三項の規定並びに特例法施行規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力 付書類各葉の間の割印については、これらの規定にかかわらず、要しないものとする。 附

(平成九年三月二四日通商産業省令第二一号)

(経過措置) この省令は、 平成九年四月一日から施行する。

許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改いう。)第九条第一項において準用する場合を含む。)、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特 和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、昭和六十年旧特許法第百六十 おいて「昭和六十年旧実用新案法」という。)第四十五条において準用する場合を含む。)及び昭 十年旧特許法第百七十四条第一項(昭和六十年改正法による改正前の実用新案法(以下この項に 第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(昭和六十年旧特許法第百五十九条第一項(昭和六 正法」という。)による改正前の特許法(以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。) び平成五年改正法による改正前の実用新案法(以下この項において「平成五年旧実用新案法」と 第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下この項において 法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法 六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。) 又は平成五年改正法附則第五条第 改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関す 「平成五年改正法」という。)による改正前の特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第六項及 条の三第一項(昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)及び昭 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出 を除く。)に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、 .項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるも 省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であって、特許法第四十四条第二項

令」とする。 十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、 規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第 る手続等の特例に関する法律施行規則(以下この項において「旧特例法施行規則」という。)の 「経済産業省

3 施行規則第十九条の二及び第二十九条の二の規定を適用する。による改正後の実用新案法施行規則第二十三条の規定並びに第四条の規定による改正後の特例法 かかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の五の規定、第二条の規定 施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定に おいて準用する場合を含む。)の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法 令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。)附則第三条第一項(第六条に 三条第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省 び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号)附則第特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第二項及

(平成九年五月二九日通商産業省令第八八号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する 則 (平成九年一一月二七日通商産業省令第一一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の施行の日から施行する。 (経過措置の原則)

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じ た事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。 (証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録に関する経過措置)

第三条 特許法施行規則第五十七条の六(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録) む。)の規定は、この省令の施行前にされた証人等の陳述については、適用しない。 (同規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則又は商標法施行規則において準用する場合を含

則 (平成一〇年一月八日通商産業省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

た事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じ (補正却下後の新出願に関する経過措置) (経過措置の原則)

第三条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この条において「改正 法」という。)による改正前の特許法(以下この条において「旧特許法」という。)第五十三条第 許法第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による特許出願」と読み替 法第百五十九条第一項(旧特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び旧特 による改正前の特許法(以下この号において「旧特許法」という。)第五十三条第四項(旧特許 第一項の規定による特許出願又は特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号) て準用する場合を含む。)の規定を適用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第 については、改正後の特許法施行規則第四条の三(実用新案法施行規則第二十三条第一項におい おいて準用する場合を含む。)の規定による特許出願又は実用新案登録出願に係る代理権の証明 第一項(旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)及び旧実用新案法第十三条に む。)及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)、旧特許法第百六十一条の三 新案法(以下この条において「旧実用新案法」という。)第四十五条において準用する場合を含 四項(旧特許法第百五十九条第一項(旧特許法第百七十四条第一項(改正法による改正前の実用 項第三号中「特許法第四十四条第一項の規定による特許出願」とあるのは「特許法第四十四条

(施行期日 附 則 (平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号)

抄

(経過措置) この省令は、 平成十年七月一日から施行する。

1

2 による。 この省令の施行前にした特許出願、 実用新案登録出願又は国際出願については、 なお従前の例

附 則 (平成一〇年一二月一八日通商産業省令第八七号)

抄

(施行期日)

第

一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。 附 則 (平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する

附 則 (平成一一年三月二六日通商産業省令第一九号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

省·建設省令第一号) 則 (平成一一年九月三〇日総理府・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵 抄

(施行期日)

第一条 この命令は、法の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二八日通商産業省令第一三二号)

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。 (施行期日)

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 平成十二年一月一日前に特許法第百八十四条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同 判が特許庁に係属している場合にするものを除く。)については、第一条の規定による改正前の された国際出願に係る手続(平成十二年一月一日以後に請求された同法第百二十一条第一項の審 の規定による翻訳文の提出がされた同法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみな より特許出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第百八十四条の二十第二項 第百八十四条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第百八十四条の三第一項の規定に なおその効力を有する。 特許法施行規則の規定(第三条及び第四十八条の二の規定を除く。)は、この省令の施行後も、

第三条 平成十二年一月一日前に請求された特許法第百二十一条第一項の審判の手続については、 う。)の規定(第三条及び第四十八条の二の規定を除く。)は、この省令の施行後も、なおその効 第一条の規定による改正前の特許法施行規則(以下この条において「旧特許法施行規則」と 力を有する。この場合において、旧特許法施行規則第五十条の七(見出しを含む。)中 業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。 「通商産

則 (平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する

附 則 (平成一二年四月一九日通商産業省令第九九号)

抄

一条 この省令は、法の施行の日(平成十二年四月二十日)から施行する。 (施行期日) 附 則 (平成一二年一一月二〇日通商産業省令第三五七号)

第

この省令は、平成十三年一月六日から施行する 附 (平成一三年五月三一日経済産業省令第一六六号)

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

則 (平成一三年九月六日経済産業省令第一九〇号)

(施行期日) この省令は、 平成十三年十月一日から施行する

1

(経過措置)

この省令の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願については、 則 (平成一三年一一月二〇日経済産業省令第二〇七号) なお従前の例による。

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一四年八月一日経済産業省令第九四号)

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年九月一日)から施行す

(継続中の特許出願及び実用新案登録出願に係る経過措置)

ホ及び実用新案登録出願に係る様式第三の備考14のホの適用については、この省令の施行後第二条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る様式第二十九の備考15の なお従前の例による。

附則 (平成一五年六月六日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前第二条 この省令の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の なお従前

2 この省令の施行前に特許法第百八十四条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した 書についての補正及びこの省令の施行前に特許法第百八十四条の四第一項及び第二項の規定によ同法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細 係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。 る翻訳文を提出した同法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願に

(平成一五年九月四日経済産業省令第九九号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行す

則 (平成一五年九月一〇日経済産業省令第一〇一号)

整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(平成十五年十月一日)から施行この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の

則 (平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日) から施 行

則 (平成一六年三月二日経済産業省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、 ら施行する。 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十六年四月一日) カュ

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章第三節(同規則、 じ。)の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改 前の特許法施行規則第八章第三節の規定により生じた効力を妨げない。 意匠法施行規則及び商標法施行規則において準用する場合を含む。以下この条において同 実用新案法施行規

(平成一六年六月四日経済産業省令第六九号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

(平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二九日経済産業省令第三〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する

則 (平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号)

附

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

則 (平成一七年一二月一二日経済産業省令第一一八号)

附則(平成一八年六月八日経済でこの省令は、公布の日から施行する。附則(平成一七年一二月一二日日 則 (平成一八年六月八日経済産業省令第七七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十八年六月十三日)から施行する。

附 則 (平成一八年八月九日経済産業省令第八一号)

行する。 この省令は、特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令の施行の日 [から施

(平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号

(施行期日)

特許法施行規則第二十七条の三の三の改正規定及び次条の規定は、平成十九年七月一日から施行第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。ただし、第一条中 する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

に規定する日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、同日前にした特許出願第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の三の三の規定は、前条ただし書 又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第二六号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

附

(特許法施行規則等の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二及び第三十八条の二の三 し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例む。)の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用 による。 (第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含

則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六四号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六八号)

この省令は、信託法の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

則 (平成二〇年三月二四日経済産業省令第一九号)

附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。 この省令は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号) 抄

附

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(平成二〇年一二月二六日経済産業省令第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。 附 則 (平成二一年一月三〇日経済産業省令第五号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二一年六月二二日経済産業省令第三四号)

を改正する法律の施行の日(平成二十一年六月二十二日)から施行する。 この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の (平成二一年六月二二日経済産業省令第三五号) 抄

部

施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。 (特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約 登録出願に係る補正書の翻訳文の提出については、この省令の施行後も、 第三十四条 (2) (b) の規定に基づく補正をした外国語国際特許出願又は外国語国際実用新案 なお従前の例による。

(施行期日) 則 (平成二二年六月二二日経済産業省令第三五号)

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する

第二条 この省令の施行前に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十 この省令の施行後も、なお従前の例によることができる。 を含む。)の規定による補正書の日本語による翻訳文若しくは補正書の写しの提出については、 は特許法施行規則第三十八条の六(実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合 第二十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正書の日本語による翻訳文又 法施行規則第三十八条の二第二項(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号) 九条(1)又は第三十四条(2)(b)の規定に基づく補正をした国際特許出願についての特許

則 (平成二三年一二月二八日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

(施行期日)

法」という。) の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。) から施行する。1一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正

(平成二四年八月三一日経済産業省令第六五号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。 (特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二(実用新案法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定 、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令 に行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

済産業省・国土交通省・環境省令第二号) (平成二四年一〇月三一日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経 抄

(施行期日)

第 一条 この命令は、法の施行の日(平成二十四年十一月一日)から施行する。

(平成二四年一一月三〇日経済産業省令第八六号)

抄

この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。

附則 (平成二六年一月一七日経済産業省令第二号)

三十一号)第五十七条」を削る改正規定、同令第六十九条第四項中「大学等における技術に関す 加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百 への移転の促進に関する法律 (平成十年法律第五十二号)」の下に「第八条第二項若しくは」を 「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者 この省令は、産業競争力強化法の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。ただ 第一条の規定(特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第百九十五条の二」の下に

> 7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下 規定及び第五条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考 る特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」」を削る改正規定を除く。)、第四条の項の規定による特許料の1/2軽減」」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関す 等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第 条の規定による審査請求料の1/2軽減」」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「、大学料の1/2軽減」」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57 195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」」の下に「、「大学等における技術再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削る改正規定、同備考中「「特許法第 規定の適用を受けようとするとき」を、「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者 同令様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の 日(平成二十六年四月一日)から施行する。 業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」」を加え、「、 の規定による特許料の1/2軽減」」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事 法(平成11年法律第131号)第56条」を削る改正規定及び同備考中「「特許法第109条 を削る改正規定及び同備考中「「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」」の下に 軽減」」を削る改正規定を除く。)は、産業競争力強化法附則第一条第二号に掲げる規定の施 に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置 「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1 る研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2 項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」 、関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求 の移転の促進に関する法律」の下に「第8条第2項若しくは」を加え、「若しくは産業活力 、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、

(平成二六年八月一二日経済産業省令第四〇号

1 (施行期日)

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

する特許出願について適用し、この省令の施行前にした特許出願については、なお従前の例によ2 この省令による改正後の特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定は、この省令の施行後に

施行する。 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から附 則 (平成二六年一〇月二二日経済産業省令第五四号)

則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一 行する。 (施行期日) 旦 から施

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則(以下この条及び次条において「新特許法施 については、適用しない。 三十八条の六の三に規定する期間内に特許法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前 よる改正前の特許法施行規則(以下この条及び次条において「旧特許法施行規則」という。)第 の特許法(以下「旧特許法」という。)第三十条第三項に規定する証明書の提出がなかった場合 行規則」という。)第三十八条の六の三ただし書の規定は、この省令の施行前に第一条の規定に

2 行規則第三十八条の十四に規定する期間内に千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された 新特許法施行規則第三十八条の十四第一項ただし書の規定は、この省令の施行前に旧特許法施

特許協力条約に基づく規則(次条において「規則」という。)17. 書類の提出がなかった場合については、適用しない。 先権の主張を伴う国際特許出願又は特許法第百八十四条の二十第一項の申出をする者によって、 特許協力条約(以下この条及び次条において「特許協力条約」という。)第八条の規定による優 1 (a) に規定する優先権

(平成二七年二月二〇日経済産業省令第七号)

を生ずる日から施行する。 この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力

(平成二七年六月二二日経済産業省令第五一号)

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。 (施行期日)

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に出願審査の請求をする国際特許出願又は特許法第第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の十四第三項の規定は、この省令 に出願審査の請求をした国際特許出願又は同項の規定により特許出願とみなされた国際出願につ 百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について適用し、 なお従前の例による。 施行日前 1 則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する

則 (平成二七年一〇月三〇日経済産業省令第七二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十一月一日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

日(以下「施行日」という。) 以後に請求する訂正審判又は特許異議の申立て若しくは特許無効第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第四十五条の四の規定は、この省令の施行の 特許無効審判における訂正については、なお従前の例による。 審判における訂正について適用し、施行日前に請求した訂正審判又は特許異議の申立て若しくは

則 (平成二八年三月二五日経済産業省令第三六号)

附

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施 行す

附 則 (平成二九年一月二〇日経済産業省令第三号)

附 則 (平成二九年五月一九日経済産業省令第四四号) 抄括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。 この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包

(施行期日)

第一条 この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十二 号)の施行の日から施行する。

則 (平成二九年七月七日経済産業省令第五一号

(施行期日)

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

五年通商産業省令第十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この2 この省令による改正後の特許法施行規則第二十七条の三の三 (実用新案法施行規則(昭和三十 許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。 省令の施行後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、 この省令の施行前にした特

則 (平成二九年七月三一日経済産業省令第五九号)

施行期日)

この省令は、 公布の日から施行する。

(施行期日) 則 (平成三〇年三月一二日経済産業省令第五号) 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

| 第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第七十二条の規定は、この省令の施行の日以 後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の特 許法施行規則第七十二条の規定により提出した申請書については、 なお従前の例による。

則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号)

ら施行する。 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日) カュ

(平成三〇年七月一一日経済産業省令第四七号)

附

附 則 (平成三一年二月一二日経この省令は、公布の日から施行する。

(平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号) 抄

(施行期日) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(次項において「改正法」 という。

附 則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一九日経済産業省令第一六号) 抄

行する。 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一 月 から 施

則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 附 (令和元年七月一日)

から施

行する。 附 則

する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。 この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正 (令和元年七月一二日経済産業省令第二四号)

附 則 (令和元年九月一三日経済産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (令和二年五月二〇日経済産業省令第四九号)

(経過措置)

1

(施行期日)

2

この省令は、 令和二年七月一日から施行する。

前の例による。 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、 又は意匠登録出願については、

な

則 (令和二年六月二五日経済産業省令第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二の二(実用新案法施行規 登録出願について適用し、 は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする国際特許出願又は国際実用新案(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定 なお従前の例による。 施行日前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、

(令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に 関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する (施行期日)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」とい の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様 う。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等 経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一 部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当 式によるものとみなす。 これを取り繕って使用することができる。

(令和三年三月二五日経済産業省令第一七号)

(施行期日)

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置) この省令は、令和三年四月一日から施行する

の」とする。 有する。この場合において、同号イ中「認定重点推進計画(」とあるのは「認定重点推進計画 の規定は、復興庁設置法等の一部を改正する法律附則第十一条に規定する期間、なおその効力を は、第二条の規定による改正前の特許法施行規則第七十四条の二(第二十号に係る部分に限る。) 年法律第三十号)第十八条の二の規定による国際出願に係る手数料の軽減若しくは免除について 求の手数料の軽減若しくは免除又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三 くは免除若しくはその納付の猶予若しくは同法第百九十五条の二の二の規定による出願審査の請 (復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号)第三条の規定による改正前 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百九条の二第一項の規定による特許料の軽減若し

則 (令和三年三月三一日経済産業省令第二四号)

この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施

則 (令和三年六月一六日経済産業省令第五二号

この省令は、公布日から施行する。

則 (令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号) 抄

一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 (令和三年十月一日)から施行する。 (施行期日)

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第六十一条第一項及び工業所有権の手数料等 ついては、なお従前の例による。 日以後に事件が特許庁に係属している場合にすることができる手続の補正について適用し、施行 納付する場合における手続に関する省令の規定による手続(以下「手続」という。)並びに施行 に関する法律又は同法に基づく命令の規定による手続並びに工業所有権の手数料等を現金により 求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続、工業所有権に関する手続等の特例 び請求その他意匠登録に関する手続、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請及び請 許に関する手続、実用新案登録出願及び請求その他実用新案登録に関する手続、意匠登録出願及 規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする特許出願及び請求その他特 を現金により納付する場合における手続に関する省令第九条において準用する場合を含む。)の 則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項、商標法施行規則第二十二条第一項、工業 前にした手続(施行日以後に事件が特許庁に係属している場合に補正されるものを除く。)に 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第一条第四項及び第五項(実用新案法施行規 1 1

(令和四年二月二五日経済産業省令第一〇号)

抄

一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十四条の三(第五号に係る部分に限る。) の規定は、この省令の施行後にする特許出願について適用し、この省令の施行前にした特許出 については、なお従前の例による。

則 (令和四年三月一五日経済産業省令第一四号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日 附 (令和四年四月一日) から施行する。

(令和四年六月一六日経済産業省令第五三号)

する政令の施行の日(令和四年六月十七日)から施行する この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関

(令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施 により施行日前にしたものとみなされるもの(以下この条において「施行日前の特許出願の分割二項(同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。)及び第四十六条の二第二項の規定 等に係る特許出願」という。)を含む。)について適用し、施行日前にした特許出願(施行日前 日」という。)以後にする特許出願(施行日以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第 特許出願の分割等に係る特許出願を除く。)については、なお従前の例による。

則 (令和四年九月二六日経済産業省令第七五号)

権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第三条の二第一項の改正規定 有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の改正規定及び第七条中工業所有 施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第四条の三第 一項の改正規定、第五条中特許登録令施行規則第十三条の五第一項の改正規定、第六条中工業所 この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の 公布の日から施行する。

附 則 (令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号)

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、 の改正規定は、公布の日から施行する。 第一条中特許法施行規則第十六条

附 則 (令和五年六月三〇日経済産業省令第三四号)

日 1(令和五年七月三日)から施行する。 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施 行

則 (令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日経済産業省令第二号) 抄

(施行期日) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(以下 一改正

法

という。)

施

日

(令和六年二月二九日経済産業省令第一〇号) 抄

(令和六年四月一日) から施行する。

この省令は、 令和六年四月一日から施行する

1

```
#武第 2 (第4条の2間係)
[書類名] 期間延長請求書
((提出日) 合和 年 月 日)
[あて允、特許庁店會 段
((特許庁畜村長 段)
((特許庁畜村長 段)
((特許庁畜村長 段)
((特許庁畜村長 段)
((事件の表示]
((出版番号)
((出版番号)
((出版番号)
((出版番号)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は原南)
((北西大は居南)
((北西大は原南)
((北西大は居南)
((北西大は居南)
((北西大は田市)
((北西大田)
((北西田)
((北西大田)
((北西大田)
((北西大田)
((北西大田)
((北西大田)
((北西大田)
((北西大田)
((北西田)
((北西)
((北西田)
((北西田)
((北西田)
((北西田)
((北西田)
(
```

```
行規則第41条の9第1項に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「(【手
数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この
場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
```

- 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「【書類名】」を「期日変更請 求書」とし、「[事件の表示]」を「[審判事件の表示]」とし、「[請求の内容]」の欄を「[変更前の期 日]」、「[変更後の墹日]」及び「[変更の理由]」とし、変更前の墹日、変更後の墹日及び変更の理
- 日月、「探史像の用日)及び「変更の理由」とし、変更前の用日、変更後の明日及び変更の理由を記載する。
 「【店 不見】は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審督区、その他の場合は特許庁長官とする。
 【「集件の表示】の欄の「旧郷番野】」には、特額○○○○○○○○○○○○○」のように出版の書きを記載さ、象料に保護中の場合には、「事件の表示】の水に「「福料の書が引」の確と「配する。
 「「展○○○○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「「田順番野」」に出版の番号を当業さ
- 記載する。
- 特許法第5条第2項の規定により期日の変更を申請するときは、「[請求人]」を「【審判請求 人]」とする。
- 入月とする。
 1 割別番号の適相を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。
 11 [[住所又は原常]は、何限、何郎、何は、大字何、字句、何都地、何等のとうに詳しく記載
 する。ただし、識別番号を記載したときは、[[住所又は原常]」の欄は設けるには及ばない。
 12 氏名又は名称の設み方が場所であるとき又は読み高りやすいものであるときは、[[近名又は 名称]」の上に「(フリガナ]」の欄を設けて、たるべく片を名で振り食名を付ける。
 13 [[近名又は名称]は、自然人にあつては、氏名を記載する。比し、あつては、名称を記載し、
 [[近名又は名称]は、自然人にあつては、氏名を記載する。比し、まつては、名称を記載し、
 [[近名又は名称]」の次に「(代表者)」の種を設けてその代表者の氏名を記載する。
 14 日本に受事を含まる人のはサンテカンで、日とれたり表表の氏名を記載する。

- 14 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が予続を行うときは、「【氏名 又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に
- 「【代表者】」の欄を設けるものとする。 15 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載

```
。
【請求人】
    K人]
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【請求人】
【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
```

- 16 代理人が弁理士のときは「「住所マは屋所」の次に「「弁理士」」と記載し、弁護士のときは 16 代理人が弁理士のときは、[任唐 不は応附]の次に[介理士]」と記載し、弁護士のときは、 [行後査]」と記載する。また、代理人が秀建・外国法事務予護士時間法人のときは、[任表 初]の次に[[代理関係の特記事項]の欄を設けて、[業務を執行する社員は○○○]のように 業務を執行する社員の氏名を記載する(弁理土法施行令(平成12年政令第284号)第7条第2 号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。)。 17 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、[[代表者]]の欄は不要とし、代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、[[代表者]]の欄は不要とし、代理人によるないときは[[代理人]]の欄は設けるには及ばない。

```
18 [【代理人】]の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載
                                           っ。
【代理人】
                                                                    生八』
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
                                        【代理人】
【識別番号】
【代地方】

「(代地方) 「(代地方) 「(保地方) 「(代地方) 「(地方) 「
                           人する。

参用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行即挿入を行つてはならない。

とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように何えばホッチキ

スを専用いてとしる。

第10年の現実により返明書の提出を省略するときは、「(手数40表示)」)の間の水に「提出

株体のは終わるがある。なかにて始めると、「(で手数40表示)」。
                    □ 3119年の現実により運町書の提出を省略するときは「(「事株の表示〕) ○帰の次に「提出
物件の目録〕] ○陽を設け、その次に「傷件名」) の帰を設けて、当該証明書の書類名を記載し、
更にその次に「復用の表示」) の帰を設けて、回承第1 項の設定によるときは設計される当該証
明書が提出される手統に係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許審号、書類名を
でその提出し、回承第2項の変によるときは採用される当該証明
係る事件の表示(特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名皮びその提出して心臓等
る。また、2以上の証明書の提出を含めてよるとさば、「提出物件の目録」] の側に次のように欄を維り返し設けて記載する。
                                   「物件名」
【授用の表示】
【物件名】
【物件名】
【授用の表示】
```

```
様式第3 (第4条の2関係)
特許
              期間延長 (期日変更) 請求書
印紙
```

- 3 あてたば、物件別機、蓄単以江の帯に外属性の場合につい事件に係る物質が重要性と、での部の場合は特別で 位上する。
 6 「単作の表言・の機には、物件景楽部に構選中のものについては「現施の〇〇〇一〇〇〇〇〇」のように特別 議場の書分を、参判に保護中のものについては「無効○○〇〇一〇〇〇〇」のように奉料の書分を、再第に採 議事のものについては「保護○○○○○○○○○○○」のように同様の書かを、物件権の存款期的の根を登めの出 第についての場合には「特職○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」のように経歴登録制の等分を載する。 7 「仕頭・信房別」」の際には、信帳、何郎、信材、大学位、学位、保管地、何勢のように詳しく記載する。 「氏名(名物)」の際は、法人にかつては、名件を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の 氏名を記載する。

- 9 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み織りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を
- 付ける。 10 日本に書類所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名(名称)」の構め 以に「日本における営業所」の欄を設けて、貨業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の機を設けるものと する。

- 次に「日本における発展の「開催を記すて、資販の可信地を記載し、その次に「代表者」の概を記する例と する。
 11 (現私によるときでかって本人が決入の場合にかっては、「代表者」の概は不足とし、代理人によらないとき は「代理人」の職計設計るには及ばない。また、代理人が奔走し、外間は事務等を比可能人のときた。「代表 者」の職力法計るにはなばない。また、代理人が奔走し、外間は事務等を比可能人のときた。「代表 者」の職力法に「代理期間の部型事項」の場を記す、「業務を執行する性異などの主の」のように業務を執行 する社員のなるを制する「伊生出版行音」を「本意と文化第12 の期間の場底の加速をかる場合を強く」。 12 期間の変更を申請するときは「4 途流の小時」を「4 変更能の期日」とし、次に「5 変更後の期日」及 13 第0条の規定により選邦書の機能を密答するときは、「指表の内容」の側の次に「信託書から日表」の場を記 は、選集に係る可能力の事態を発生し、その次に「程序の表別」の実施の設定しまるとき は選用される当該証明書の機能とされる手続に係る事件の表示、作者計能に係るものにかっては、特許書や、需要 及びての他間目)を、可義者と項の設定によるときまな財団をおる当該証明書が提出された手続に係る事件の表示 (特別権に係るものにかっては、特別事等、責備を及びて機能目)を記載する。 14 「介容」年 月 日)」には、なるべく提出する日本記録する。 14 「介容」年 月 日)」には、なるべく数に対する日本記録する。 15 訂正をしたときは、たるべくがのけに訂正字を発をごかを提出的。 16 目とかけなるべくをとじとし、書話に関係といようにとしる。

```
模式第4(第8条関係)(平2通座令41・全改、平5通座令75・平7通座令57・平8通座令76・
平10通座令67・平11通座令13・平18越座令14・令元極座令1・令2極座令92・一部改正)
【書類名】 代表者選定届
(【提出日】 令和 年 月
【あて先】 特許庁長官
(特許庁審判長)
                          殿)
 【事件の表示】
【出願番号】
 【代表者】
    【識別番号】
     【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【代理人】
    【識別番号】
     【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【提出物件の目録】
    【物件名】 代表者であることを証明する書面 1
    【物件名】 (
  [備考] 1 「【あて先】」は、審判に係属中の場合は特許庁審判長、その他の場合は特
   許庁長官とする。
2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 「【出願番号】」には、「特願○○○一○○○
      「【日照番号】」には、「特願○○○○○○○○」のように特許出

顧の番号を記載する。ただし、出顧の番号が通知されていないときは

「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の特許顧」

のように特許出願の年月日を記載し、「【出顧日】」の次に「【整理番号】」
    の欄を設けて、当該出願の顧書に記載した整理番号を記載する。
ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願
      ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番
       号] の欄を設けて、「不服○○○○○○○」のようと当該審判の番号を記載し、かつ、「【出顧番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求
       日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
```

```
3 「代表者であることを証明する書面」は、なるべく次の文例により作成す
 (文例)
               代表者選定証
                               -
令和 年 月 日
     住所 (居所)
     代表者
                         住所 (居所)
                          特許出願人
                         住所 (居所)
                         特許出願人
    下記の発明に関する手続については、貴殿を代表者に選定したことに相
  違ありません。
  1 事件の表示
     発明の名称
4 東10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【提用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは提用
 される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものに
あつては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定による
 ときは提用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示 (特許権に
係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日) を記載する。ま
 た、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に
 次のように欄を繰り返し設けて記載する。
  【物件名】
   【援用の表示】
  【物件名】
   【援用の表示】
5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで、
 22から25までと同様とする。
```

```
様式第 5 (第 8 条関係)(平 2通産令41・全改、平 5通産令7・平 7通産令67・平 8通産令7・平 8通産令7・平 10通産令67・平 11通産令13・平 715販産令14・平 727販産令6・平 20販産令6・・ 予2販産令6・・ 予2販産令6・・ 4元販産令16・令 2 販産今62・一部改正)
                               (今92.0 - 新改正)
代表者選定届
(令和
                                                                 年 月 日)
                           殿 殿)
       特許庁長官
(特許庁審判長
       事件の表示
       代表者
         事件との関係
         住所 (居所) 氏名 (名称)
  3 代理人
        住所 (居所)
         氏名 (名称)
    (1) 代表者であることを証明する書面 1通
   [備考]
     席考) 「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議○

○○○○○○○」のように特許異議の番号を、審判に保属中のものについては「無効○○○○○○」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再参○○○○○○」のように再審の番号を、持 特権の存続期間が多長登録の出版についての場合には「特徴○○○○○○○○」のように延長登録出版の番号を記載する。ただし、出版の番号が過去されていないと言は、「各和何年何月何日提出の幹許法部の条葉でと思います。
       延長登録願」のように記載するか、又は「別添顧書写しのとおり」と記載
し、当該顧書の写しを添付する。
       「事件との関係」の欄には、「延長登録出題人」、「特許権者」、「請求人」、
「被請求人」、「参加人」のように代表者と事件との関係を記載する。
    * 第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、落付書類の目録」の欄に、

の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「提用の表示」の欄を設け

て、同条第1項の規定によるときは提用される当該証明書が提出される手続
       に係る事件の表示 (特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日) を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出
       された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書
       類名及びその提出日)を記載する。
その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16
```

まで並びに様式第4の備考3と同様とする。

```
様式第6 (第9条関係) (平2通産会41・全改、平5通産会75・平7通産会57・平8通産会79・
    平10通産令87・平11通産令132・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令58
             氏名(名称)変更届
                          (令和 年 月 日)
   特許庁長官
(特許庁審判長
   事件の表示
 2 氏名(名称)を変更した者
    事件との関係
    住所 (居所)
    旧氏名(名称)
    新氏名 (名称)
 3 代理人
    住所 (居所)
    氏名 (名称)
 [備考]
    「事件との関係」の欄には、「特許出願人」、「延長登録出願人」、「請求
   人」、「被請求人」、「参加人」のように手続をした者と事件との関係を記載す
  2 「氏名(名称)を変更した者」又は「代理人」の欄の住所の次に氏名(名
   称) を変更した者又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべ
  3 第9条第2項の規定により、2以上の氏名又は名称の変更の届出を一の書
   面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の
   用紙に「(別紙)」と記載し、当該届出に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
  4 第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領
   で記載する。
     表題は「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書」と
   紙)」と記載し、その次に「氏名 (名称) 変更届に係る事件の表示」及び
    「表示変更登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該届出に係る事件
の表示及び申請に係る特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読
    点「、」を付すこと。)を記載する。
```

- ハ 様式中3を2項繰り下げ、「2 氏名(名称)を変更した者」の欄を 「4 氏名 (名称) を変更した者及び中諸人」とし、「新氏名 (名称)」を 「氏名 (名称)」とし、「旧氏名 (名称)」の欄は設けるには及ばない。
- 「1 事件の表示」の欄の次に「2 変更に係る表示」及び「3 登録 の目的」の欄を設け、「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名 称)」及び「変更後の氏名 (名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名 (名称) 及び変更後の氏名 (名称) を記載し、「登録の目的」の欄には、 「登録名義人の表示変更」のように記載する。
- ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その 下に収入印紙の額を括弧をして記載する。
- へ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書 類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」 の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続 に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるとき は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び13から16 まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の 備考13中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

```
様式第7 (第9条関係) (平2通産会41・全改、平5通産会75・平7通産会57・平8通産会79・
     平10通産令87・平11通産令132・平27経産令6・令元経産令1・令元経産令16・令2経産令58
```

住 所(居 所)変 更 届 (令和 年 月 日)

特許庁長官 (特許庁審判長 事件の表示

2 住所 (居所) を変更した者

事件との関係 旧住所 (居所) 新住所 (居所) 氏名 (名称)

3 代理人

住所 (居所) 氏名 (名称)

[備考]

- 1 第9条第2項の規定により、2以上の住所又は居所の変更の届出を一の書 面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の 用紙に「(別紙)」と記載し、当該届出に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
- 2 第9条第3項の規定により屈出と中替を一の書面でする場合において、その申請が登録免許税法 (昭和42年法律第25号) 第5条第4号又は第5号の規
- 中時」のように記載する。 3 その他は、様式第3の備考1か53まで、5、7か511まで及び13か516 まで、様式第5の備考1並びに様式第6の備考1から4までと同様とする。 この場合において、様式第3の備考13中「請求の内容」とあるのは「代理 人」と、様式第6の備考4中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあ るのは「暦所」と読み替えるものとする。

```
様式第9(第9条の2関係) (平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令67・平8通産
     今79・平10通産令67・平11通産令132・平19経産令14・令元経産令1・令2経産令92・一部改
 【書類名】 代理人選任届
(【提出日】 令和 年 月
                     日)
 【あて先】 特許庁長官
      ( 特許庁審判長
                    殿)
 【事件の表示】
   【出願番号】
 【手続をした者】
   【識別番号】
   【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
 【届出の内容】
【選任した代理人】
     【織別番号】
     【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
 [代理人]
   【識別番号】
   【住所又は居所】
【氏名又は名称】
 【提出物件の目録】
   【物件名】 代理人の選任を証明する書面 1
  [備考]
  1 復代理人の選任を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人選任届」と
   し、「【手続をした者】」の次に「【代理人】」、「【厳別番号】」、「【住所又は居
所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設け(備考2、3又は4の復代理人に
    係る手続において同様とする。)、復代理人を選任した代理人を記載し、「【届
    出の内容】」の欄は「【選任した代理人】」を「【選任した復代理人】」とし選
    任した復代理人を記載する。
  2 代理人の変更を届け出るときは、「【書類名】」を「代理人変更届」とし、「【届出の内容】」の欄の選任した代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代
    理権の消滅した代理人】」、「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又
```

は名称】」の欄を設けて、代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の

```
変更を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理人変更届」とし、「【届出の
内容】」の欄の選任した復代理人の「【氏名又は名称】」の次に「【代理権の消
滅した復代理人】」、「【織別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名
称】」の欄を設けて、代理権の消滅した復代理人を記載する。
```

- 代理権の内容の変更について届け出るときは、「【書類名】」を「代理権変 更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任 した代理人】」を「【代理権を変更した代理人】」として代理権を変更した代 理人を記載する。復代理人の代理権の内容の変更について届け出るときは、 「【書類名】」を「復代理権変更届」とし、「【届出の内容】」の欄には、その変更の内容を記載し、「【選任した代理人】」を「【代理権を変更した復代理 人】」とし代理権を変更した復代理人を記載する。
- 4 代理権の消滅を届け出るときは、「【書類名】」を「代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した代理 人】」として代理権の消滅した代理人を記載する。復代理人の代理権の消滅 を届け出るときは、「【書類名】」を「復代理権消滅届」とし、「【届出の内容】」の欄の、「【選任した代理人】」を「【代理権の消滅した復代理人】」とし 代理権の消滅した復代理人を記載する。
- 5 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人 が届け出るときは、「[届出の内容]」の次の「【代理人】」を「【復代理人】」 とし当該代理人を記載する。
- 6 「【手続をした者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のよう に欄を繰り返し設けて記載する。

```
【手続をした者】
  【識別番号】
  【住所又は居所】
  【氏名又は名称】
【手続をした者】
  【識別番号】
  【住所又は居所】
  【氏名又は名称】
「【届出の内容】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように
欄を繰り返し設けて記載する。
【届出の内容】
 【選任した代理人】
   【識別番号】
```

```
【氏名又は名称】
【選任した代理人】
     【識別番号】
     【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
8 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任者しくは変更又は
その代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の
 要領で記載する。
イ 特許出題人が届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のと
おり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出
   に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記
   載する。
     [別紙]
       平成何年特願○○○一○○○○○、平成何年特願○○○一○
       平成何年特願〇〇〇一〇〇〇〇、平成何年特願〇〇〇一〇
 ○○○○○○○

明書の「「手続をした者」」の概

を「「手続をした者及び特許権者」」とし、「「本件の表示」」の欄には、「別
紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「「別紙」」と記載し、「「個
出に係る事件の表示」」及び「【届出に係る特許番号」」の欄を設けて、当
   該届出に係る事件の表示及び特許番号(事件の表示又は特許番号の区切り
   には読点「、」を付すこと。)を記載する。
【別紙】
       【届出に係る特許番号】
「【拠出物件の目録】」の欄に【包括委任状器号】」の欄を設けて、包括委任
状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を提用するときは、「【拠出
物件の目録】」の欄に次のように欄を織り返し設けて記載する。
  【包括委任状番号】
```

【住所又は居所】

【包括委任状番号】

10 その他は、様式第2の備考1か54まで、10か514まで、16か518まで及 び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。

```
様式第 10(第9条の2関係)〈平2通출令41・全水、平5通출令7・平7通출令67・平8通출
令79・平10通差令67・平11通差令123・平15延差令141・平27延差令6・平28延差令3・令元延
産令1・今元延差令16・令2延差今82・一部決正)
```

代理人選任(代理人変更、代理権変更、代理権消滅、復代理人選任、復代理 人変更、復代理権変更、復代理権消滅)届

```
(令和 年 月 日)
  特許庁長官
  (特許庁審判長
              殿)
  事件の表示
  手続をした者
   事件との関係
   氏名 (名称)
3 届出の内容
   選任した代理人
    住所 (居所)
    氏名 (名称)
4 代理人
   住所 (居所)
   氏名 (名称)
5 添付書類の目録
(1) 代理人の選任を証明する書面
[備考]
```

- 1 「事件の表示」の欄には、特許異識に係属中のものについては「異識○○○○○○○○」のように特許異識の番号を、審判に係属中のものについては「無効○○○○○○○」のように審制の番号を、再奪に係属中のものについては「再奪○○○○○○号」のように再奪の番号を、終許権に係るものについては「特許類○○○○○号」のように特許の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願についての場合には「特顯○○○○○○○」のように延昇の番号を記載する。ただし、出願の番号が追知されていないときは、「令和何年何月何日提出の特許法類が条第2項が長長登録順」のように記載するか、又は「別添誤書写しのとおり」と記載し、当該願書の写しを添付する。
- 2 復代理人又は復代理権に係る届出をするときは、様式中3から5までを1 項ずつ繰り下げ「2 手続をした者」の欄の次に「3 代理人」の欄を設け、代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載する。

- 3 「届出の内容」の欄には、代理人又は復代理人の変更を届け出るときは選任した代理人又は復代理人及び代理権の消滅した代理人又は復代理人を、代理人又は復代理人の選任又は代理権の消滅を届け出るときは該当事項のみを記載し、代理権の内容の変更について届け出るときは、その変更の内容について記載する。
- 4 復代理人の選任若しくは変更又は復代理権の変更若しくは消滅を復代理人が届け出るときは、「5 代理人」の欄を「5 復代理人」とし、当該復代理人を記載する。
- 5 第9条の2第3項の規定により、2以上の代理人の選任苦しくは変更又は その代理権の内容の変更若しくは消滅の届出を一の書面でするときは、次の 要領で記載する。
- イ 国際特許出願等の出願人又は特許権の存続期間の延長登録の出願人が届 出をするときは、「準件の表示」の欄には、別紙のとおり」と記載し、別 の用紙に「(別紙)」と記載して、当該届出に係る事件の表示(事件の表示 の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。 ロ 特許権者が届出をするときは、「手続をした者」の欄を「特許権者」と
- 四 特許権者が屈他をするときは、「手続をした者」の欄を「特許権者」と し、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に 「別紙」」と記載して、当該届出に係る枠許番号(特許番号の区切りには 読点「、」を付すこと。)を記載する。
- 国際特許出願等の出願人又は特許権の存練期間の延長登録の出願人及び 特許権者が届出をするときは、「手続をした者」の欄を「手続をした者及 び特許権者」とし、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、 別の用紙に「(別紙)」と記載し、「「届出に係る事件の表示」」及び「「届出 に係る特許番号)」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載 + *
- 6 第9条の3第1項の規定により包括委任状を提用するときは、「新付書類の目録」の欄に「包括委任状奇等」の個を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を提用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状帝号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 7 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで並びに様式第5の備考2及び3と同様とする。

```
様式第13 (第11条機係)
(電類名) 手続補正書
(復担日) 令和 年 月 日)
(あて名) 特終行書報長 即)
(特終行書報長 即)
(特終行書報長 即)
(博物行書報長 即)
(連携子は場所)
(近原又は場所)
(近後の書号)
(近所又は場所)
(近後の書号)
(近所又は場所)
(近後の書号)
(近所又は場所)
(近後の書号)
(近所工は場所)
(近後の書号)
(世紀 対象 第23)
(福正 対象 第33)
(福正 対象 第33)
(福正 対象 第33)
(福正 対象 第33)
(福正 が 第33)
(福正 が 第33)
(「子教付を観引)
(「子教付を観引)
(「持成できぬ割))
(「精正 をする者) 」の間に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように環を繰り返し設けて記載する。
(「精正 とする者) 「「精神と表」、「「原外書」、「「原外書」、「「記載入して観かる。」、「「解かま」、「「開いと記述」
者。(「指述子教養者」」」の表に「「特殊となる。」、「「精神と振人」、「請求人」、「「代表者」、「補正 主する者」、「承
```

- 服人」、「譲渡市人」、「代理人」、「来級人代理人」、「譲渡人代理人」、「審判請求人」、「全文」、「免 明の名称」、「投選書号「〇〇〇〇」」、「配別者」、「請求項の」、「公別」、「図の」、「早終補正〇八」 「認取打正〇」、「理求の担由」、「訂正の理由等」のようには能とする場合をを定案する。 「「福建工力」は、補産をする他位におい、「提出した書類に連出した事を発起したと変をするときは「変 更」と、新たな事項を経正により知るるときは「活加」と、認知した事項を経正により明るときは「「物」と 記載する。ただし、服器を軽正では今部合において、新たに失明等を加えるとき又は失明者のうちの一部の者を 明るときは「空更」と記載する。 「「福正の内容を記載する。この場合において、新たに失明等を加えるとき又は失明者のうちの一部の者を 明るときは「空更」と記載する。 「「福正の内容を記載する。この場合において、「(発明等)」、「(物料・出級人)」、「(議求人)」、「(指来人)」、「(原本人)」、「(原本人)」、「(原本人)」、「(原本人)」、「(原本人)」、「(日本人)、「(日本人)」、「(日本人)、「(

- ジに記載してはならない。

10 補正をする単位を製にすると以上の個所を補正するときは、「「手続補正1」」の概の次に「「手続補正2」」、 「手続補正3」のように記載する順序により連結書号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 「毎末補正2」 「補正が乗車簿名」 「補正が乗車簿名」 「補正の内容」 「編正の内容」 「編末を持

【補正対象書類名】 【補正対象項目名】

- 13 「「手数料の表示」」の額は、維有!1の手数料の納付に際して特殊法能行規則排必条第2項の規定により特殊法 第15条第1項の規定によら手軽に係る申出を行うときは、「「予納台機器号」」には予約台帳の海号を、「協付 金額」には予数料の額を必載する。特別法別的条第3項:だし事の規定により、現金により手数特を納付する 場合であって、特別機能行規則解心を乗り返り変により、現金により手数を持付する 係書号)」と「振音響号」とし、振音響号を記載し、「協付金額」」には納付する手数料の値を記載する。特別法別の第第3項の認定により接定立義特付者による特別の中出を行うときは、「(「予納台橋等号)」と「【指定立 替終付】」とし、「統付金額」」には特付でよう手数的概を記載する。 14 第27条第3項の規定により提出といいがすべき手数の機を記載する。 14 第27条第3項の規定により接近とが持てよる条約の由出行うときは、「(「予納台橋等号)」を「【指定立 替終付】」とし、「後針台第)」に対対でよる手数の者と記載さる。「「信券の表の第一点と「作品を 等材付するときは、「(手数針の表示)」)の個の上に「「持分の割合」の個を設けて、「〇ノ〇」のように 国以外のすべての者の持分の部合を記載する。 「第15条2項の規定によりましたの地能と参っの書面でするときは、「「事件の表示」」の欄には、「別紙のとお リ」とと数し、別の能に次のように「一般の書面でするときは、「「事件の表示」の欄には、「別紙のとお リ」とと数し、別の能に次のように「一般の書面でするときは、「「事件の表示」の欄には、「別紙のとお リ」とと数し、別側に「次の手」と「一般の書面でするときは、「「事件の表示」を明わるまでの区切り には読息「、」を付すこと、)を記載する。
- 【別紙】

- 特額の〇〇一〇〇〇〇〇、特額〇〇〇一〇〇〇〇〇、 第11条第3項の規定により構定上申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。 「「書籍名」を「年級経証書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「【補正をする者】」の欄を「【緒 正をする者及び申請人】」とする。
- 正さりの年双い甲球へ」とする。 3 「再学内表表」の側には「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「「別紙」」と記載し、「〔甲 様の補正に係る事件の表示」」及び「【表示更正登録申請に係る特許番号】」の欄を接けて、当該補正に係る 事件の表示及び申請に係る特許番号 「等件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載 事件の表示及び申請に係る特許番号 (等件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載

- 記載する。 ・特計を目標を3系の規定により書面の提出を名略するときは、「(「特別料の表示])」の場の次に「[提出 物件の目録】の概差記代・その次に「[物件名]」の概念記行、出該書面の書類名を記載し、現上その次 に「信用の表示」の概念記行、円の第二 1 切の形によるとさ出生態業面が提出される手供に係的特許 号、書類名及びその提出日を、開発第2項の規定によるときに出該書面が提出される手供に係ら特許等号、書 類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を名称するときは、「[提出物件の目録]」の報 に次のように報告が「返し記行と記載する。 【物件名】

【採用の表示】 【物件名】

【援用の表示】

- (接押の表示)
 「無用の表示)
 「無用の表示)
 「無用の表示)
 「実力楽奏者項に規定する共和に係る出版であって、間以外の各共有者ごとに第11条番4項に規定する平級料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免機の金額)にその持分の割的を乗じて得た機を含質して得た。
 「無力を要している。」では、その減免機の金額)にその持分の割合を乗じて得た機を含質して得も、(以下この特別にある。」で、「会別では、「以下で、の場式において「各算」と特別である。」とは、「自己を含むの共和に係る出版しまっては、「で、自然を受ける者を含むの大利に「係る出版しまっては、「で、自然を受ける者を含むの大利に「係る出版しまっては、「で、自然の表示」)」の欄の技に「「提付の割給」」の機を設けて、「合わりの表示」に関しての自然のようでは、「で、自然の表示」)の欄を設けて、「特別法等解析を対象化る」とは、「最もで、自然を持ちままった。」(〇〇〇〇 持分へ〇)」」とは「特計法集所等の場合の場合の場合、「会別を持たまままった。「(〇〇〇〇 持分へ〇)」」とは「特計法集所等の場合の場合の集合の主義してきままった。「(〇〇〇〇 持分へ〇)」のように減免を受ける前と、出版人の氏を公式をお取ぶする市るが自然の事を記せる。「〇〇〇〇 持分へ〇)」のように減免を受ける前と、出版人の氏を公式をお取ぶする事とがもまた。「(〇〇〇〇 持分へ〇)」のように減免を受ける前として行きためて記載するまたもあ。(〇〇〇〇 持分へ)で、自然の主義した。「は、自然の主義とは、自然の主義とは、「は、自然の主義とは、自然の主義とは、自然の主義とない。「(「会別なの一般を記せ」」とは、自然の主義とは、「は、自然の主義とない。」とは、「特別法権の各定と対し、「表別なない」とは、「「会別なの」を、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「信仰をいる」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」とは、「会別ない」には、「会別ない、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない」には、「会別ない、「会別ない」には、「会別ない、「会別

様式第14 (第11条関係) 特 許 手 綾 補 正 書 印紙 (合和 年 月 日) 円) 特許庁長官 (特許庁審判長 (特許庁審査官 事件の表示 2 補正をする者 (識別番号) 住所(居所) 氏名(名称) 3 代理人 代理人 (選別番号) 住所 (総所) 氏名 (名称) 補正とり増加する請求項の数 補正対象書類名 補正対象項目名 補正対象項目名 能定か内容 能差針

- **する書類名を記載する。** 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」、「優先権の主張」のように補正する個所を記載す
- ○。 1 補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が特許出層人、審判請求人、延長登録出層人、 代表者、代理人又は特許異単立人の任意君しくは名称の補正を含む場合において、当該任名君しくは名称の 該参与が選解するとと 文記述が発明をかいものであるときは、茂彦なで始めるを合けた。太は、優先様 主張書」の「【優先様の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、様征後の当該欄に係る事項の全て(補

- 正を要しない優先権の主張に係る挙項を含む。)を記載する。
 5 第11条第2場の規定により。以上の地能を一の書館でするときは、「昨年の表示」の欄には、「労締のとおり」
 と記載し、別の制度に「労締り」と記載して、当該権に任係る事件の表示(昨年の表示の取りには読点「、」
 を付すこと。)を記載する。
 第11条第23場の規定により権工と申請を一の書面でするときは、次の要項で記載する。
 4 差別を「手機和工書及び登録を義義人の表示更正登録申訓書」とし、「権正をする者」の欄を「権正をする者
 「不行はお」と、「権工をする者

- 第31条第3第の規定により輸出と申請を一の書面でするときは、表の判断で認定する。 表型を「事務地下海及野路体養人の未下変圧ዄ時申請等」とし、「確正をする者」の側を「確正をする者」 及切場入します。
 「特外の表別、の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の別紙に「の側を」と記載し、その次に「手続 の確正に係る事件の表示」及び「表示変正登録申請に係る等符番号」の側を設けて、当該確正に係る事件の 表決及切場面に係る物件等をしています。
 「金子の表」の側と「現場のとなり」と記載し、別の別紙に「の側を」と記載し、その次に「手続 の確正に係る事件の表示。とび「表示変正登録申請に係る等符番号」の側を設けて、当該確正に係る事件の 表決及切場面に係る物件のではないで正に係る表示がはな、保約であるときはその定ち、保約で表 を重要の表示」の機を設けて、権正及び変正に係る表示がはな、保約であるときはその定ち、保約を 東正」のように変計する。
 17 相応の行き及び実正に係る表示の「の時の次に「3 壁熱の11的」の機を設けて、「壁体を表しの表示 定正」のように変計する。
 2 登録の11的」の機の次に「3 壁熱の11的」の機を設けて、「壁体を表しの表示 支上」のように認計する。
 2 登録の11的、の機の次に「3 壁熱の11的」の機を設けて、「壁体の表示変による示の変正の砂線の申請。以下は実施である書の申的」の概を設けて、 合きを対象が目的に不変とし、「8 登録の11的」の機の次に「3 理談をから含まの申目」の構定とする ときなが上落ら等等を、書格な反とで処理目を、同様では、「経済事態の目録」の欄に、当該書等の事項 名を定載し、その次に「提用の表示」の機を設けて、同様を引め収定によるときまは当該権面が報告はおよれず候 に係る等計等も、書格な反とで処理目を、記載するの規定によるときまは当該権面が報告はおよれず候 に係る等計等も、書格な反とで処理目を、記載する。
 2 では、特許で審査に、特許で審査に、特許で審査に、特許で審査に会場を とが対けてるときは、「7 相正の内容」の確認が立に「8 国と外ですであり持りの場合と表でして得た あるの企をとは、まず、のの書目 1から 4まで、7から1まで及行33から前をで成びに体定するの権 とと場を との合きをとしたを計算事状と、その他の場合は特許で接欠します。
 3 とびは、特別で確認を もののとなりとを対すまする。
 3 とのとは、様式であるの書目とを持ち書する。を必要となが記するの情が必要とないでしまります。
 3 とのとは、様式であるの書目 1から 4まで、7から1まで及行33からはをで低れた事金の機をとしたを を必要しまするのとした。

```
様式第15の2(第11条の2関係)
 【書類名】 誤訳訂正書
(【提出日】 令和 年
               月
                  日)
 【あて先】 特許庁長官
                 殿
      (特許庁審判長
                  殿)
      (特許庁審査官
                  殿)
 【事件の表示】
   【出願番号】
 【特許出願人】
   【識別番号】
   【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
 【代理人】
   【識別番号】
   【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
 【発送番号】
 【訂正により増加する請求項の数】
 【誤訳訂正1】
   【訂正対象書類名】
   【訂正対象項目名】
   【訂正方法】
   【訂正の内容】
 【訂正の理由等】
(【手数料の表示】)
  (【予納台帳番号】)
  (【納付金額】)
 【提出物件の目録】
   【物件名】
           訂正の理由の説明に必要な資料 1
   1 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
   2 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を
    繰り返し設けて記載する。
     【特許出願人】
```

```
【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
   【特許出願人】
      【識別番号】
      【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
3 「【誤訳訂正1】」の欄は、次の要領で記載する。
    「【訂正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」の
  ように補正する書類名を記載する。
 ロ 「【訂正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、「段落番号「〇〇
〇〇」」、「配列表」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」のように補正をす
   る単位名を記載する。
 ハ 「【訂正方法】」は、補正をする単位において、明細書、特許請求の範囲又
は図面に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を
   補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削るときは「削
  除」と記載する。
 ニ 「【訂正の内容】」は、「【訂正対象項目名】」に記載した事項(前に「【」
  後ろに「」を付す。)及び補正後の内容を配載する。この場合において、「【訂正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書若しくは特許請求の範囲の全文又は図面の全図を「【書類名】」とともに記載し、「【訂正方法】」
   が「削除」のときは、「【訂正の内容】」の欄は設けるには及ばない。
4 補正をする単位を異にする2以上の個所を補正するときは、「【誤訳訂正1】」の
欄の次に「【誤訳訂正2】」、「【誤訳訂正3】」のように記載する順序により連続
番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
   【誤訳訂正2】
      【訂正対象書類名】
      【訂正対象項目名】
      【訂正方法】
      【訂正の内容】
   【誤訳訂正3】
      【訂正対象書類名】
      【訂正対象項目名】
      【訂正方法】
      【訂正の内容】
5 「【訂正の理由等】」の欄には、補正をする事項に対応する外国語明細書、外国
```

【識別番号】

器特許請求の範囲又は外国語図面の記載事項とその記載個所、補正前の明細書、特 許請求の範囲又は図面の記載が適切でない翻訳によるものである理由及び補正後 の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載が適切な翻訳によるものである理由 (以 下二の様式において「訂正理由等」という。を具体的に記載する。備考4に従い【職 駅訂正1】【誤訳訂正2】のように複数の棚を設けたときは、それらに対応する訂正 理由等を「(訂正の理由1)」、「(訂正の理由2)」のようにそれぞれ見出しを付して 記載する。また、1の補正をする単位やにおいて2以上の個所を補正するときは、そ れらに対応する訂正理由等を「(訂正の理由1-1)」、「(訂正の理由1-2)」のよう にそれぞれ見出しを付して記載する。

- 6 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に手数料の額を括弧をして記載する。ただし、出願審查の請求後請求項の数を増加する。結正をする場合は、1請求項を増加するごとに、出願審查の請求後請求項の数を増加する福正をする場合表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と認訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料と高訳訂正書を提出しま要を括弧をして記載する。特許法第196条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「〔【手数料の表示〕」の欄の「〔「予納ら帳書号】」を「【納付番号」」とし、納付情報に基础する。との場合において、由願審查の請求をする者が手数料合第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料と説訳訂まりまります。
- 7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法 第15条第1項の規定による手鞍に係る申出を行うときは、「【子納台帳番号】」に は予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(出願審査の請求後請求項 の数を増加する補正をする場合にあつては、請求項を増加することに、出願審査 の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納 付すべき予数料と認訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について 補正をする者が納付すべき手数料の合算額)(「円」、「,」等を付さず、アラビア 数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。特許法第195 条第8項ただし書の規定により、現金により非数料を納付する場合であつて、特例 法施行規則第4条第4項の規定により1座接替による納付の申出を行うときは、 「(【予納台帳番号】」」を「「振替番号」」とし、振替番号を記載し、「【納付金 額】」には納付すべき手数料の額(出願審查の請求後請求項の数を増加する補正を する場合にあつては、目請求項を増加することに、出願審査の請求をする者が手数 料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる目請求項につき納付すべき手数料と誤訳 訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲文に図面について補正をする者が納付す べき手数料の合算額を記載する。特許法第195条第5項ただし書の規定により、現

- 金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子前ち飯器号】」」を【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額(出版審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあっては、1請求項を増加するごとに、出版審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合築額と記載する。
- 8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の 者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の 上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外のすべての者の 持分の割合を記載する。
- 9 訂正理由等の説明をするために辞書の写し等の資料が必要となるときは、それを 「訂正の理由の説明に必要な資料」として添付する。添付した資料の上部余白には、 その資料により説明とする訂正理由等との対応関係を明らかにするために、「(訂 正の理由1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由2の説明に必要な資料)」、「(訂 にの理由1—1の説明に必要な資料)」、「(訂正の理由1—2の説明に必要な資料)」 のように記載する。
- 10 第27条第4項に規定する共有にかかる出願であって、国以外の各共有者ごとに第
 11条の2第2項において準用する第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受け
 る者にあっては、その減免後の金額にその特分の割合を乗して積合施を合う算して
 得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、
 国を含む者の共有に係る出願にあっては「(【手数料の表示】」)の欄の上に「【持分割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の特分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあっては「(【手数料の表示】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令部1条の2第○号のに掲げる要件に該当する者である。(○○○ 持分○/○)」以ば「特許施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○ 持分○/○)」以は「特許施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○ 持分○/○)」のように該免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の特分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合単して得た額と特許法部19条第3項に規定する出願審査の請求の
 手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、値考8により国以外の全ての者の特分の割合を記載するには及ばない。
- 11 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行今第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考10により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 12 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適 用を受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項 各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する 旨を誤訳訂正書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「(【手数料の 表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1 条の2第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省 略する。| 又は「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する特許出願人 である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1 「頭の申請客の提出を自解する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の 共有に係る出願にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含 めて記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人で ある。(○○○ 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法 施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。(○○○ 持分 ○/○)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏 名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を 減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○」 ○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の 手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。
- 3 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から19まで及び22 から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考5から7まで及び9と同様 とする。この場合において、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【訂 正の内容】及び【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。

```
様式第15の4(第11条の4関係)
```

```
様式第15の4 (第11条の4 関係)
(書類名) 弁明書
(提出目) 令和 年 月 日)
(あて急) 特許庁育官 殿
(特計庁書刊長 戦)
(事件の表示) (地議番号)
(中明をする者)
(施納番号)
(住所文は居所)
(氏名文に名称)
(代理人)
(国別番号)
(住所文は居所)
(氏名文に名称)
((世邦大は居所)
(氏名文に名称)
((世邦大は居所)
(長本文に名称)
(原本)
(田別番号)
(世邦大は居所)
(日本文に名称)
(原本)
(田別番号)
(日本文に名称)
(日本の文に名称)
(日本の文に名称)
(日本の文に名称)
(日本の文に表示なるの文に名称)
(日本の文に名称)
(日本の文に名称)
(日本のの内容)(日本の内容))
(日本の内容)(日本の内容))
(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容))
(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容))
(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容))
(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(日本の内容)(
```

|様式第15の5(第11条の4関係)

```
様式第 16(第11条の 5 関係)(平2通産令41・全改、平7通産令67・平8通産令79・平10通産
(特許庁審判長
【事件の表示】
  【出願番号】
【受継申立人】
   【識別番号】
   【住所又は居所】
【氏名又は名称】
 【代理人】
   【識別番号】
   【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
 【申立の内容】
 【提出物件の目録】
   【物件名】 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面
   【物件名】
 [備考]
  1 「手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面」は、法定代理人が受
   継の申立てをするときは「戸籍の勝本」及び「住民票」、破産管財人が受継
の申立てをするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が
   受継の申立てをするときは「登記事項証明書」のように新追行者の権限又は
資格を証明する書面とする。
  2 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件
   の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を
記載する。また、2以上の包括委任状を提用するときは、「【提出物件の目
   録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
      【包括委任状番号】
      【包括委任状番号】
  3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及
   び22から25まで並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。
```

```
様式第 17 (第11条の5 関係) (平2通座令1・全水、平5通座令7・平7通座令57・平6通座
令79・平10機率令57・平11通座令132・平15延座令81・平16延座令80・平17極座令14・今元延
産令1・今元延座令80・令2延座令90・一部改正)
                  受継 申立書
                                 (令和 年 月 日)
    特許庁長官
                殿
     (特許庁審判長
    事件の表示
 2 受継申立人
     住所 (居所)
     氏名 (名称)
 3 代理人
     住所 (居所)
     氏名 (名称)
 4 被受継申立人
住所(居所)
     氏名 (名称)
 5 申立の内容
 6 添付書類の目録
  (1) 手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面 1 通
(2) ( 通)
                                         通)
  [備考]
  1 中断した訂正審判の手続に関して受継の中立てをするときは、「被受継申
    立人」の欄は設けるには及ばない。
  2 「手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面」は、法定代理人が受
    継の申立てをするときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、破産管財人が受継
    の中立てをするときは「破産管財人であることを証明する書面」、管財人が
受継の申立てをするときは「登記事項証明書」のように新追行者の権限又は
    資格を証明する書面とする。
  3 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16
    まで並びに様式第10の備考6と同様とする。
```

```
様式第18 (第12条関係)
様式第18 (第12条関係)
[書類名] 出願A名義変更届
(【提出日] 令和 年 月
[あて長] 特許庁長官
[事件の表示]
[出願番号]
[承継人]
  [承維人]
「機別番号]
「住所又は短所]
「氏名又は名称]
(「国籍・仏域])
[承維人代理人]
「歳別番号]
「住所又は厄所]
「住名又は名称]
「譲渡人]
  【譲渡人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
【譲渡人代理人】
【譲別番号】
【住所又は屈所】
【氏名又は名称】
(【手数料の表示】)
(【予納台帳番号】)
(【納付金額】)
  【提出物件の目録】
       【物件名】 権利の承継を証明する書面
【物件名】 (
```

```
5 「【米極人】」、「【線洗人】」、「【栄極人代理人】」又は「【線進人代理人】」の模の「【氏名又は名称】」
(法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」)の次に、【【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の標を設けて、米極人、線渡人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載す
```

```
(国来人)
(意識人)
(意識人代理人)
(意知人)
(正然人)
(正然
```

```
21 相談その他の一般承報による個出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報連信技術を活用した行政の推進等に関する法律(呼応14年法律部15号)第14条の規定に高づき、登記等項証明書を設付することを要しないこととする場合において、保険私力の側に立起した出入以外の法人に係ら「整定学期証明書」について、情報組信法を活用した行政の建設を回答する記録といる人以外の法人に係ら「整定学期証明書」について、情報組信法を活用した行政の建設を回答する記録という、保険の場合を指し、保険の場合とは、「(「手数料の表示」)の個の次に「【その他】」の概定設け、例末は、時号以上名称及な不及以上またも再務の所名を経費するときは「50年金をは、「60年金とり、例末・・・・」、素を記述(明認等・年末時12分)第7条に規定する会社は、人等番号を提供することは「「商業登出法」に設定する会社は人、各等号の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように返載する。
22 法人の合衆又は分割による特定を受ける権制の承報の組出をする場合において、被求権人と承報人との間と合意、という例文は概念の外部の事業があるとさは、、制度担当に係る承認の事業を、「(「手数料の表別)」の明め次に「(その他】」の概念別すて、「令和〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、○〇〇〇年の表別・のように正確する。
23 その他は、株式製工のの場所もかららまで、10、12、16、17及以21からおませて、株式第4の機考1、2及び4並びに未収まりの機等からもまで、10、12、16、17及以21からおきまで、株式第4の機考1、2及び4並びに非文第9の機考9と同様とする。
```

```
株式第 20 (第13条の 2、第13条の 3 関係) (平2通産令41・金次、平7通産令57・平8通
産令57・平13通産令57・平13通産令62・平13通産令58・平15通産令64・平39
延産令69・令元延率令1・今2 延度令52・一部改正)
 【書類名】 刊行物等提出書
(【提出日】 令和 年 月
 【あて先】 特許庁長官
 【事件の表示】
    【出願番号】
 【提出者】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【代理人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【提出する刊行物等】
 【提出の理由】
   、m・5」
1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
イ 「【出願番号】」 ロス 「4 ロローニ
  〔備考〕
       「【出願番号】」には、「特願○○○一○○○○」のように特許出
    願の番号を記載する。
ロ 国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「【出願
      番号]」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/〇〇〇/〇〇〇
      ○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出
    願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。
ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番
```

号]」の欄を設けて、「不服○○○一○○○○」のように当該審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただ し、審判の番号が通知されていないときは「【審判番号】」を「【審判請求 日】」とし、審判請求をした年月日を記載する。 ニ 第13条の3第1項の規定により提出するときは、「【事件の表示】」の欄

2 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を

を「【特許番号】」とし、特許の番号を記載する。

```
【提出者】
      【識別番号】
      【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
   【提出者】
      【識別番号】
      【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
3 「【畿別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しない
ときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知
 を受けていない者については、「【畿別番号】」の欄は設けるには及ばない。
4 第13条の2第3項(第13条の3第3項において準用する場合を含む。)の
規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するとき
 は、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載す
   「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその特許出願が第13条の
 2 第1 項各号又はその特許が第13条の3第1項各号のいずれかに該当するも
 のであるとする理由を記載する。
の (30 名) 3 名出立 (2 配称) 3 3 6 その他は、様式第2の備考1か54まで、11か514まで、16か518まで、
22及び24か526まで並びに様式第13の備考9と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「([手数料の表示])」とあるのは「[提出の理由]」
 と、様式第13の備考9中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読
 み替えるものとする。
```

繰り返し設けて記載する。

様式第22(第14条、第27条の5、第27条の10及び第38条の13の2関係)様式第21 削除

```
へ 「【返還の申出】」の概は設けない。
4 第27条の5第の頃(実用除案と施行規則策28条第2項において作用する場合を含む。)及び第38条の13の2等
計算の実用原案と施行規則策28条第3項において作用する場合を含む。)の規定により所定の配列表を提出すると
さは、次の要額で記載する。
4 「【鑑出する物件】」の際に次のように記載する。
【個出する物件】1 所定が配列表
1 直
2 随地書 1 注
2 随地書 1 注
6 に成め文例により作放する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考2に使って記載する。この場合において、「「【」は「「」と、「】」」は「」と読み替えるものとする。
(文例)
「配達書」は、次の文例により作放する。「事件の表示」の項目は、様式第4備考2に使って記載する。この場合において、「「【」は「」とようしましまします。
特許作案を 製
本書とともに提出する場面に列文はする」が配送例、は、概率に最初に添付した明報表、特許請求の範囲文は短細に
22歳した事項の組囲を過えていないことを検定します。

参作の表示
現明の名称
特許情報人・代理人
「【返還の明出】」の概
は「「理解と対して、「別報」を対した明報を表表が表別の認証数本等及びその日本語
による額文文の提出を使せてするときまは、【報刊する場合に「1、先の特計機の認証数本等及びその日本語
による額文文の提出を使せてするときまは、【報刊する場合に「1、先の特計機の認証数本の報函文 ○
副のように記載する。
6 その他は、様式第2の場合で記述する。ため、第2条のは数に表して、第2条の特計機の認証数本の表記する。ため、「「②
通の申出】」と読み替えるものとする。
```

模式第 23 (第14条及び第27条の11関係) (平2通度令41・全改、平5通度令75・平7通度 令67・平5通度令70・平5通度令21・平10通度令97・平11通度令132・平28延度令96・令元延 度令1・今元延度令10・令28延命20・一部250 が 件 提 出 書 (令和 年 月 日) 特許庁長官 殿 (特許庁審判長 殿) (特許庁審査官 殿) 1 事件の表示 2 提出者 住所(居所) 氏名 (名称) 3 代理人 住所 (居所) 氏名 (名称) 4 提出する物件 通 (個) 5 提出命令の日付 6 返還の申出 1 第27条の11第7項の規定により同項に規定する優先権主張基礎出願の写し 及びその日本語による翻訳文を提出するときは、「提出する物件」の欄に 「1 優先権主張基礎出題の写し ○通」、「2 優先権主張基礎出題の翻訳 文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の 11第9項の規定により優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、

「優先権主要基礎出願の翻訳文 ○通」のように記載する。 2 その他は、様式第3の備考1か53まで、6か511まで及び13か516まで 並びに様式第14の備考8と同様とする。この場合において、様式第3の備考 13中「請求の内容」とあるのは「返還の申出」と読み替えるものとする。

```
様式第26 (第23条関係)
   (書類名) 特許額
(整理番号)
(提出日) 令和 年
(あて先) 特許庁長官
(国際特許分類))
```

- の機を設けて、氏気 24名称の原語をなるべく記載し、終人にかっては、その吹に「【作業者】」の機を設けるもいとする。
 3 日本に常業所を作する外国地人でかって、日本における代表を手軽を行うときは、「氏名 24名称[1] の係 (名称の原語を認定する場合によっては、「氏名 243条形原素記』)の側 の次に「【日本記ける常業所】の係を設けて、常業所の所在総を記載し、その吹に「【日本書】の場を設けて、常業所の所在総を記載し、その吹に「【代表者】の側 の次に「【日本書」の場ののでは「長年 24条形原 活成」」の側 の次に「【長年 24条 月」の側 (名称の原語を記載する場合によっては、「【16名 24名称原活法』」の側 の次に「【長名 24条 月」の側 (名称の原語を記載する場合によっては、「【16名 24名称原活法』」の側 の側 の次に「【長春 24月 月」の修理 24代 2条所の所述的。地域名を追撃する。 「【16年 24条 月」の側 の機に 【日本 24年 月」の 24年 日本書 24年 日本
- 載する。 (刊度人が顕成の全員を行理しないときは、「【行理人】」の概の「【氏名又は名称】」(行理人が決人にかっ ては、「【代表常】」の概かたに「【行理関係の特定時間」の概念計で、「特許関係人〇〇の行理人」のよ がに盗動する。ただし、代理人が等金件、外国政策的需要は実施が、の場合にかっては、「【行理機会の神秘等項】 の概念、「特計関係人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○」のように業務を執行する社員の氏名 を行き改めて記載する。 「使用人よこなととであって木が洗人の場合にあっては、「【代表常】」の棚は不要とし、代理人によるないと

```
は「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
        【発明者】
       【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
【発明者】
【住所又は居所】
【氏名】
       [氏名]
【特許出顧人】
【献別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
(【国籍・地域】)
【特許出願人】
       【特許出順人】
[識別番号】
[住所又は居所]
[氏名又は名称]
(国腦・地域])
[代理人]
[臨別番号]
[住所又は居所]
[氏名又は名称]
[代理人]
   【形を又注を称】
【信の集入】
【無別等分】
【他果又は房所】
【形を又注を解析】
【形を又注を解析】
【形を又注を解析】
【作業人の離析の届出仕間報と同時にするときは、「【作理人】」の職の次に「【選任した代理人】」の職を設け
代理人の離析の届出仕間報と同時にするときは、「【使理人】」の職の次に「【選任した代理人】」の職を設け
【他上代理人】」の概定記載すべき者が2人以上めるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【選任した代理人】
「無別等分】
【他又に注意所】
【後次注を称】
【後別等分】
【類別等分】
                   【織別番号】
【住所又は居所】
「住地文は原門」
「氏を攻は原門」
「氏を攻は原門」
「成文は北海」
「「日本がわめた」」の順は、特別法施行規則第の条第2項の規定により特例法第15条第 1 年の規定による手続
(係の即任行りをは、「「千命行能器号」」の順には下金介能の命号を、「「4向付金額」」の順には下銀付。
額(「円」、「」等を付きて、アラビア放下のみて表示すること、以下この限式において同じ、)を記載する。
第(「円」、「」等を付きて、アラビア放下のみて表示すること、以下この限式において同じ、)を記載する。
等は18回り返生により 1 展別をは、1 展的により無料を分割するとかった、特別を担当期間等の条
第 4 45の規定により 1 展別性の中川を行うときは、「〔「千命付能器号】」と「「接継等別」とし、
の規定により。現象により手数料を例か中にも行うときな、「〔「千命付能器号】」と「【前位立刻法例】」とし、「「個付金額」」の概には制すべき手数中の概と表示。
の規定により、現象により手数料を例が中に多場であった。特別は前途を表示項の規定により限立との概とは制付する事件を例り。と「【前位立刻法例】」とし、「「個付金額」」
の概には制付すべき下数中の概を記載する。
```

```
「【地類日】」には「今毎何年の月月日出出の特許報」のように先の出版の年月日を記載し、「【出版日】」の欄
の次に「【整理書号】」の欄を設けて、先の出版の頼書に記載した整理書号を記載する。また、2以上の優先権を
主張しようとするときは、次のように職を繰り返し設けて記載する。
【外の出版に基づく優別権主張】
【地版書号】
【地版書号】
【地版書号】
```

の機の次に『【その他】』の機を設けて、「物許法等日条第1項の限定による像先機の主張(即項第1号に規定する 特許出類が批変に党の出職の目から一年以内にされなかったものでないと認められるときにするものに取る。)を 作う特許知動に記載する。また、関法部4条の2 第1項(関法部4条の3第3項において理由する場合を含む。) の規定による優別を主張しようとするときは、《「香味料の表示》』)の側の次による「老小園」の機能設けて、特 計型部6条の2 第1項(同法路6条の3第3項において専用する場合を含む。)の規定による億元権の主要を作う 特計類局(2条)の場合といる。 1 第27条の5 第1項の規定により確保ディスクを提出するときは、「【機出物件の日録】」の欄に次のように記載 よる

する。 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

```
様式第 26 の 2(第23条関係)(平7通産会5・逆加、平8通産会79・平10通産会67・平11通産
会132・平15延率分2・平31延産会12・会元延定会1・一部決定)
【書類名】 特許顕
 【整理番号】
 【特記事項】 特許法第36条の2第1項の規定による特許出願
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
(【国際特許分類】)
【発明者】
【住所又は居所】
 【氏名】
【特許出願人】
    【織別番号】
【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
   (【国籍・地域】)
 【代理人】
    【識別番号】
【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
(【手数料の表示】)
    (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
【提出物件の目録】
    【物件名】 外国語特許請求の範囲
【物件名】 外国語明細書
     【物件名】 (外国語図面
    【物件名】 外国語要約書
    様式第26の備考と同様とする。
```

```
様式第 27 (第23条関係) (平2通座令41・全水、平7通座令57・平8通座令79・平10通座令57・平11通座令13・平15延座令20・平31延座令12・令元延座令1・一部改正)
【書類名】 特許顕
 | 監判者日 | 付きず歌| (整理番号) | 接記事項 | 特許法第44条第1項の規定による特許出額 (援出日) 令和 年 月 日) | あて先] 特許庁長官 | 殿 | 原出頭の表示]
    【出願番号】
【出願日】
 (【国際特許分類】)
【発明者】
     【住所又は居所】
     【氏名】
 【特許出願人】
     【識別番号】
【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
    (【国籍・地域】)
     【識別番号】
     【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
(【手数料の表示】)
    (【予納台帳番号】)
    (【納付金額】)
  【提出物件の目録】
     【物件名】 特許請求の範囲
【物件名】 明細書
     【物件名】(図面
                                                1)
     【物件名】 要約書
   [備考]
    □ 「【原出観の表示】」の欄の「【出願番号】」には「ค額○○○○○○○
○○」、「【出顧日】」には「命和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないと
      きは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の特許顧」のようにもとの
```

特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、もとの出願の顧書に記載した整理番号を記載し、もとの国際特許出願についての出願の奉号が過知されていないときは、「【出願番号】」の欄を『【国際出願番号』とし、「PCT/〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、「【國際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。

2 その他は、様式第26の備考と同様とする。

こう。。 4 類34条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略すると 含は、[[接出物件の目錄]] の模に「物件名]] の模を設けて、当該証明書 等の書類名を記載し、その次に「[提用の表示]] の標を設けて、「変更を要 しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略 するときは、「[提出物件の目録]] の欄に次のように標を繰り返し設けて記 また。

```
様式第28の2 (第23条関係) (平17経産令30・追加、平31経産令12・令元経産令1・一部改
 【書類名】 特許願
 【整理番号】
 【特記事項】 特許法第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出
        顧
           年 月
(【提出日】 令和
                  日)
 【あて先】 特許庁長官
 【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】
  【実用新案登録番号】
  【登録日】
  【出願番号】
  【出願日】
(【国際特許分類】)
 【発明者】
  【住所又は居所】
  【氏名】
 【特許出願人】
  【織別番号】
  【住所又は居所】
  【氏名又は名称】
 (【国籍・地域】)
  【識別番号】
  【住所又は居所】
  【氏名又は名称】
(【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【提出物件の目録】
  【物件名】 特許請求の範囲
【物件名】 明細書
  【物件名】
        (図面
  【物件名】 要約書
 [備考]
    「【基礎とした実用新案登録及びその実用新案登録出願の表示】」の欄の
```

```
「【実用新楽登録書号】」には「実用新楽登録第○○○○○号」、「【登録
目】」には「会和何年何月何日」のように基礎とした実用新楽登録の番号及
び年月日を記載し、「【組顕番号】」には「実願○○○○○○」、
「仏殿田】」には「令和何年何月何日」のように基礎とした実用新楽登録に
係る実用新楽登録出題の番号及び年月日を記載する。
2 第34条第4項又は第5項の規定により証明書文は辺面の提出を名略すると
きは、「【提出物件の目録】」の標に「【物件名】」の標を設けて、「変更を要
しないため名略する。」と記載する。また、2以上の証明書等の提出を名略す
するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように標を繰り返し設けて記
載する。
【後押の表示】
【物件名】
【提用の表示】
【機用の表示】
【機用の表示】
```

- 「発明の詳細な説明」は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに従い、「【発明の名称】」の

署を作成するときは、既に付 【先行技術文献】 【特許文献1】 【特許文献1】 【特許文献2】 【非特許文献3 【非特許文献1】 【非特許文献2】

- [非特末效配] 原則として、今の際別の報込しようせても課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する、また、特許を受けようとする発明が収末の技術との限測において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその 効差を起席する。この場合において、各記集事項の制にしま、なるべく「(現明が解決しようとする課題)」、「「ほ 整定解決するための手記」」及び「(契明の効果」)の出しとせて、これらの記憶の同には、「(契明の程度)」の思しませず。 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、受明をひるように実施するかを示す実際の実施の影響を登載し、必要があるときは、これを具体的に、参明をひるように実施するであるがと、またないをあると
- るように、免明をどのように実際するかを示す発明の実施の影響を拒載し、必要があるときは、これを具体的に 北上実施物を近まする、その機の関係施の部態は、特性風が上側を使き、からかをかなくとも一場が「社職 し、当該記載事項の前には、「使明を実施するための形態」」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、 なるべく「(実施例」」の見出しを付し、実施例がと以上あるとされ、なるべく「(実施例1)」、「「実施 2] 」のように記載する順所により連携番号を付した見出しを付す。ただし、第条後のもの実は第50条のが第2項 において津押する新24条の規定により訂正した明細書を作成するときは、既に付されている番号に変更が生しな いとおこで無する
- 「おいて専用する部外後の規定」とも訂正した明細器を作成するときは、既に付きれている番号に変更が生じな しように定数する。 各級的が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする 祭門の産業上の利用可能を注 を見かし、当該記載事項の別には、なるべく「「住業」 上の利用可能性」」の見出しを付す。 「「図画の期間は対別」は、図の20歳円とごに行きなかで「「図」1 平面図」、「「図21 立面図」、「「図25 立面図」、「「図36 本部分を表 す時の別間を記載するときは、当該部の影明の側には、「「図画の限率に利用」の見出しを付す。「図2 をなか分を表 す時の別間を記載するときは、当該等号の影明の側には、なるべく「【符号の影明】」の見出しを付す。 「他で式等を明陽番中に記載しようとする場合には、化学さを記載しようとするときないでなの記載の前に「【化

- 3 無の状態の父は場合の日本の相談の計画をするときは、大の事情で配換する。 で、明確節の民港の追加なは解除の訂正をするときは、次の事情で配換する。 イ いずれかの民港を開催するときは、「【GOOO】 (解除)」のように記載する。 日 発明の詳細が関係を認知するときは、既に付きたいての最市着が、夏野近生にないように記載する。 3 明陽書におけるを記載事項は、原則としては本中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明陽書中の日本の企業とすることができる。

様式第 29 の 2 (第24条の 4 関係) (平15経産令72・追加、平23経産令72・平27経産令6・令元

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

- [備考]
- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、イン キがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な 文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 又子、配う、件跡、パツ崎等を配納してはなりない。 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則 としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1 行は40字詰めとし、1 ページは50行以内とする。4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等によ り、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名 (外来語は片仮名)、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「[」、 「】」、「 $extbf{A}$ 」及び「 $extbf{V}$ 」は用いてはならない(欄名の前後に「 $extbf{L}$ 」及び「 $extbf{J}$ 」 を用いるときを除く。)。
- 5 特許請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端 にページ数を記入する。
- 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つ てはならない。
- 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を 特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場 合において、他の文献を引用して特許請求の範囲の記載に代えてはならな
- 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 用籍は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする
- 場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができ ない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現す ることができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記 載する。
- 12 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載す
- 13 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに 理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することがで

- きるような化学式をなるべく記載する。
- 「特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項
 - に規定するところに従い、次の要領で記載する。 イ 「特許請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、
 - 字句は統一して使用しなければならない。 ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付
 - した図面において使用した符号を括弧をして用いる。 ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、 原則として引用する請求項に続けて記載する。
 - 二 他の2以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して -記載する。
 - ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載す る。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用 される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載す
- 15 第45条の5 又は第50条の15第2 項において準用する第24条の4 の規定によ り訂正した特許請求の範囲を作成する場合であつて、特許請求の範囲の請求 項の追加又は削除の訂正をするときは、次の要領で記載する。
- イ いずれかの請求項を削除するときは、「【請求項○】(削除)」のように記
- ロ 新たな請求項を追加するときは、第24条の3並びに特許法第36条第5項 及び第6項に規定するところに従い、末尾の請求項に続けて記載する。
- 16 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載 しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数 式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のよう に、表を記載しようとするときは表の記載の前に「[表1]」、「[表2]」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170 $_{
 m nm}$ 、縦255 $_{
 m nm}$ を超えて記載してはならず、1 の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。ただし、第45条の5 又は第50条の15第 2 項に おいて準用する第24条の4の規定により訂正した特許請求の範囲を作成する ときは、既に付されている番号に変更が生じないように記載する。

様式第 30(第25条関係)(平 2通産令41・全水、平 5 通産令75・平15経産令72・平23経産令72・平27経産令・令元経産令17・一部改旧)

【書類名】 図面 [図1] [備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさのトレーシ ングペーパー若しくはトレーシングクロス (黄色又は薄い赤色のものを除く。) 又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるとき は、横長にして用いてもよい。
- 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数 を記入する。
- を記入する。
 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないようと描くものとし、着色してはならない。
 5 2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る発明の特徴を最もよく表わす図を「[図1]」とし、以下各図ごとに「[図2]」、「[図3]」のよう に連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じ
- て各図ごとに連続書号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。 6 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5m平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が2以上の図中に あるときは、同一の符号を用いる。
- 7 線の大さは、実線にあっては約0.4mm (引出線にあっては約0.2mm)、点線 及び鎖線にあっては約0.2mmとする。
- 8 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面に は、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行
- 9 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鏡線で切断面の個所 を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき 方向を示す。
- 10 凹凸の部分を表すには、断面図叉は斜柳図を用い、特に陰影を付ける必要
- 10 凹凸の部分を表すでは、駄面図又な熱視図を用い、特に操影を付げる必要があるときは、約0.2mmの実線で鮮明に描く。
 11 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切駁面の表示及び図の主要な部分の名称について は、次の要領で図面の中に記入することができる。

- イ 用語は、明細書又は特許請求の範囲において使用した用語と同一のもの を用いる。
- ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。 ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。
- 13 第45条の5 又は第50条の15第2項において準用する第25条の規定により訂正した図面を作成する場合であつて、図の追加又は削除の訂正をするとき は、次の要領で記載する。
- イ いずれかの図を削除するときは、「【図○】(削除)」のように記載する。 ロ 新たな図を追加するときは、各図ごとに連続番号を図の上に付し、末尾 の図に続けて記載する。

様式第31(第25条の3関係) (平2通産令41・全改、平5通産令75・平7通産令57・平15程産

【書類名】 要約書

【選択図】

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、イン キがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な
- 文字、記号、枠線、けい場等を配載してはならない。 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則 としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1 行は40字詰めとし、1 ページは50行以内とする。4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等によ り、黒色で、明りようにかっぱりには、ことができないように書き、平仮名 (外来語は片仮名)、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「[] 「]」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(機名の前後に「[] 及び「】」 を用いるときを除く。)。
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行っ てはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に発明の全体を出願当初から記 載する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記載に代えてはな らない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、特許請求の範囲 及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しよ うとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでな
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現す ることができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に 括弧をしてその原語を記載する。
- 11 「【要約】」の欄には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の 概要を次の要領で記載する。
 - 原則として発明が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明 りように記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【課題】」、

- 「【解決手段】」等の見出しを付す。
- 文字数は400字以内とし、簡潔に記載する。
- ハ 要約の記載の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使 用した符号を使用する。
- 12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170cm、縦255cmを超えて 記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはな
- □ ロルマット 13 「【選択図】」には、第5条の2に規定するところに従って選択した1の図 に付されている番号を「図○」のように記載する。

様式第31の2の2(第25条の5関係)

様式第31の2 (第25条の5 関係) (平7 油度 かが、油加、平15距底が2・一部及正) [編輯名] 外国語明相書 [備考] 1 外国語明相書]は、第24条の2及び特許法第36条第4項に規定するところに定とに数載する。 2 「[書類名] 外国語明細書」は、日本語で記載する。 3 その他は、様式第29の備考と同様とする。

様式第31の2の2 (第25条の5関係) (平15延命や72・延伸) 【編集名】 外国語特許請求の範囲 [備考] 1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び 第6項に規定するところに使い記載する。 2 「【書類名】外国語特許請求の範囲」は、日本語で記載する。 3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

様式第31の4(第25条の6関係)

様式第31の3 (第25条の5関係) (平7海産や67・連加) 【書類名】 外国語図面 (備考) 1 「【書類名】 外国語図面」は、日本語で記載する。 2 その他は、様式第30の備考と同様とする。

模式第31の4(第25条の6関係) (平7通産命の・進加) 【書類名】 外国語要約書 1 Abstract 2 Representative Drawing

- 2 Kepfeschiatuve Drawing
 [備考]
 1 外国語要約書」は、第25条の2及び特許法第36条第7項に規定するとこ ろに従い記載する。
 2 [書類名] 外国語要約書」は、日本語で記載する。
 3 外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に

- 記載する。 4 その他は、様式第31の備考と同様とする。

```
様式第31の6 (第25条の7関係)

(書類名) 明排版

(発明の条約)

(技術分野)

(保持技術文献))

(集持を大献))

(集特を大献)

(無特殊文献)

(無明か解末しようとする課題]

(理明の効果)

(原明の効果)

(原明の効果)

(国知1)

(原知1)

(原知1)

(原知1)

(経来を施するための形態])

(原知1)

(経来を施するための形態])

(提集例1)

(便和1)

(但和1)

(世本1)

(世本1
```

様式第31の6の2(第25条の7関係)

|様式第31の7(第25条の7関係)

様式第31の6の2(第25条の7関係) (平15組産令72・追加) 【書類名】 特許請求の範囲 【請決項1】 [備考] 様式第20の2の備考と同様とする。

様式第31の7(第25条の7関係) (平7通路会の・追加) 【書類名】 図面 【図1】 【備考】 様式第30の備考と同様とする。

```
| 様式第31の9(第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係)
```

```
様式第31の9 (第25条の7、第31条の2、第38条の2及び第38条の6の2関係)

(番類名) 回復理由書

(提出日) 令和 年 月 日)

(あて先) 特許庁長官 殿

(出願の表示)

(出願の表示)

(特計出願人)

(議別・新引)

(任所文は局所)

(氏名文は名称)

(代理人)

(議別・新引)

(氏名文は名称)

(同報の理由)

(子称)の提出)

(子称)の提出)

((学称)の表示)

((評析)を報))

((統計を報))
```

様式第 31 の 8 (第25条の 7 関係) (平7 通産分67・通加) 【書類名】 要約書

[銀/図] (備考) 1 「[要約]」の欄には、「[課題]」、「[解決手段]」のように見出しを記載す る。 2 その他は、様式第31の備考1から5まで、7から10まで、12及び13と同様 とする。

【要約】

【別紙】

【別成】 特額○○○一○○○○○、特額○○○一○○○○○、特額○○○一○○○○○、特額○○○一○○○○○○、特額○○○一○○○○○○、 5 その他は、様式第2の備者1から1まで、16から14まで、16から18まで及び1から26まで、 様式第15の2の備者2、様式第26の備者9並びに様式第31の5の備多1と同様とする。

```
様式第32 (第26条関係)
【書類名】 信託専項変更届
(【提出日】 令和 年 『
[あて先】 情許于長官
【事件の表示】
【出版器号】
【届出者】
【他別器号】
【性所又は原所】
[氏名又は名称]
【代理人】
      【代理人】
【歳別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【変更の内容】
【変更の内容】
【変更に係る事項】
【変更前の内容】
【変更前の内容】
【変更をの内容
【選出物中の目録】
【物中名】 信託事項の変更を証明する書面 1
【講的】
    OO() )

OO() )

OO() )

多花香の仕所(陽所)を変更するときは、「香託者の住所(展所)」(香託者が2人以上あるときは、「委託者のCOOの住所(陽所)」)

が表状者の氏名(名称)を変更するときは、「香託者の氏名(名称)」(委託者が2人以上あるときは、「委託者のCOOの住所(陽所)」)

「他にの終了の理由を変更するときは、「福託の終了の理由」

「原理制のの紹介制」の端には、変更に係る事項が、住所者しては居所又は氏名若しては名称の変更であるとき、又は委託者、受益者、信託管理人、受益者に知えの変更であるときに深り、変更制の時を記載する。

「反変更の所有」の細には、信託事項変更契約書は、更要したの内容を記載する。

「促進物の中間分別」の個に、信託事項変更契約書場により変更した可容を記載する。

「促進物の中の経過)の場で、「他名者」には、変更に係る原理なる書面の書類名(信託事項変更契約書を記載を表現)。

②変更に係る原因となる書面について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定に基づき、

②変更に係る原因となる書面について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定に基づき、
```

整記事項証明書を指付することを更しないこととする場合において、[簡出者]の欄に記載した法人以外の途人に 係る「整記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の性高端に関する法律途前行を信息の整数の号下 網に掲げる指導で行うとせは、「世界の内容」の例のまに「「その他」の事を設けて、例えば、商界以北を 務及び本京又は生たる事務所の所在地を提供するときは「委託者 ○〇林な会社、〇〇珠・・・・」、「職業登記 法第7多年の第三本会社技人等等日を提供するときは「委託者 商業登記法に規定する会社法人等等「○○○○○ ○○○○○○○ のように記載する。 7 その他は、林代裏 20 両者 1 から 4 まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の偏考 1 及び2と同様とする。

```
様式第 32 の 2 (第26条関係) 〈平18経産令68・進加、令元経産令1・令2経度令92・一部承
  "書類名】 信託による特許を受ける権利についての変更届
 (【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
  【事件の表示】
【出願番号】
  【届出者】
【織別番号】
     【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
  【代理人】
    【識別番号】
【住所又は居所】
  【氏名又は名称】
【変更の内容】
  【信託関係事項】
  【提出物件の目録】
  [備考]
  [順考]

1 「【届出者】」の欄には信託法第2条第10項(信託の併合)、第11項(信託

の分割)又は同法第3条第3号(自己信託)によると含は、信託の受託者の

住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。また、同法第3条第3号(自己

信託)による特許を受ける権利の信託を終了するときは、「【届出者】」の欄
    には、当該出願人の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。
   2 「【変更の内容】」の欄には、例えば「信託法第3条第3号による信託」又
は「信託法第3条第3号による信託の終了」のように当該届出の内容を記載
  する。
3 「【信託関係事項】」の欄には、第26条第1項各号の事項を記載する。
   4 「【提出物件の目録】」欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書の書類名
  (自己信託に係る公正証書等) を記載する。

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、8、10から14まで、16から18ま
    で及び22から26まで、様式第4の備考1並びに様式第32の備考1と同様とす
```

3.

様式第33(第27条の2関係)

```
様式第 33(第27条の 2 関係)(平2通産令41・全改、平7通産令57・平8通産令79・平10通産
際工係が、(用が2年の2年時代)(中2産産村:全成、平7産産物が、中3産産物が・平00産産
会が、平1度産物が、平100産産
会が、平1度産力は、一部金産産が総・一部金産
に、今末経産力・会2年産が総・一部金産
【審類名】 受託者号変更届
【提出日】 今和 年 月 日)
【あて先】 特許が長官 殿
 【事件の表示】
【出願番号】
 【手続をした者】
    【織別番号】
    【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【代理人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【旧寄託機関の名称】
 【旧受託番号】
 【新寄託機関の名称】
 【新受託番号】
 【提出物件の目録】
   【物件名】 新受託番号を証明する書面 1
【物件名】 (
  [備考] 様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25ま
  で、様式第4の備考2及び4、様式第9の備考6、様式第16の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。
```

```
様式第 34(第27条の 3 の 2 関係)(平 2通産令41・追加、平 7 通産令57・平 8 通産令79・平10
陳文氏さく(用が7余の36の22関係)(平3道金台は、近点、平7道を台で、平3道金台の・平3

通常をサード記章台は・平3道金台は・平3道金台は・平3道金台は・平3道金台は・平3道金台で・令

元蔵金台1・今3道金台で・一部立立

「審類名」新提生の喪失の例外証明審提出審

(【提出日】 今和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
 【事件の表示】
    【出願番号】
 【提出者】
     【識別番号】
     【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
 【代理人】
     【識別番号】
     【住所又は居所】
【氏名又は名称】
 【刊行物等】
  【提出物件の目録】
    【物件名】 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受ける
     ための証明書
【物件名】 (
  [備考]
1 「[刊行物等]」の欄には、特許法第30条第2項の適用を受けようとする場
     会において、乗駅が解許法章20乗着1項各号のいずれかに設当するに至った
事由に関する情報(例えば、試験を行ったときは、試験を行った日、場所
等、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数、発行年月
    等、刊行がL地及いたことは、発行革名、刊行初名、世秋、守城、発行平月
日等、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日、掲載アドレス
等、集会において発表したときは、集会名、開催日等、博覧会に出品したと
きは、博覧会名、開催日等)を記載する。
2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及
     び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様と
      する。
```

```
| 議事係名| 優元年の3の3関係| [書務名] 優先報迎明邦提出書 ([提出日] 令和 年 月 日] | [上の元] 寺が野大官 殿 | [中本の表示] | [世郷勢号] | [世郷参号] | [世郷参号] | [世郷歩号] | [世郷寿号] | [世
```

```
でも場合にかっては、「【*リ条約による優先権等の主意】」の欄 の次に「【先の出願に基づく優先権主題】」の概を設け、その欄に【《振露を引】」(集の出版が国際特計機又は10需実用前者を発出版にかっては、「【出版を引】を「【即成性間を引】」とする。及び「【地版日】」の開金設けて、先の出版の参与(集の出版が場合)という。

野が当他などは認定非常を経験性にあっては、国際出版を分では、「日本の計算の参与、他のは無の場合を使うがあった。

労が過かされていないときは、「【地版日】」の概では「今和中年何月旬日批出の特字版」のように先の出版の事業に応収した数率等今を表する。なお、追加する後先権の主張」」の概では「今和中年月月日に出の新書」とし、「他版日】」の概では「大きなときは、次のように優を繰り返し設けて記載する。

【地版日】」の概念は「「健康日】」の概念は「ためとし、次のように優を繰り返し設けて記載する。

【地版日】」の概念は「長期書が」」の概念は「大・次の出版の服务に記載した数率等今を

「先の出版に基づく後を権主部】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

【地版日】

「他の出版に基づく後を権主部】

【地版日】

「他の出版に基づく後を権主部】

「地版日】

「他の出版と述べるをとは、「【後先級の主要】」の解の出から一年以外にされなかったものでないと認められる

きにするものからときは、「【後先級の主要】」の解のよいに「その他】」の解を設けて、「特別をお外ま

は、おりましたのに最ん。】」と記載する。

は、おりましたのに最ん。」と記載する。

は、おりましたのにない。」と記載する。

は、おりましたのでは、「他の記述は、またが、といいにないました。

は、おりました。

は、まりました。

は、まりまし
```

```
様式第36の3 (第27条の4の2、第38条の14関係)
【書類名】 同復理由書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
                                            【出願の表示】
                                                                     【出願番号】
                                     (出願番号)
[特許出願人]
(識別番号]
(住所又は居所)
(氏名又は名称)
[代理人]
(識別番号]
(住席マロロ屋)
                                                                           【住所又は居所】
                                                                           【氏名又は名称】
                            (氏名又は名称)
[同後の理由]
((子教料の表示)
((子教料の表示)
((子教料の表示)
((子物計報 番刊)
((活射台線別)
(提出特件の日録)
(編考)
1 [[同後の理由]」の欄には、特許法第41条第1項に規定する先の出版の日から1年以内又はバリ条約第4条4(に規定する優先期間内に特許出額としなかつたことが放棄によるものでないことを表明するものとする。また、特計法第41条第1項に規定する他の出版の日から1年以内又はバリ条約第4条4(に規定する優先期間内に特許出額をすることができなかつた理由について簡明に記載する。
                                            又はパリ条約第4条A(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について簡明に記載する。
2 第27条の40 2 第 3項 (同条第 9 項において専用する場合を含む。) 及び第38条の14第 7 項 (同条第 6 項において専用する場合を含む。) 及び第38条の14第 7 項 (同条第 6 項において専用する場合を含む。) 及足にか事件について同級理由書を提出するときない。 (日間の表示) の研究に、19 所のシートンのでは認点 [、」を付すこと。) を記載する。
[ 19 所記 | 特額 | 19 を | 19 を
```

```
様式表別 (第27条の9 類版)
【書前名】 手続補充実
((世出日) ・ 特和 年 月 日)
【多て丸 特別庁長官 数
【後年の表示】
【通識番号】
【後野本協奏人】
「龍城海等号
【後天以北海所]
【氏を又北本称]
【行理人】
「龍城海号号
【任東又北海所]
【氏を又北本称]
【行理人】
「龍城海号号
【行表以北海所]
【氏を又北本称]
【行理人】
「海域海門 【氏を又北本称]
【行理人】
「海域海門 【氏を又北本称]
【元を又北本称]
【元を文北本称]
「「本統一章」」の「【江田田」」の「江田田の書号」の「新田田」」を「「「本統一章」の「日本の本の一章」の「日本の本の一章」の「日本の本の一章」(「本統一章)」の「日本の本の一章」(「本統一章)」の「日本の本に「「「本統一章」」の「日本の本に「「「日本統一章」」の「日本の本に「「「一年統一章」」の「日本の本に「「一年統一章」」の「日本の本に「「一年統一章」」の「日本の本に「「一年統一章」」の「日本の本に「「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」の「日本の本に「一年統一章」」「「日本の一年」(日本の一年)「「日本の一年)「「日本の一年」(日本の一年)」「日本の一年)「日本の一年)(日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年」(日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年」(日本の一年)「日本の一年)「日本の一年」(日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一年)「日本の一
```

```
様式等370-2 (第27条の1回線)
(書類45) 日明書等提出書
(提出日) 名布 年 月 日)
(多で名) 特別子安下 敷 [年中の表示]
(日期番号)
(日期番号)
(日期番号)
(日期番号)
(日期番号)
(日期番号)
(日期番号)
(日期番号)
(日期第日)
(日期第日)
(日期第日)
(日期第日)
(日期第日)
(日期第日)
(日期第日)
(日期第日)
(日期1日)
(日間1日)
(日間1
```

```
様式第37の3 (第27条の11原係)
[書類名] 明趣書等補宏書
(規則日] 令和 年 月 日)
[あて先] 特許・長官 殿
[事件の表示]
[集別編号]
[性野以は陽号]
[任邦又は陽号]
[任邦又は居門]
[氏名文は名格]
[代配人]
[集別第号]
[任和文は活幣]
[氏名文は名格]
[代表別は活幣]
[氏名文は名格]
[代表別は活幣]
[氏名文は名格]
[代表別は活幣]
[氏名文は名格]
[代表別は活幣]
[、「日本統元]
[本表記の内容]
(南書)
1 「「手枝補元"]」の間は、次の軍の事で
イ 明細塵のか事で、
        【(株式の内容)
(議等の内容)
(「日本統権定1]」の個は、次の要領で記載する。
1 「【手統権定1]」の個は、次の要領で記載する。
2 「別職務の欠害を検索するときは、次のように「【構完の内容]」の側に補完する書類名、見出し等を記載し、「「保証の内容]」の側の大理を検索するとは、次のように「【研究の内容]」の側の大理を検索するとは、次のように「【研究の内容]」の側の大理を検索するとは、「指表の内容]」では「技術分野]
(2001) (次落を構定した後の内容を記載)。
(18項分野]
(2001) (次落を構定した後の内容を記載)。
(18項分野]
(2001) (次落を構定した後の内容を記載)。
(18項分野]
(2001) (次落を構定した後の内容を記載した「構売する書類名及び構完する図の番号を記載し、「【構定の内容]」の側の次に構定する図の書号及び構定する図を記載する。
(18項の大理 機力するときた、次のように「【機力の内容]」の側に構定する書類名及び構定する図の番号を記載し、「【構定の内容]」の側の次に構定する図の番号及び構定する図を記載する。
(18の2)
(場定する図を記載)。
(場定する図を記載)
(場定する図を記載されている開始の数を記載する。
(第の2)
(場定する図を記載されている開始の影響に添けされたり側を設しまる出版に対象が大型である確となる出版の影響に添けされたり機一の個の次に「【提出物件の目録】」の個を設け、「使み機を注して必要の次けている時分の配数を入するとは、「【保持機等】」の個の次に「【提出物件の目録】」の個を設け、「促出物件の目録】」の個を設け、「促出物件の目録】」の個を設け、「促出物件の目録】」の個を設け、「促出物件の目録】」の個を設け、「促出物件の目録】」の個を設け、「提出物件の目録】」の個を設け、「提出物件の目録】」の個を設け、「「提出物件の目録」」の個を設け、「「提出物件の目録」」の個を設け、「「提出物件の目録」」(例に次のように記載する。
(特殊者と)
(「機力の内容)(「提出物件の目録)」の個に次のように記載する。
(特殊者と)
(「機力の内容)(「提出物件の目録)」の個に次のように記載する。
(特殊者と)
(「機力の内容)(「提出物件の目録)」の個に次のように記載する。
(特殊者と)
(「機力の内容)(「提出物件の目録)」の個に次のように記載する。
(特殊者と)
(「提出物件の目録)」の個に次のように記載する。
(特殊者と)
(「提出物ですると)
(「提出物ですると)
(「発表者を)
(「提出物ですると)
(「発表者を)
(「現本の内容)(「提出物での表別(「提出物での表別(「提出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(「理出物での表別(単生の表別を記述しませない。
```

【補完の内容】
【記載が欠けている箇所の表示】

5 第27条の11第9項の規定により同条第7項に規定する優先権主福基礎出額の写しの提出を省略するときは、【「手 解規定1】の側の次に「【その他】」の順を設けて、「優先権主務基礎出額の写しは、特額〇〇〇〇一〇〇〇 〇〇について、版工提出券である。」のように記載する。 6 その他は、核本質との無すけるとまで、10から14まで、16から19まで及び22から必まで、様式第15の2の債券 2 並びに様式第37の債券1と同様とする。

```
様式第 37 の 4 (第27条の11関係) (平28組織中30・道加・令元組織中1・一部係正) 意見書 (第27条の11第 4 項の規定による意見書) (令和 年 月 日) 特許庁長官 殿 1 出顕審号 (特計規長) (中部文は居所 氏名文は名称 3 代理人 (中所文は居所 氏名文は名称 4 発送番号 5 意見の内容 [[備考] 1 出顕審号は、「特顯() () () () () () のように特許出顧の番号を記載する。 2 検式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から11まで及び14から16まで、様式第15 の 2 の備考 2 並びに様式第 37の備考 1 と同様とする。
```

```
様式第 37 の5 (第27条の11関係) (平28経産中36・流加、今元経産中1・中2程産中32・

超改正) 明細書等補完書取下書
(【提出日) 令和 年 月 日) (あてた) 特許庁長官 限 (事件の表示]
(出版書号) (特計出展人) (議別番号) (住所又は居所] (ほ名文は名称) (代理人) (議別番号) (住所又は居所] (ほ名文は名称) (代理人) ( 1 復数の明細書等補完書を提出している場合は、「「代理人」」の欄の次に「【その他」」の欄を設け、「今年前年年何月何日提出の明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書の提出日を記載する。
2 その他は、様式第 2 の備考1 から 4 まで、10から14まで、16から18まで及び22から必まで、様式第15の 2 の備考2 並びに様式第37の備考1 と同様とする。
```

```
様式第 38 (第28条の 2 関係) (平2通産令41・追加、平7通産令67・平8通産令78・平10通産
令67・平1通産令128・平19延産令14・令元延産令1・令2 延差令62・一部改正)
【書原名】 出願放棄書
【提出日】 令和 年 月 日)
  【あて先】 特許庁長官
【事件の表示】
  【出願番号】
【特許出願人】
      【織別番号】
【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
 【代理人】
      【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
   [備考]
    1 「【特許出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように
      欄を繰り返し設けて記載する。
        【特許出願人】
            【識別番号】
【住所又は居所】
            【氏名又は名称】
        【特許出願人】
            【畿別番号】
【住所又は居所】
    [氏名又は名称]
2 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を提用するときは、
      2 特別は路町万泉川等の実第1項の泉走により地面変生水で提出うることは、「【代理人】」の欄の次に「【建出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【包 据委任状帝号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以 上の包括委任状を提用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように 欄を繰り返し設けて記載する。
            【包括委任状番号】
            【包括委任状番号】
    3 その他は、株式第2の備考1か54まで、10か514まで、16か518まで及び22か526まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、
様式第2の備考26中「(「手教料の表示」)」とあるのは「【代理人】」と読み替
      えるものとする。
```

```
様式第 40 (第28条の3関係) (平3道産令41・道加,平7道産令67・平8道産令78・平10道産
令67・平11進産台18・平10進産台14・令元延度台1・令2 指産令62・一部改正)
【書類名】 出願取下書
 (【提出日】 令和 年
【あて先】 特許庁長官
                       月
                            日)
 【事件の表示】
     【出願番号】
 【特許出願人】
     【織別番号】
【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
 【代理人】
     【識別番号】
     【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
  [備考]
     様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から26ま
   で、株式第4の備考8並びに株式第38の備等1及び2と同様とする。この場合
において、様式第2の備考39中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【代理人】」
と読み替えるものとする。
```

```
模式第 42(第28条の 4 関係)(平2通産令41・道加、平7通産令97・平8通産令79・平10通産令
87・平11通産令130・平19経産令14・分元経産令1・今2経産令30・一部改正)
 【書類名】 先の出願に基づく優先権主張取下書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官
 【事件の表示】
    【出願番号】
 【特許出願人】
    【識別番号】
     【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【代理人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【先の出願の表示】
    【出願番号】
    【出願日】
  [備考]
      「【先の出願の表示】」の欄の「【出願番号】」(先の出願が国際特許出願又
    は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」
とする。)及び「【出願目】」には、優先権主張の基礎とした先の出願の番号
     (先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願
    番号)及び年月日を記載する。また、2以上の優先権の主張を取り下げると
     きは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
     【先の出願の表示】
        【出願番号】
        【出願日】
      【先の出願の表示】
        【出願番号】
        【出顧日】
     その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及
    び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様と
する。この場合において、様式第2の備考2時中「(【手教料の表示】)」とある
のは「【先の出願の表示】」と、様式第38の備考2中「【代理人】」とあるのは
     「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。
```

```
様式第44(第31条の2関係)
【書類名】 出願審査請求書
(【提出日】 令和 年 月
                 月
  【あて先】 特許庁長官
 【出願の表示】
    【出願番号】
  【請求項の数】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
  【氏名又は名称】
(【国籍・地域】)
  【代理人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 (【手数料の表示】)
     (【予納台帳番号】)
     (【納付金額】)
  【提出物件の目録】
  [備考]
```

- (備考)

 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして 記載する、特許法第195条第5項ただし書の規定により、現金により考数料を納付した 場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【下納台帳番 号】)」を「【納付書部号】」とし、納付書部多を記載し、事務規程別紙第4号の12書式 の納付該証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手 数料の表示】)」の欄の「(「予納台帳番号 】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を 記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない、ただし、 特許法第195条の2の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及 ばない。
- 2 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」を「出願審査請求書(他人)」 と記載する。
- 3 「【氏名又は名称】」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に【【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、【氏名又は名称】」の欄(【代表者】」の欄を設けたときはその欄の次に【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○国の法律に基づく法人」、外国法人にあっては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあっては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。

4 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し 設けて記載する。 【請求人】 【歳別番号】

【識別番号】 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 (【国籍·地域】) 【請求人】 【識別番号】 【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 6 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を 受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考5により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 7 「(【調査報告番号】)」の欄には、第31条の2第3項の規定により調査報告の機示を 行うときに限り、特例法施行規則節の条の2第1号の調査報告番号を記載する。同一の 特許出版について複数の調査報告が作成された場合は、「(【調査報告番号】)」の欄 に、いずれか一の調査報告番号を記載する。
- 8 特許法第48条の3第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により出願審審の請求をするときは、「【代理人】」、「「調査報告番号」」の欄を設けた場合にあつては「「調査報告番号」」、「【手数料の表示】」。の欄を設けた場合にあつては「「手数料の表示」」。の欄を記けた場合にあつては、「【手数料の表示】」、備考に該当する場合(域免を受ける者を含む者の実有に係る出願を除る。
- く。)にあつては「【特分の割合】、備考6に該当する場合にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第48条の3第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求」と記載し、また、備考5に該当する場合(競免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。)にあつては「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合〇/〇」のように合葉して得た顔と特許法第195条第2項、規定する出願審査の請求の上等材料の金額の報合○人で自力を表すると、「特許法解3条の3第第2項(剛条第7項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求。
- 9 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を 受け、かつ、第73条第3項の規定により特許法等関係手数料令第1条の3第1項各号又は 同条第2項各号に掲げる事項及び第73条第1項の申請書の提出を省略する旨を出願審 査請求書に記載して同項の申請書の提出を省略しようとするときは、「(【手数料の表 示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数 料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省 略する。」又は「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。 減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第73条第1項の申請書の 提出を省略する旨を記載する。ただし、滅免を受ける者を含む者の共有に係る出願に あつては、「【請求人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「(【手数料の表 示】)」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法等関係手数 料令第1条の2第〇号〇に掲げる要件に該当する請求人である。(〇〇〇〇 持分〇/ (イロ男は寒い2年)、万つに何ける安計に終まする前水人とある。(○○○○ 村ガン)。 歳免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○○は持げる者に該当する請求人である。(○○○○ 持分○/○。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第73条第 1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するととも に、「【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の 納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審 査の請求の手数料の金額の割合を記載する。 10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び21から2
- 10 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び21から2 5まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9、様式第18の備考9並びに様式第31の5の備 考1と同様とする。

```
様式第 46 (第31条の3関係)(平3通度令41・連25、平3通度令7・平3通度令7・平3通度令13・平3国度会13・平3国度会14・平3国度会14・平3国度会14・平3国度会14・中3国度会14・中3国度会14・中3国度会14・中3国度会14・中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度会14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3国度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、中3年度全14、
       【事件の表示】
                  【出願番号】
      【提出者】
【識別番号】
                      【住所又は居所】
                      【氏名又は名称】
      【代理人】
【織別番号】
【住所又は居所】
                      【氏名又は名称】
       【実施の状況等】
       【提出物件の目録】
         [備考]
1 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を
                    繰り返し設けて記載する。
【提出者】
                                  【識別番号】
【住所又は居所】
                                   【氏名又は名称】
                    【提出者】
                                   【識別番号】
                                    【住所又は居所】
                                    【氏名又は名称】
                 2 「【実施の状況等】」の欄には、「1. 実施の状況」、「2. 実施等による影
                   施に係る物又は方法、実施の場所、実施の時期、生産・使用・販売等実施
の方法及びその数量又は金額その他実施の状況を明らかにする事項を具体
                      的に記載する。
ロ 「2. 実施等による影響」には、提出者が、特許出顧人であるときは実
```

施により受けている影響、特許出願人でないときは特許出願人の警告等に

- からなっている影響を実はからに記載する。 ハ 「3. 折衝の経過」には、実施に関して行われた特許出額人と実施者との折衝の経過及びその結果を具体的に記載する。
- 3 次に掲げる書類又は物件を優先審査に関する事情説明書に添付する。
- イ 警告状の写し
- ロ 特許出願人でない者の実施に係る物又は方法の説明書及び必要な図面並 びにその実施が特許出願に係る発明の実施となる理由を具体的に記載した

- 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及 び22から25まで並びに様式第4の備考2及び4と同様とする。

```
様式第 48(第32条関係)(平2通産令41・追加、平7通産令57・平8通産令79・平10通産令87・
平江(第48 (第535年)別(第)) (平2 連載金和1・連加、平7 連載金和7・平5連載合和7・平10連載合和7 平15組織合和2・平15組織合和3・平15組織合和4・令元組織合1・今2 組織合2・一部改正)
【書類名】 意見書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁審査官 殿
(特許庁審和長 殿)
 【事件の表示】
【出願番号】
 【特許出願人】
     【織別番号】
     【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
 【代理人】
    (雄八)
【織別番号】
【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
 【発送番号】
 【意見の内容】
 【証拠方法】
 【提出物件の目録】
  [備考]
   1 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等によ
     、無色で、明りようにかっているというイントの音をはなり、無色で、明りようにかっているというとある。また、半角文字(彦見の内容に使用する場合を除く。並びに「[、]」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(欄名の前後に「[」及び「]」を用いるときを
   除く。)。
2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許
     庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長
     とする。
    3 審判に係属中は、「【特許出願人】」を「【審判請求人】」とする。
   4 その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第13の備考9並びに様式第15
     の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第18の備考9中「【補
正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。
```

```
様式第 50 (第33条陽係) (平11過度令132・金改、平15組度令72・平15組度令14・令元組度令1 ・令2組度令92 ・中30年20 (書類名) 出願公開請求書 (【受担日】 令和 年 月 日) (あて先) 特許庁長官 殿 (出願の表示] (出願番号] (性所又は居所] (氏名又は名称) (氏名又は名称) (氏名又は名称) (氏名又は名称) (氏名又は名称) (氏を入し、 (歳別番号] (住所又は居所) (氏名又は名称) (後別番号] (住所又は居所) (氏名又は名称) (送出物件の目扇) (債者了 株式第20個者1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から5まで、株式第40個者4、株式第9の備者9、様式第15の2の備者2並びに様式第31の5の倫書1と同様とする。
```

様式第50(第38条関係)

模式第 51 (第38条の 2 関係) (平2通座令41・迫加、平11通座令152・旧様式第52線上・一部改正、平20延座令50・令2 経座令50・一部改正)

TEY ASSESSED OF A SESSED SET - BOOKTE)											
			明		細		#				
			請	求	0	範	囲				
			要		約		#				
			図				丽				

[備考]

- 1 余白は、明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文にあつては、少なくとも用 紙の上端、右端及び下端に各々2cm並びに左端に2.5cmをとるものとし、原 則としてその上端及び左端については各々4cm並びにその右端及び下端については各々3cmを超えないものとし、図面(図面の中の説明に限る。)の翻 訳文にあつては、少なくとも用紙の上端及び左端に各々2.5cm、右端に1.5cm 並びに下端に1cmをとる。
- 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文の文字は、12ポイントから14ポイン トまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で明りようにかつ容易に消す ことができないように書き、平仮名 (外来語は片仮名)、常用襖字及びアラ ビア数字を用いる。 3 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文の訂正をしたときは、右の余白に訂
- 正字数を記載する。
- 4 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文については、次の要領で記載する。

- イ 技術用語は、学術用語を用いる。
- ロ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、請求の範囲及 び要約の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使 用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この
- 限りでない。 、 「発明の名称」には、願書に記載されたもの(国際調査機関が発明の名 称を決定したときは、国際調査機関が決定したもの)を翻訳して記載す
- 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することがで
- きない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。 5 図面(図面の中の説明に限る。)の翻訳文は、図面(図面の中の説明を除 く。) の写しに図面の中の説明の翻訳文をはり付け、又は図面の中の説明の 翻訳文を含む新たな図面を作成して提出する。ただし、図面の中の説明を別 紙に掲げた場合には、当該別紙の翻訳文を提出する。
- 6 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳文の書き方は、左横書とし、各行の間 隠は少なくとも5㎜以上をとり、各ページにはページを記入する。
- 7 図面(図面の中の説明に限る。)の翻訳文は、その複製を作ることができ るように、作成する。
- 8 その他は、様式第3の備考1と同様とする。

```
様式第5/02 (第3条の2関係)
(単語名) 明極書
(単約の名称)
(法称:沙野)
((特許文献))
((伊育文献))
((伊育文献))
((伊育文献))
((伊育文献))
((伊育文献))
((伊育文献))
((伊育文献))
((現代))
((現代))
((現代))
((現代))
((現代))
((現代))
((現代))
((国))
(
```

```
株式第51の2の2(第38条の2階係) (平15版金令72・通知)
【書報名】 特許請求の範囲
【請求項1】
[(備考]

1 除求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用額は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、【[請求項1】」、【[請求項2】」の目、2】」のように記載する。

2 その他は、様式第290つ2の備考1か56まで、8、10及び15と同様とす
```

る。

```
様式第 51 の 3 (第38条の 2 関係) (平11通産令132・追加、平15経産令72・一部改正)
  【書類名】 図面
       [図1]
   [図1]
[備考]
1 図面 (図面の中の説明に限る。) の翻訳文は、横170mm、縦255mmを超えて
記載してはならない。
2 図面 (図面の中の説明に限る。) の翻訳文に 2 以上の図があるときは、図
の番号 (例えば「fig1」) の前後に「[」及び「]」を付す。また、1 の番号
を付した図を複数ペーンに記載してはならず、異なる番号を付した図を横に
ならべて記載してはならない。
3 その他は、様式第30の備考1、3 及び4 と同様とする。
```

```
様式第 51 の 4(第38条の 2 関係)(平11通度令132・追加、平15度度令72・一部党正)
【書類名】 要約書
【要終】
```

【製料】 【備考】 1 用格は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、蓄求の範囲及び 要約書の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用 しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限り でない。 2 その他は、様式第31の備考1から5まで、7、9及び12と同様とする。

```
様式第 52(第38条の 2 関係)(平11通路令132・旧様式第52の 2 接上・全改、平15程度令72・
平15程度令14・平23程度令35・令元程度令1・令2 経度令52・一部改正)
 【書類名】 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
  【出願の表示】
     【国際出願番号】
【出願の区分】
 【特許出願人】
【識別番号】
      【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
 【代理人】
      (注八)
【識別番号】
【住所又は居所】
      【氏名又は名称】
  【補正書の提出年月日】
  【手続補正1】
      【補正対象書類名】 特許請求の範囲
【補正対象項目名】 全文
      【補正方法】
【補正の内容】
  【提出物件の目録】
  【その他】
   [備考]
   【田春) 「【出題の表示】」の欄の「【国際出顧番号】」には、「PCT/○○○/
○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号」」を「【国際出顧日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、「【出願の区分】」には、「後年」と記載する。
    2 「【手続補正1】」の欄の「【補正の内容】」には、【書類名】とともに補正
後の特許請求の範囲の翻訳文の全文を記載する(補正により記載を変更した
    個所に下線を引くこと (【諸求項○】」の欄名は除く。)。)。
3 「【その他】」の欄には、1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力
条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正個所を「請求項○を補正した」のよ
```

ける明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文における記載のう

うに明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日にお

ち、当該権団のための根拠を記載する。 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とす

```
様式第 54 (第38条の 6 関係) (平11通産令120・全水、平15組産令72・平15組産会74・平21組
度か55・平22組織会65・平23組織会71・今24組会71・今24組会72・平15組会会74・平21組
(書類名) 特許協力条約第34条律にの翻訳文提出書
(提出日) 令和 年 月 日)
【あて先】 執許庁長官 殿
  【出願の表示】
        【国際出願番号】
        【出願の区分】
   【特許出願人】
        【識別番号】
        【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
【代理人】
        (生八)
【識別番号】
【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
【補正書の提出年月日】
   【手続補正1】
【補正対象書類名】
        【補正対象項目名】
【補正方法】
        【補正の内容】
   【その他】
     1 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、
「【書類名】」を「特許協力条約第24条補正の写し提出書」と、特許法第184
        条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、「特許協力条約
第19条補正の写し提出書」と記載する。
     第19条相にの子した田舎」これ戦する。

2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。

4 「【補正1】」の欄は、次の要領で記載する。

4 「精正1】」の欄は、、明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約(以下この様式

において「特許協力条約」という。)第34条(20h)の規定に基づく補正の補
        正個所に係る観訳文の編集をを記載する。

□ 「「補正対象項目名」」は、「全文」、「発明の名称」、段落番号「○○○
○」、「請求項○」、「全図」、「図○」のように特許協力条約第34条(20))の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記
```

載する。

- ハ 「【補正方法】は、「【補正対象項目名】」に記載した単位において、終 許法類184条の4 第1 項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を 変更するときは「変更」と、新たな事項を加えるときは「追加」と、記載 した事項を割るときは「削版」と記載する。
- 「【補正の内容】は、「【補正対象項目名】」に記載した事項(前に 「[」、後ろに「]」を付す。)及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、 特許請求の範囲、図回等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、 「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには 及ばない。
- 書の全文を単位として提出しなければならない。
 4 特特部力条約頼の4条(2%)の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文を提出しなければならない(特許法第184条の4 第 1 項又は第2項の翻訳と対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと(【博求項○】」の欄名は除く。)。)。
- 5 特許協力条約第34条(2/b)の規定に基づく補正に係る図面の翻訳文は、全図 又は「【図○】」を単位として提出しなければならない。
- 6 単位を異にする2以上の個所について翻訳文を提出するときは、「【手続補 正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順 序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】 【補正対象事類名】 【補正対象項目名】 【補正方法】 【補正の内容】 【手続補正3】 【補正対象書類名】 【補正対象項目名】

> 【補正方法】 【補正の内容】

- 7 「任の他」の欄には、特許法類184条の8第1項の規定により補正書の日本箱による翻訳文は補正書の写した提出するときは、特許協会投資器3条(2016)の規定に基づく補定の付証(関所を「明相書○頁を相正した」(明相書に配載した配列表を補正した場合にあっては「配列表の○を補正した」)又は「請決項○を補正した」のように明確に記載するとともに、補宜書の日本語による翻訳文を提出する場合にあっては特許法第184条の4第1項の国際出頭日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文の記載のうち当該補正のための根拠を記載し、補正書の写しを担出する場合にあっては同項の国際出頭日における明相書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。また、特許法類184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、特許医別条(1)の規定に基づべ補正の補正個所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、係許法第184条の4第1項の目階出頭日における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。また、機許法第184条の781項の目間と関目における明相書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載するとともに、係許法第184条の4第1項の目階出頭日における明相書、請求の範囲又は図面における記載のも一
- 8 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写し、又は特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを当該提出書に添付して提出するときは、「【その他】】欄の水に「〔送出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」を設けて「補正書の写し」と記載する。この場合において「【手続補正1】」の欄は不要とする。
- 9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及 び22から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とす ス

```
様式第 54 の 2 (第38条の 6 の 4 関係) (平11通産令132・追加、平19組産令14・平23組産令
 72・令元経産令1・令2 経産令52・一部改正)
【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書
 【特記事項】 特許法第184条の14の規定により特許法第30条第2項の規定の適用
【特託事項】 特許広第10世代リエセンルス
を受けようとする特許出願
(【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官
                      殿
 【事件の表示】
   【国際出願番号】
    【出願の区分】
 【特許出願人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【代理人】
    【織別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【提出物件の目録】
  [備考]
1 「【事件の表示】」の欄の「【国際出題番号】」には、「PCT/〇〇〇/
    - 「【季针の表示】」の機の「【画際出題参写】」とは、「FC1/○○○○/
○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年
    何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、
  「【出願の区分】」には、「特許」と記載する。

2 その他は、株式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及
    び22から25まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とす
```

```
特許法第67条第4項の延長登録順
(令和 年 月 日)
特許
```

様式第56(第38条の15関係)

```
様式第 56 の 2 (第38条 の16の 2 関係) (平11通章 +132 ・ 道加、平28経産 +132 ・ 第38条 の +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +122 ・ +1
                          3・今元経廉令1・令2経廉令82・一部改正)
特許法第67条の6第1項の規定による書面
                                                                                                                                                             (令和 年 月 日)
                    特許庁長官
        1 特許番号
       2 特許法第67条第4項の延長登録の出願をしようとする者
                          住所 (居所)
                          氏名 (名称)
        3 代理人
                          住所 (居所)
                          氏名 (名称)
                   特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容
        5 添付書類の目録
          [備考]
             1 「特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規
                     定する医薬品に係る同項の承認」のように、特許法第67条第4項の延長登録
              の理由となる処分を記載する。
2 その他は、様式第3の備考1から3まで及び7から11まで及び13から15ま
```

で並びに様式第5の備考3と同様とする。

```
様式第60の2 (第44条の2関係)
                           営業秘密に関する中出書
                                                   (合和 年 月 日)
  経済産業大臣
   (特許庁長官
  事件の表示
2 申出人
   中田人
住所 (居所)
氏名 (名称)
3 代理人
3 代理人
住所(居所)
氏名(名称)
4 申出の内容
[備考]
 1 あて先は、特許法第93条第2項の規定により提出する書類並びに同条第3項において準用する同法第84条(同
```

- の、元は、付けた時から地口とないただにより加口が自然ないに中から生たが、にかけても同じたかな、切り 基準的な第3項において専用する同位素的を第2項において専用する場合を含む。)、同は影響を発着3項にない 93条第3項において専用する同位素的条署2項において専用する場合を含む。)及び同位素の未第1項の規定に より提出する書類において営業制をが記載された旨を申し出る場合は経済産業大臣、その他の場合は特許行長官
- とする。 2 「事件の表示」の欄には、「特許第○○○○○○号級定請求事件」、「特許第○○○○○○号級定取消請
- 2 事件の次示! の類には、「容許別〇〇〇〇〇〇の放定原本年日」、「容許別〇〇〇〇〇〇〇枚定収和商 来客件」のように記載する。 1 申出の内容: の類には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した 資を記載する。ただし、営業秘密が記載された唐所が申出に係る書類の全部であるときは、その資を記載する。 この場合において、養難名には、「令命例年の月月日日故記謝末款に添けされた甲第号号近」のように最近事件 とその書版に付された符号を書版をとして記載する。 4 その他は、様式第3の機等1から3まで、7から11まで及びほから16まで並びに様式第61の2の機等4と同様 とする。

```
様式第 61 (第44条関係) (平2通産令41・進加、平5通産令75・平7通産令75・平8通産令75・平3通産令15・平10通産令67・平11通産令152・平12通産令687・中2延産令1・今2延産令52・一部改正)
                           我 定 事 件 答 弁 書
(令和 年 月 日)
```

経済産業大臣 殿 (特許庁長官 殿) 事件の表示 被請求人

住所 (居所) (電話又はファクシミリの番号) 氏名 (名称)

3 被請求人の代理人 住所(居所)

(電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) 4 請求人

住所(居所) 氏名 (名称) 5 請求人の代理人

住所 (居所)

氏名 (名称) 6 答弁の趣旨 理由

8 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 あて先は、特許法第93条第3項において、又は同項において準用する同法 第90条第2項において、それぞれ準用する同法第84条の答弁書にあつては経
- 第99条第 2 項において、それぞれ準用する同法第84条の答弁書にあつては経 済産業大臣、その他の答弁書にあつては特許庁長官とする。 2 事件の表示」の概定は、「特許第○○○○○○号機定請求事件」、「特 許第○○○○○号機定取消請求事件」のように配載する。 3 その他は、様式第 3 の備考1 から3 まで、7 から11まで及び14から16ま で、株式第 5 の備考3、様式第10の備考さ並びに核式第57の備考2と同様を する。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代限人」とある のは「被請求人又は按請求人の代理人」と読み替えるものとする。

様式第61の2 (第45条の2関係) 特 許 特許異議申立書 (令和 年 月 日) 印紙 特許庁長官 殿 1 特許異議の申立てに係る特許の表示 特計集議の申立てに係る特計の表 特許番号 請求項の表示
 特計集議申立人 (歳別番号) (批訴又はファクシミリの番号) 12所 (納所)
(地蔵又はアアクシミリの番号)
氏名 (本称)
(出稿・地数)
(で利人
(場別番号)
住所 (原称)
(明高又はアアシミリの番号)
氏名 (永称)
4 中立ての理由
(選及が出
(選及 □ 「特許異議の申立てに係る特許の表示」の機の「請求項の表示」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のよう に請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項

- 見込みの時間

 □ 証拠方法が確定人であるときは、立証率項、鑑定人の氏名、任所又は原所及び職業並びに鑑定率項

 ハ 証拠方法が事者であるときは、立証率項、その当事者の氏名、住所又は原所及び職業、視問率項並びに尋問

 に置する見込みの時間

 □ 証拠方法が事であるときは、立証率項、その当事者の氏名、住所又は原所及び職業、視問率項並びに尋問

 に 証拠方法が基づまつきるときは、立証事項、その機能に対すべき者や及び地証率の表示

 7 第9季の3第1項の規定により包括委任状を提用するときは、「節付書類又は節付事件の日録」の職の次に「包括委任状を提用するときは、「節付書類又は節付事件の日録」の職の方に「包括委任状を提用するときは、「節行書類又は節付事件の日録」の職の方に「包括委任状を提出するときな、「節行書類又は節付事件の日録」の職の方に「包括委任代を提出するというに関係を表示して、提定第3の場合もいうまで、表示第5の内容」表示の内容、機の次に「5 予約付据を持り」とあるのは「6 証拠方法」の職の次に「5 予約付据を持り」と表の方は「6 証拠方法」の職の次に「7 予約付据を引」と表の方は「6 証拠方法」の職の次に「7 新行書)」と、「14 請求の内容は、機の次に「5 予約付据を引」と表ののは「6 証拠方法」の職の次に「7 新行者等)」と、「14 請求の内容」の機の次に「5 指符を引き、日本のは「6 証拠方法」の職の次に「7 新行者等)」と、「14 請求の内容」の職の次に「5 指符を引きるのは「6 証拠方法」の職の次に「7 新行者等)」と、「14 請求の内容」の職の次に「5 指符を引きるのなりに「6 証拠方法」の職の次に「7 指符を引き、「6 証拠方法」の職の次に「7 指符を引き、「6 証拠方法」の職の次に「7 指符を引き、「6 証拠方法」の職の次に「7 指符を引き、「6 証拠方法」の職の次に「7 指

```
様式第61の3 (第45条の3関係) (平27経産令6・追加、平31経産令12・令元経産令1・令
     2 経産令92・一部改正)
                                     (令和 年 月 日)
    特許庁審判長
    異議番号
 2 特許権者(参加人)
     住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
      氏名 (名称)
     (国籍・地域)
 3 代理人
     住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
     氏名 (名称)
 4 取消理由通知の日付
 5 意見の内容

    証拠方法
    添付書類:

    添付書類又は添付物件の目録
  [備考] 1 「異議番号」の欄には、「異議○○○○○○○○」のように特許異
    識の番号を記載する。
  議の商号を記載する。

2 特許法第120条の5 第6 項の意見書を提出するときは、「取得理由通知の日
付」の欄を「訂正指総理由通知の日付」とする。

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま

で、様式第5の備考3、様式第5の備考2並びに様式第61の2の備考4、6
    及び7と同様とする。
```



```
様式第 61 の 5 (第45条の 3 関係)(平27経産今 6・追加、令元経産令 1・令 2 経産令52・一
   部改正)
                          (令和 年 月 日)
   特許庁審判長
   異議番号
 2 特許異議申立人
    住所 (居所)
   (電話又はファクシミリの番号)
    氏名 (名称)
3 代理人
住所 (居所)
   (電話又はファクシミリの番号)
氏名 (名称)
 4 意見の内容
 5 証拠方法
 6 添付書類又は添付物件の目録
 [備考]
  備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4及び6並びに様式第61の3
の備考1と同様とする。
```

```
(銀紅部) 音科技楽器 (提出日) 作和 年 月 日) (表生記 音 神経 本 月 日) (国本 中 1 (国本 中 1 ) (国本 中
```

```
【任所又は短冊]
【氏名又は名称]
(【国籍・地域】)
(【電話番号】)
(【可次番号】
(【関海毎号】
(【関海毎号】
(【関海毎号】
(【電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「電話番号】)
(「大きりとはそれでは現入の「「振光と同時にするときは、「【代理人】」の職の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人】」の欄に記載する。また、「「選任した代理人】」(「大きりとは、「「「近代した代理人】」(「大きりとは、「「「選任した代理人】」(「大きりとは、「「「選任した代理人】」(「大きりとは、「「「選任した代理人」」(「大きり、「「選任した代理人」」(「大きり、「「「議任した代理人」」(「大きり、「「「大きり、「「「大きり、「「「大きり、「「「大きり、「「「大きり、「「「大きり、」」(「大きり、「「「大きり、」」(「大きり、「「「大きり、」」(「大きり、「「大きり、」」(「大きり、「「「大きり、」」(「大きり、」」(「大きり、」」(「大きり、」」(「大きり、」(「「大きり、」」(「大きり、」(「大きり、」(「大きり、」(「大きり、」(「大きり、」(「大きり、」(「生理人」」の側の次に「「持りの割合」」の側を対けていていていていている。「大きり、「「生理人」」の側の次に「「持りの割合」」の側を対けて「クーク」のように全体の特分に対する返りかのかってべの持りを記載する。「「「大き動けていている」(「大き動けている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動けでしている」(「大き動は、「大き動けでしている」(「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大きき動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、「大き動は、
```

- 作経長登録を無効にすべき理由」、「4、セナヴ」のように項目を使けて記載する。
 ハ 訂正書単を請求するときは、第4条の2第2項及び特容送第13条第3項に規定するところに強い、「1、設定整数が搭約」、「2、訂正事項」、「3、訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ことに請求をする場合によっては、請求項でと、中部の議決項では正議をする場合にあっては、請求項でを使しまります。項目といる記載する。(3、訂正の理由)の職は、明書表文は図師の訂正せする場合にあっては、請求項でと (一部の諸来項ごと にご請求まする場合にあっては、請求項本役を合し 一帯の指来項ごと に請求まする場合にあっては、請求項本役を含し 一帯の指来項ごと に、明書表文は図師の訂正との関係を記載する。
 ・ 等情語本院に退路保全のための証拠期へが行けれたときは、「事刊事件の表示」の職に「証拠の○○○○○○ 随途書明申刊・のように証拠保全中立事件の表示と記載する。
 ・ 第2年本の表示を記載する。
 ・ 第2年本の表示を記述する。
 ・ 第2年本の表

様式第 63 (第47条、第47条の2関係) (平2通金令41・進約、平5通金令7・平7通金令7 ・平5通金令79・平5通金令17・平10通金令6・平1通承令18・平25議金令4・令元延率令1・令元延金令1・令元延金令1・令元延金令1・令3延金令8・一副改正) 審判事件答弁書 (令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

審判の番号

2 被請求人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号) 氏名 (名称)

3 被請求人の代理人

住所 (居所)

(電話又はファクシミリの番号)

氏名 (名称) 4 請求人

住所 (居所)

氏名 (名称) 5 請求人の代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

6 答弁の趣旨

7 理由

9 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効○○○─○○○」のように審判の 番号を記載する。
- 2 「答弁の趣旨」の欄には、審判の請求の趣旨又は弁駁の趣旨に対する答弁 の趣旨を記載する。ただし、当該答弁の趣旨が、既に提出された答弁書に記 載されている事項と同一の内容のものである場合には、「答弁の趣旨」の欄
- は設けるには及ばない。 3 「理由」の欄には、請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま で、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4及び

6 と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人又は代理 人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとす

```
特許
           訂正請求書
印紙
                        (令和 年 月 日)
```

時 計 正 請 求 妻

(令布 年 月 日)

(国)

(

```
様式第63の3(第47条関係) (平15経産令141・道加、平23経産令72・平27経産令6・令元経
     産令1・令2級産令52・一部改正)
意
                                       (令和 年 月 日)
   特許庁審判長
 1 審判の番号
2 請求人(被請求人、参加人)
住所(居所)
      (電話又はファクシミリの番号)
       氏名 (名称)
 3 代理人
      住所 (居所)
      (電話又はファクシミリの番号)
氏名 (名称)
 4 訂正拒絶理由通知の日付
 5 意見の内容
 7 添付書類又は添付物件の目録
  [備考]
   1 「審判の番号」の欄には、「無効○○○一○○○○」のように審判の
    番号を記載する。
   第二年 (東野注重) 14条の2第5項の規定による意見の申立でをする場合であって、訂正の請求をした者がするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の概を「2 被請求人」と、特許無効奪利の請求人がするときは、「2 請
   求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 請求人」とする。
3 特許法第153条第2項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶
    理由通知の日付」の欄を「無効理由通知の日付」と、同法第150条第5項の
規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を
   原形による心思がアナエとよう。ことは、「自上日の出土地がリコリット機と
「証数期子が単知の日付」とする。
4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま
で、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4及び
     6 と同様とする。
```

```
様式第 63 の 4 (第47条の 3 関係)(平15経産令141・追加、平27経産令 6・令元経産令1・令
     33の4 (第47余の300000
2 編産分92・一部改正)
審 判 事 件 弁 駁 書
(令和
                                (令和 年 月 日)
  特許庁審判長
 1 審判の番号
 2 請求人
住所 (居所)
    (電話又はファクシミリの番号)
氏名 (名称)
 3 請求人の代理人
     住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
     氏名 (名称)
 4 被請求人
     住所 (居所)
氏名 (名称)
 5 被請求人の代理人
     住所 (居所)
     氏名 (名称)
 6 弁駁の趣旨
   理由
 8 証拠方法
 9 添付書類又は添付物件の目録
  1 「弁駁の趣旨」の欄には、答弁書等の趣旨に対する反論の趣旨を記載す
    る。ただし、当該反論の趣旨が、既に提出された審判の請求書又は弁駁書に
    記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「弁駁の趣旨」の
    欄は設けるには及ばない。
  2 「理由」の欄には、複雑求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま

で、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4及び6並
    びに様式第63の3の備考1と同様とする。
```

```
様式第 63 の 5 (第47条の 4 関係)(平15経産令141・追加、平27経産令6・令元経産令1・令
     2 経産令92・一部改正)
                 同意 回答書
                                 (令和 年 月 日)
  特許庁審判長
 1 審判の番号
 2 被請求人
     住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
      氏名 (名称)
 3 代理人
住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
氏名 (名称)
 4 同意回答書提出期間の通知書の日付
 5 回答の趣旨
 6 添付書類の目録
  [備考]
  1 「回答の趣旨」の欄には、同意回答書提出期間の通知書において示されて
   いる請求の理由の要旨を変更する補正について同意するか否かが明確にわか
るように記載する。(例えば、同意する場合は「同意する。」、又は同意しな
  い場合は「同意しない」と数素する。

2 その他は、様式第3の備考1か63まで、7か611まで及び14か616ま

で、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様
    式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2、
様式第61の2の備考4中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるも
```

のとする。

とする。

```
様式第 63 の 6 (第47条の 6 関係) (平15経産令141・追加、平23経産令72・平27経産令 6・令
    元級牽令1·令2級牽令52·一部改正)
訂 正 請 求 申 立 書
                              (令和 年 月 日)
  特許庁審判長
 1 事件の表示
 2 被請求人
住所(居所)
    (電話又はファクシミリの番号)
     氏名 (名称)
 3 代理人
住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
   氏名 (名称)
判決の送達日
 5 中立ての趣旨
 6 添付書類の目録
  「備考」

1 「判決の送達日」の欄には、「令和○○年行○第○○号の判決の送達日
  記載する。
3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま
   で、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式61の2の備考4並びに様式
第63の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2、様
式第61の2の備考4中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるもの
```

```
模式第 64(第48条の 2 関係)(平2通座会41・追加、平5通座会75・平7通座会7・平8通座
会75・平9通座会117・平10通座会87・平11通座会132・平15延座会141・平27延座会 6・会元
     経産令1・令2経産令92・一部改正)
                    除斥(忌避)申立書
                                 (令和 年 月 日)
    特許庁長官
    審判事件の表示
    申立人
     (識別番号)
     住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
 氏名(名称)
     (識別番号)
     住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
     氏名 (名称)
 4 申立の趣旨
 5 中立の理由
 6 疎明方法
 7 添付書類又は添付物件の目録
  [備考]
  1 「審判事件の表示」の欄には、「無効○○○─○○○における審判
  宮 (審判書記官) 除斥 (忌避) 申立事件」のように記載する。
2 「中立の趣旨」の欄には、「無効○○○一○○○○事件における審判
    官(審判書記官)○○は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「無効○○○一○○○○事件における審判官(審判書記官)○○
    に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
   3 「疎明方法」の欄には、除斥(忌避)の理由を裏付けるに必要な疎明を記
   4 「(織別番号)」は、拒絶査定不服審判事件(特許出願についてするものに
限る。)について審判官(審判書記官)除斥(忌差)の申立てをする場合に
   限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。
5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16ま
    で、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4及び7と同様とする。
```

```
様式第 64 の 2 (第48条の 3 関係)(平11通産令132・追加、平15程産令141・平27程産令 6・
       令元経産令1・今2経産令92・一部改正)
審理の方式の申立書
                                             (令和 年 月 日)
     特許庁審判長
                          兴
     審判の番号
  2 請求人(被請求人、参加人)
住所(居所)
       (電話又はファクシミリの番号)
       氏名 (名称)
  3 代理人
       住所 (居所)
       (電話又はファクシミリの番号)
       氏名 (名称)
  4 申立の内容
  5 添付書類の目録
   [備考]
    1 「解判の番号」の欄には、「無効○○○一○○○○」のように解判の
番号を配載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「1
審判の番号」を「1 審判事件の表示」とし、「特許第○○○○○号特
   審判の番号」を「11 審判事件の表示」とし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号的

許無効審判事件」のように記載する。

2 「申立の内容」の欄には、審理の方式の申立の理由を記載する。

3 その他は、様式第3の備考1か53まで、7か511まで及び14か516ま

で、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考4と同
```

```
様式第 64 の 3 (第48条の 3 関係)(平11通産令132・追加、平15程産令72・平15経産令141・
     平19経産令14・平27経産令 6・令元経産令1・令2経産令92・一部改正)
 【書類名】 口頭審理申立書
(【提出日】 令和 年 月
【あて先】 特許庁審判長
                      H)
 【審判事件の表示】
   【審判番号】
    【出願番号】
 【審判請求人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
   (【電話番号】)
   (【ファクシミリ番号】)
 【代理人】
   【織別番号】
    【住所又は居所】
   【氏名又は名称】
(【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
【申立の内容】
 【提出物件の目録】
[備考]
 1 「【審判事件の表示】」の欄の「【審判番号】」には「不服○○○一○○○
  ○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には「特願○○○

一○○○○○」のように終許出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が
  通知されていないときは、「【審判番号】」を「【審判請求日】」とし、審判請求
をした年月日を記載する。
 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22
  から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の6の備考1、4、6及び7と
```

```
様式第 65 の 2 (第50条関係) (平11通産令132・追加、平15経産令72・平15経産令141・平19経
      産令14・平27経産令 8・令元経産令1・令元経産令18・令2経産令92・一部改正)
  【書類名】 証拠説明書
 (【提出日】 令和 年
【あて先】 特許庁審判長
                               H)
  【審判事件の表示】
     【審判番号】
     【出願番号】
  【審判請求人】
     【識別番号】
     【住所又は居所】
     【氏名又は名称】
     (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
【代理人】
     【巤別番号】
     【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
(【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
【証拠の説明】
  【提出物件の目録】
[備考]
1 「【証拠の説明】」の欄には、「号証」、「標目」、「原本・写しの別」、「作成年
1 「「証拠の説明】」の欄には、「号証」、「標目」、「原本・写しの別」、「作成年
   [ 1 【証拠の説明】] の欄にな、「号証」、「標目」、「原本・多しの別」、「作成半月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書に付された符号及び番号
    を記載する。
  2 この終りる。
2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10か514まで、16か518まで及び22
か525まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに
様式第64の3の備考1と同様とする。
```

```
様式第 65 の 3 (第50条関係) 〈平11通産令132・追加、平27経産令 6・令元経産令 1・令元経
      産令16・今2経産令52・一部改正)
証 拠 説 明 書
                                      (令和 年 月 日)
     特許庁審判長
                      兴
    審判の番号
 2 請求人(被請求人、参加人)
住所(居所)
       (電話又はファクシミリの番号)
      氏名 (名称)
 3 代理人
住所 (居所)
       (電話又はファクシミリの番号)
      氏名 (名称)
  4 証拠の説明
  5 添付書類又は添付物件の目録
  [備考]
   1 「証拠の説明」の欄には、「号証」、「標目」、「原本・写しの別」、「作成年
月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載す
     る。「号証」の項目には、審判事件においてその文書に付された符号及び番
   る。「写面」が発出には、集刊事件においてでの文章と行された行う及び音号を記載する。

2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中
```

「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替え

るものとする。

```
様式第 65の4 (第50年の2関係) (平11連合中12・連加、平15組合中2・平15組合中3・・正12組合中3・・元12組合中3・・元12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・正12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・元12組合中3・
```

様式第65の5の2(第50条の2の2関係)

```
様式第 65 の 5 の 2 (第50条の 2 の 2 関係) (平25項産金字2・通知、平27項産金令6・平26項

産令3・平31項産令12・会元成金令1・会立組金令22・通知、平27項産金令6・平26項

第 正 請 求 取 下 書
(令和 年 月 日)
特許庁審判長 殷
1 事件の表示
2 訂正請求人
住所 (居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名 (名称)
(国籍・地域)
3 代理人
住所 (居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名 (名称)
(国籍・地域)
4 新行書類の目録
[備考]
様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から11まで及び14から16まで、様式第 5 の

備考 3、様式第10の備考 6、様式第55の 2 の備考 6、様式第57の 億考 2、様式

第610 2 の備考 4 並だに様式第63の 2 の備考 1 と同様とする。
```

様式第65の9(第51条関係)

1と同様とする。

様式第65の13 (第58条関係)

```
様式第 65 の 13(第58条関係)(平11過度令132・追加、平15程度令72・平15程度令141・平19程
WALMS 10 U / 16 (男の交換附条) (中川連参句22 : 連水, 平15編金を
産令14 - 平27編金令6 - 今元編金令60 - 一部改正)
【書類名】 証人機関申出書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 株許庁業料長 殿
 【審判事件の表示】
【審判番号】
     【出願番号】
 【審判請求人】
     【織別番号】
     【住所又は居所】
【氏名又は名称】
    (【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
【代理人】
    3埋人】
【識別番号】
【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
(【電話番号】)
 (【ファクシミリ番号】)
【証人の表示】
  【尋問に要する見込み時間】
 【提出物件の目録】
  [備考]
   1 「【証人の表示】」の欄には、証人の氏名、住所(居所)及び職業を記載す
   2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び
22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並
びに様式第64の3の備考1と同様とする。
```

```
株式第 65 の14 (第58条関係) (平11過度や132 達加. 平27度線令6・今元程度や1・令2程度 41・令2程度 41・61を 41・6
```

```
様式第 65 の 15 (第58条の 2 関係) (平11過金申13・連加、平15版章申20・平15版章申14・平15版章申3・申25版章申30・一部改正)
[審規名] 等問事項書
([張旭日] 今和 年 月 日)
[あて先] 特許庁審判長 殿
[審判書号]
[法判審号]
[法判審号]
[法判審号]
[法判断表]
[(佐辰又は名称]
(「東名又は名称]
(「東名又は名称]
(「東名下文は名称]
(「東名下文は名称]
(「東名下文は名称]
(「ファクシミリ番号])
[代元人]
[議別番号]
[住原又は居所]
[氏名又は名称]
(「東京な場所)
[氏名又は名称]
(「東部番号)
(「ファクシミリ番号])
[近元人]
[衛門専項]
[提出物件の日録]
[議本人]
[報明専項]
[提出物件の日録]
[議本人]
(「東京 2 の備考 1、2、4、10から14まで、16から18まで及び2から20まで、核式第 4 の備考 4、様式第61の 6 の備考 1、4、6 及び7 並びに様式第64 の3 の間備者 1と同様とする。
```

様式第65の17(第58条の17関係)

```
様式第 65 の17 (第58条の17関係) (平11通金中120 注約、平15組金中20・平15組金中14・
平15組金中14・中25組金中1・中2組金中20・一部次位)
【書類名】 回答者選挙項記載書面
【後担日】 中和 年 月 日)
【あて先】 特許庁審料長 殿
【審判書号】
【法判番号】
【説別番号】
【成別番号】
【成兄は名称】
【電影番号])
【で更とり番号])
【作理人】
【説別番号]
【住所又は周所】
【氏名又は名称]
【電影番号])
【で変みとり番号])
【作理人】
【識別番号]
【住所又は他所]
【氏名又は名称]
【電影番号])
【「ファクシミリ番号])
【で選込 音号]
【性所文は 一個 「に名又は名称」
【電影番号])
【「電影番号])
```

```
株式第 65 の 20 (第60条陽係) (平1)適度申132 1 通知, 平27版庫申6 6 今元経庫申1 6 中 2 経 度 の 申 出 書 (令和 年 月 日) 6 特許が審判長 殷 1 審判の番号 2 請求人(被請求人、参加人) (任所(周所) (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) 3 代理人 (任所(周所) (電話又はファクシミリの番号) 氏名(名称) 4 擬定事項 5 派付書類の目録 [備考] 株式第 3 の 億考 1 から 3 まで、7 から11まで及び14から16まで、様式第 5 の 億考 3、様式第5の 億考 2、様式第64の 2 の 億考 4 並びに様式第64の 2 の 億等 4 と 同様とする。
```

```
様式第 65 の 21 (第60条関係) (平11歳費金)13.2 注加,平15歳産金)2・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)4・平15歳産金)2・15歳産金)4・15歳産金)4・15歳産金)4・15歳産金)4・15歳産金)4・15歳産金)4・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金)5・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳産金の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全の・15歳を全のを全の・15歳を全のを全の・15歳を全の・15歳を全のを全のを全のを全のを全のを全のを全のを全のを全のを全のを
```

様式第65の25 (第62条関係)

```
様式第 65 の 25 (第62条関係) (平118度金+13・達加, 平15程度金+13・平15程度金+14・平15程金+14・平15程金+01・中2程度金+01・中2程度金+1・中2程度金+12・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度金+13・平15程度全-13・平15程度金+13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度-13・平15程度全-13・平15程度全-13・平15程度-13・平15程度全-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15年度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平15程度-13・平
```

```
様式第 65 の 26 (第62条関係)(平11通産令132・追加、平27経度令6・令元経産令1・令2 経
     産令92・一部改正)
                    検証申出書
                                 (令和 年 月 日)
    特許庁審判長
                  兴
 1 審判の番号
 2 請求人(被請求人、参加人)
住所(居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称)
 3 代理人
住所 (居所)
     (電話又はファクシミリの番号)
 氏名(名称)
4 検証の目的
 5 添付書類の目録
  [備考]
  (1886年)
権式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の
備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考
   1と同様とする。
```

削除

```
証拠保全申立書 (令和
    (特許庁審判長
                  殿)
   事件の表示
 2 申立人
     住所 (居所)
    (電話又はファクシミリの番号)
     氏名 (名称)
    (国籍・地域)
 3 代理人
住所 (居所)
    (電話又はファクシミリの番号)
 氏名 (名称)
4 相手方
    住所 (居所)
     氏名 (名称)
 5 証明すべき事実
 6 証拠
   証拠保全の事由
 8 疎明方法
 9 添付書類又は添付物件の目録
 日 日本代の表示」の構には、番刊商水町にあっては「茶町事じしししし

号に関する証拠保全中立事件」、審判請求後にあっては「無効○○○○○

○○○○に関する証拠保全申立事件」のように記載する。
  2 「証明すべき事実」の欄には、中立人の主要を裏付ける事実を記載する。
3 「証拠保全の事由」の欄には、連やかに証拠調べを行わなければならない
  事情を記載する。
4 「疎明方法」の欄には、証拠保全の事由を裏付けるに必要な疎明を記載す
  る。

5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16

まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2並びに

様式第61の2の備考3及び4と同様とする。
```

```
様式第69(第69条関係)
【書類名】 特許料納付書
(【提出日】 令和 年 月
                      日)
 【あて先】 特許庁長官
【出願番号】
  【請求項の数】
  【特許出願人】
    【氏名又は名称】
 【納付者】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
【氏名又は名称】
  【納付年分】 第1年分から第 年分
          ここに特許印紙をはり付けること
  1 「【出願番号】」の欄には、「特願〇〇〇〇一〇〇〇〇」のように特許出願の番
  2 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人
   にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてそ
  の代表者の氏名を記載する。
3 「【特許出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、そ
   れぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【特許出顧人】
    【氏名又は名称】
【特許出願人】
      【氏名又は名称】
    【納付者】
       【識別番号】
      【住所又は居所】
【氏名又は名称】
    【納付者】
【識別番号】
       【住所又は居所】
       【氏名又は名称】
   4 特許査定の謄本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したとき
   は「【納付年分】(備考のに該当する場合にあっては「【持分の割合】、備考7に該当する場合にあっては「【特許科等に関する特記事項】」)の欄の次に「【その他】」の欄を
```

- 設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」、「令和何年何月何日出願人名義変更届 提出」のように記載する。
- 5 特許印紙をはるときは、その上にその類を搭弧をして記載する。特許法第107条第5 項ただし書の規定により、現金により特許料を納付した場合であって、納付書による ときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるもの とし、納付情報によるときは、「[納付年分]」の欄の次に「[特許料の表示]]及び「[納付番号]」の欄を設けて、「[納付番号]」の欄に対して「[納付番号]を記載する。
- 17 油が1 の棚と成り、「個的1分で」」の棚に割り当かで出版。対 の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)にその特分の割合を乗じて得 た額を合募して得た額(以下この様式において「合算して得た額)という。)を納付す るときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては「「納付年分」の欄の次に「[持 分の割合]」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載 し、減免を受ける者を含む者の共有に係え権利にあっては「「納付年分」の欄の次に「[持 対象を受ける者を含む者の共有に係え権利にあっては「「納付年分」の欄の次に「[特許科等に関する特記事項]」の欄を設けて、「特許法施行今第9条第〇号〇に掲げる要件に選当する者である。(〇〇〇〇一持分〇/〇)」以は「特許法施行会第0条第〇号〇に掲げる者に該当する者である。(〇〇〇〇一持分〇/〇))のように減免を受ける第ことともに、「[特許科等に関する特記事項]」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許科の納付の制合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第10 7条第1項に規定する特許科の金額の割合を記載する(備等4により「【その他】」の欄に 名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)。)。側に
- 7 第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受け ようとするときは、[[納付年分]] の欄の次に「[特許科等に関する特記事項]」の欄 を設けて、「特許法施行令第9条第0今のに掲げる要件に該当する者である。」又に「特 許法施行令第10条第0号のに掲げる者に該当する者である。」のように記載する。 だし、備等6により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 8 第69条第3項の規定により特許法第109条以は第109条の2第1項の規定の適用を受け、かつ、第72条第3項の規定により特許法施行令第11条第1項を見ては内条第2項各別に損じる事項及び第72条第1項の申請書の提出を省略する目を特許特結告に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称」」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第0号〇に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第9条第0号〇に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行会第10条第0号〇に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」とは「特許出願人」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「【特許出願人」」の欄の次に「【住所又は名称】」の欄の次に「【性所又は「任務工程を」」の欄の次に「【性所又は「保持工程を」」の欄の次に「【性所又な「保持工程を」」の欄の次に「【性所又は「保持工程を」」の欄の次に「【特許性系」」の欄の次に「【特許性系」」の欄の次に「【特許性系」」の欄の次に「「供許工程を」」の個の次に「【特許性系」」の個の次に「【特許性系」の「長名又は名称」」の欄を設けて、「特許法施行令等9条第0号〇に掲げ

る要件に該当する特許出願人である。(〇〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を 名略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人で ある。(〇〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受 ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第2条第1項の申請書の提 出と名略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、【「特許料等に 関する特部事項】」の欄の次に【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇/ 〇)のように合葉して得た版と特許法第10条第1項に規定する特許料の金額の割合を 記載する(備等により【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したとき

は、その記載の次に行を改めて記載する。)。 9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで並びに 様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願 人】とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と読み替える

```
様式第70 (第69条関係)
   ##10 (第65条関係)
【書類名】 特許料納付書
(【提出日】 令和 年
【あて先】 特許庁長官
                            月
    【特許番号】
【請求項の数】
    [特許権者]

[氏名又は名称]

(納付者)

[識別番号]

【住所又は居所]

【氏名又は名称]

[納付年分]
                         第 年分
    ( 円)
               ここに特許印紙をはり付けること
  (備客)
1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載す
```

- る。 2 特許法第112条の 2 第 1 項の規定により特許科及び割増特許料を追続するときは、「【統付年 分】、【備考 3 に該当する場合にあつては【持分の割合】」)の欄の次に【特許料等に関する特記 事項】「の欄を設けて、「特許法第112条の 2 第 1 項の規定による特許科及び割増特許料の追納」

```
様式第70の2 (第99条の2 関係)
【書類名】 回復更由書
(「提出日」合和 年 
【あて先】 特許予長官
【特許委号】
【特許委号】
【自所又は原形】
【長久又は原形】
【長久又は原形】
【現後の選手】
    【代理人】
【歳別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【回復の理由】
(【手数料の表示】)
         【子板村の表示】)
(【納付書番号】)
       【提出物件の目録】
```

【特別権制】 「報知場例】 【作業文式場所】 「北京文式場所】 「北京文式場所」 「北京文式場所」 「北京文式場所」 「実施した別)」と記載し、別の開催に次のように「「別解」」と記載して、当該回復理由非の提出に係る特許番号 「特許書的区別りには読点「、」を付すこと、)を記載する。 【別線氏】

様式第71 (第72条関係)

```
様式第72(第73条関係) (平11通産令132・追加、平16組産令28・平15組産令14・平20組産令69
深风第一(2 (無1公來)例(所) (平1通產命20、港)。 平10通產命20、平10通產命20、平20通產命22、帝元組產令12、帝元組產令12、帝2組產命20、一部改正)
【書類名】 審查請求科級免申請書
【提出日】 命和 年 月 日)
【多て先】 特許庁長官 殿
 【出願の表示】
    【出願番号】
 【申請人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
    【氏名又は名称】
 【代理人】
    【識別番号】
    【住所又は居所】
【氏名又は名称】
 【申請の理由】
 【提出物件の目録】
  [備考]
  1 国際特許出題について、出題の番号が通知されていないときは、「【出題番号】」を「【国際出版番号】」とし、「PCT/○○○/○○○○] のよう
   に国際出願番号を記載する。
2 「【申請の理由】」の欄には、「特許法等関係手教料令第1条の2第○号○
    に掲げる要件に該当する申請人である。」又は「特許法施行令第10条第○号
   ○に掲げる者に該当する申請人である。」のようにその旨を記載する。
3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及
    び22から24まで、様式第4の備考4並びに様式第31の5の備考1と同様とす
     る。
```

```
4 「【選連請求入】又は「【代理人】」の間の「【任名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話奉引】」又は「【マアシミリ番号】」の画を設けて、返還請求人又は代理人の有する電話又はファッシミリ番号】」の間でなって記載する。
5 「【報話奉号】」又は「【ファクシミリ番号】」の個を設けて、返還請求人又は代理人の有する電話又はファッショリの番号をなるべく記載する。
6 「【報話神学金額】」の間には、実際に特付した特許料の特付年分と時付金額の合算額(「円」、「、」等を付きず、アラビア教学のみで表示すること。以下この様式において同じ、)を定職方の人で、「「「選問を整理」の間には、議議が情報に配じ、は、当該事等がごして、「「国題を対しついて適正に特付すべき特許料の合算額を記載する。
7 「【選題を建設会】」の間には、表面を請求する特許料の合算額を記載する。
8 「【選題を報込会】」の間には、表面を請求する特許料の合算額を記載する。
7 「【選題を報込会】」の間には、表面を請求する特許料の人類のように「日産機制」」には「指連預金」又は「指維預金」の別を、「【日産番号】」には「の日本のように「日産の番号を、「【フリガナ】」には海田屋の金銭、から、打造な機能を入」は「「ロ番号」」には、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、から、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、大き、「日本の金銭、「「日本の金銭」」(日本の金銭、「「日本の金銭、「「日本の金銭」」)とあるのは「日本の金銭」、「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」「「日本の金銭」」「「日本の金銭」」「「日本の金銭」」「「日本の金銭」」「日本の金銭」「日本の金銭」「「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日本の金銭」「日
```

```
連金振込先】」の間は設けるには及ばない。
7 その他は、様式第2の場合1から4まで、1かから14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の構き4
様式第31の5の場合1まびに様式第73の構合3、4、8及び9と同様とする。この場合において、様式第2の構合
16中 記載する。また、代理人が呼渡上・外間追事的非理大利司主人のときは、「【代表者】」の対こ「【代理関係の特記事項】」の概念的で、「業界を執行する社員は〇〇〇〇」のように素券を執行する社員の及名を記載する(浄理士法部分(平局72年を第24号)第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求をする場合を除く。)」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。
```